

第百七十一回国
参議院外交防衛委員会會議録第十五号

平成二十一年六月二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十九日
辞任
中山 恭子君
補欠選任
小池 正勝君

六月二日
辞任
藤田 幸久君
補欠選任
徳永 久志君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
榊葉賀津也君

浅尾慶一郎君
一川 保夫君
白 眞勲君
木村 仁君
小池 正勝君
犬塚 直史君
風間 直樹君
谷岡 郁子君
徳永 久志君
広中和歌子君
藤田 幸久君
岸 信夫君
佐藤 正久君
橋本 聖子君
山本 一太君
浜田 昌良君
山口那津男君
井上 哲士君
山内 徳信君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局側

政府参考人

外務大臣	中曾根弘文君
国土交通大臣	金子 一義君
防衛大臣	浜田 靖一君
外務副大臣	橋本 聖子君
国土交通副大臣	加納 時男君
防衛副大臣	北村 誠吾君
国土交通大臣政務官	岡田 直樹君
防衛大臣政務官	岸 信夫君
常任委員会専門員	堀田 光明君
内閣官房内閣参事官	山本 条太君
内閣官房内閣参事官	浅利 秀樹君
内閣官房総合海洋政策本部事務局長	大庭 靖雄君
内閣法制局第二部長	横畠 裕介君
内閣府国際平和協力本部事務局局長	高田 稔久君
外務大臣官房審議官	石川 和秀君
外務大臣官房審議官	知原 信良君
外務大臣官房参事官	小田 克起君
外務省北米局長	石井 正文君
外務省中東・アフリカ局アフリカ審議官	梅本 和義君
	秋元 義孝君

外務省国際法局長 鶴岡 公二君
国土交通省海事局長 伊藤 茂君
海上保安庁長官 岩崎 貞二君
防衛省防衛政策局長 高見澤將林君
防衛省防衛政策局次長 松本隆太郎君
防衛省運用企画局長 徳地 秀士君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(榊葉賀津也君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五月二十九日、中山恭子君が委員を辞任され、その補欠として小池正勝君が選任されました。

○委員長(榊葉賀津也君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榊葉賀津也君) 異議ないと認めます。

それでは、理事に小池正勝君を指名いたします。

○委員長(榊葉賀津也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣参事官浅利秀樹君外十五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榊葉賀津也君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(榊葉賀津也君) 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚直史君 民主党の犬塚です。
今日は、本題に入る前に、昨日のこの共同通信の核持込みの密約についての報道がありましたので、この件について確認をさせていただきたいと思ひます。

この共同通信によると、外務事務次官経験者四人の証言要旨というのが載っているわけですが、例えば、核に関して日米間で非公開の了解があるということは前任者から聞いており、次の次官に引き継いでいたと、これは大秘密だった、当時の首相や外相に伝えたことはなかったと、政治家に話をすると漏えいをするから、そして、外務省で日米安全保障条約を担当している者は密約のことはみんな知っている、こういう報道がなされているんですけれども、このとおりという認識なんですか。

北米局長、どうですか。

○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。
政府が従来から申し上げているとおり、その報道にありますような密約なるものは存在いたしません。

せん。この点につきましては、歴代の総理大臣及び外務大臣が密約の存在を明確に否定しているところでございます。

○大塚直史君 おっしゃったとおり、河村官房長官が既に、米国が核持込みをする場合、事前協議の対象になっていると、事前協議がない以上は持込みはないということに全く疑いを持っていないというふうに官房長官も言っておられるわけですが、外務大臣、そのような理解でよろしいんですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今参考人から御答弁いたしましたけれども、御指摘のような密約は存在しないわけでありまして、この点につきましては歴代の総理大臣及び外務大臣がこのような密約の存在を明確に否定しているわけでありまして、また米軍による我が国への核の持込みについては事前協議の対象になっているわけでありまして、そのような申入れがない以上、これは、核持込みがなかったということについては、官房長官がおっしゃったと同じ、全く疑いを有しておりません。

○大塚直史君 私、このような報道が出てきて、まあ出てくれば当然否定をするわけでありまして、このような報道が出てくるということ自体が官僚外交、私は官僚という言葉は余り好きではないんですが、要するに官僚の大きな機構の中で政治が決めたことを官僚がしっかりとやっていくという中で、大きな転換期に差しかったときに本当に政治が指導力を発揮できるのかという非常に疑いを持つわけでありまして。

今お手元に配りました北東アジア非核兵器地帯条約案というのを、これを御覧になっていただきたいんですが、中曽根大臣に伺いますが、こういう非常に前向きな条約案、北東アジア地帯を非核地帯として、それを囲む米国、ロシア、中国がこれに対しては先制核使用を行わないというように、この条約案というものが、これは民主党の鳩山代表も岡田幹事長もこれ民主党の代表選のときから言っているわけですが、こういう、これは民主党だけではないんですが、すべての当

事者も国際社会も巻き込んで、だれもが反対できないようなストーリーを日本の政治が提案をしていくべきときだと思うわけですね。

こういうことはやっぱり政治主導でないと、官僚機構の中からはこういうことは言い出せないわけでありまして、中曽根大臣、どうでしょうか、このまは北東アジア非核兵器地帯条約については、認識はお持ちだったでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私も、委員御承知かもしれませんが、四月末に核軍縮についての十一の指標ということで提案をさせていただきまして、核兵器のない世界をつくるということは、我々政治が中心になって努力しなければなりません、各政党がそのようなことを検討して提案をされるというところは、私はこれは非常に結構なことだ、そういうふうには思っております。

ただ、委員がお配りになりましたこの非核兵器地帯というこの構想につきましては、一般的に申し上げれば、これはもう当然のことながら世界とそれからこの地域の平和と安定に資するものであります、やはり大事なものは核兵器国を含むすべての関係国の同意を得られるということが大切だと思っております。そういうような同意が得られると、そういう条件が満たされれば、私は核拡散の防止等の目的に資すると思っておりますが、現実問題としては、この日本の周辺地域という意味では、北東アジアにつきましては、依然として不透明な要素とかあるいは緊張関係がありますし、現実には核戦力を有した、核戦力を含む大規模な軍事力というものが存在するわけですから、まだ私自身は、御提案なり考えというものは一つの考えだと思っておりますが、環境は整っていないではないかなど、そういうふうには思います。

○大塚直史君 官僚の書いたものを読まれるとどううしてもそういう方向になるわけですが、やっぱり政府の公式の立場から半歩でも進んだ発言を、特にこのような危機が目の前にあるときは政治のインシアチブを是非取っていただきたいと思うんですが。

この配付資料を見ていただくと、これが、南極を含めて今既に六か所の非核地帯条約が、発効しているものもあります、批准だけで発効していないものもありますが、こういう六か所の非核地帯がもう既にあります。そして、今の時点でこの話を改めて持ち出したのは、このスリー・プラス・スリーというものが六者協議の枠組みそのままだからであります。特に、六者協議において北朝鮮の核施設無力化、解体が協議されているわけですから、まさにこの条約の大前提がこれにあるわけなんです。ですから、まずこの大前提を六者会合で対話という形でやっていくんであれば、今まではちよつと違うような新しい提案を政治主導でしていくべきではないか。

特に、この特徴のところを見ていただきたいと思います、地帯内国家の国内にある他国の軍事施設、例えば在日米軍基地も対象にあるということまで踏み込んでここに書いてあるわけですね。もし政府の言うとおりの非核三原則は神話ではないということであるならば、今まさにこういうことを進めていくべきであるし、まさに大臣の、今度は大臣自身のお言葉で、あれだけいい十一の提案までされているわけですから、しかも、川口元大臣も、そしてオーストラリアの外務大臣も、まずアメリカの大統領が核の先制不使用の採用を検討するべきだという宣言まで今年になって出しているわけですから、もう半歩ぐらい踏み込んだ発言をお願いしたいんですが、外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 核をなくすということについてはいろいろな考え方もあると思いますが、今お話ありましたような地域的な条約もできているということですから、我々も前向きにこのようなことを目ころから検討する必要があると、そういうふうには思っております。

先ほど申し上げましたけれども、この地域は今北朝鮮の本当に喫緊の課題である事態がありますので、まずはこれを、国際社会が一致してこの北朝鮮の非核化を進めていくと、それと並行しながら

ら今委員がおっしゃったようなこのような取組についても議論をし検討していくということは、私はいいいこと、大事なことだと思っています。

○大塚直史君 そこで、対話と圧力ということでもう一度北朝鮮のことを確認させていただきたいんですが、防衛大臣に伺います。

我が国を射程に収めるミサイル発射基地あるいはノドンの数、例えばこれ、ICG、国際危機グループの報告書によれば、ノドンは最大で三百二十基、核が六発から八発持っているだろうと、これ、韓国政府のレポートですね。そうしたところから同時にミサイルが飛んできた場合にこれを本当に防ぐことができるのか。あるいは、この北朝鮮のミサイル発射基地の位置を我が国は把握しているのかどうか。そして今、敵基地攻撃能力の議論も出始めているようなんですが、日本がそのような能力を持ったと仮定をして、地下深くにあるこの三百二十と言われるミサイル、ノドンを、こちらに一発でも核が落とされたら困るという中で、敵基地攻撃能力、どの程度現実的なものか、防衛大臣の見解を伺います。

○国務大臣(浜田靖一君) 今先生の御質問の中にありました、まずその数と場所についての程度というお話でございました。

先生から御説明がありましたように、北朝鮮は我が国のほぼ全域が射程内に入る可能性があるノドンの配備を進めておりますし、その射程は約千三百キロに達すると見られておりますし、また、テポドン1、テポドン2に加えて、北朝鮮は新たに我が国を射程に収める可能性のある中距離弾道ミサイルの開発を行っていると思われるというのはいわゆる承知しておるところでございます。

北朝鮮の弾道ミサイル発射基地の数、場所について、これ網羅的に断定的にお答えするのは大変難しいというふうに思っております。その上で、例示的に申し上げれば、テポドン1及びテポドン2の、又は派生型はテポドン地区から発射された。ノドンについては、発射台付きの車両に搭載されて移動して運用されると考えておりますの

で、その数については、我々とすれば、今確実に先生がおっしゃった内容のお話というのは我々も承知をしておりますけれども、今現在でどれだけの数があるというのを正確に把握しているわけではございません。

そしてまた、今新たに、じゃ、もしもそういった基地のある中で、これを攻撃してすべて、攻撃する能力を持つことは可能かというお話もあったわけでありますが、これに関しては従来どおり我々申し上げているとおりでございますが、敵基地攻撃として憲法との関係について、法律上の問題としては、他に手段がないと認められるものに限っては敵の基地をたたくことも憲法で認める自衛の範囲内に含まれるとの考えを示してきております。

その一方、現実の自衛隊の装備体系の在り方としては、我が国に対して誘導弾等によって攻撃が行われるような場合に対しては全く支援を受ける手だてがないというような事態は現実の問題としては起こり難いこと、そしてまた、我が国は日米安全保障体制下、日米間の適切な役割分担によつて我が国の平和と安全を期することとしておりますので、敵基地攻撃を目的とした装備体系の保有は考えておりません。

また、お尋ねの点を含め、いわゆる敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有するか否かについては、政治的な判断が必要でありますし、国会等において幅広い議論が行われることが重要だと我々は認識をしております。

○犬塚直史君 何でこんなことを申し上げるかといいますが、こういうときに感情的な対応は厳に慎まなければならない、圧力を加えるのであれば本当に圧力になるようなことをしなければいけないと思うわけでありまして、二国間で全面的な輸出入の停止ですとか、あるいは人の移動の禁止ですとかということをどんなにやったところで、中国やロシアを含む諸外国の協力を得ることができなければ本当の圧力にはなり得ないということはどう我々みんなよく理解しているわけでありまして、

て、こういうときにやはり感情的にならずにしっかりとした対応をお願いしたいと思うわけでありまして。

中曽根大臣、北朝鮮には約二千五百万人の国民がいるわけでありまして、もしこれ国家が崩壊するような事態になれば大体五百万人ぐらいの難民が流出すると言われております。そういう事態になればもう数千万単位の犠牲者が出るでしょうし、例えばアフガニスタンやパキスタンなどで、あるいはソマリア等々で起こっているようなことが実際に隣国で起こってしまうというこのような事態にあつて、やっぱり対話と圧力、圧力はこれはもう絶対に国際社会が一致したものでなければいけない、感情的な対応はしてはいけない、そして出口をきちんと指し示すような創造的な提案をしていただきたい。もう一度お願いしますね。

コメントをお願いします。

○国務大臣 中曽根弘文君 こういう北朝鮮に対しては、対話と圧力、この両方をバランス取れるようにやっていくということがこれはもう大変大事なわけでありまして、そういう中で、我が国としては、拉致とか核とかそれからミサイル、こういう諸懸案の包括的解決に向けた具体的な行動を北朝鮮から引き出すべくやはり米国や関係国と協力をしていくということが大事だと思っておりますが、北朝鮮に対する圧力も様々なものがあろうかと思いますが、圧力というのは、委員もお考えだと思いますけれども、これはもう総合的なものであつて、いろいろな要素が複合的に絡み合つてそして全体として効果を上げてくるものだと、そういうふうな思っております。

今、北朝鮮のもしもの事態の難民のお話がありましたけれども、まあ仮定の御質問にお答えすることは適當ではないと思いますが、まずはそのような事態にならないように対話と圧力、両方をバランスよく取りながら、粘り強く北朝鮮に非核化の話を、実現を進めていくということが今一番大事なんじゃないかと思っております。

○犬塚直史君 それでは、本題の海賊行為の法案

に移りたいと思います。

まず、第一条の目的のところには私は非常に引かかるわけがありますが、海賊行為というのは人類共通の敵でありますので、この人類共通の敵に對して、海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲でこれに對処していくという法案だと理解しておりましたところ、この目的の第一条の前半のところに、海に囲まれ云々という我が国のこれ利益が書いてあるんですね。

私はここに非常に違和感を覚えるわけでありまして、中曽根大臣にまず伺います。国際法益というのとは一体何なんですか。

○国務大臣 中曽根弘文君 国際法益について確立された定義があるわけではないと思いますが、その上で申し上げれば、法益というものは法律によつて保護される利益をいうものとされております。

そういう文脈から国際法益をとらえれば、一般に国際法益とは、国際社会全体の利益やまた関心事項でありまして、国際法によつて保護されるものと、そういうふうな考えられます。

○犬塚直史君 私は昭和十六年から今日までの国会審議を調べてみたところ、国際法益という言葉は四回しか使われていないんですね。逆に、国益という言葉は二百一回使われているわけですね。この目的のところを書いてあるのは、同じ文章の中に国益とそれから国際法益というこの二つがごっちゃになつて書かれてあるんですね。私は、これは非常に問題だというふうに思っています。

そこで、まずこれ外務省に伺いますが、現代国際法上の強行規範というのとは何なんでしょうか。

○政府参考人(鶴岡公二君) 現在の国際法の下に強行規範というものがどのように認識されているかという御質問かと思いますが、条約法に関するウィーン条約第五十三条において強行規範に対する言及がございます。この中では、「いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によつての

み変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう」と定義されております。さらに、条約締結のときに、一般国際法の強行規範に抵触する条約は無効である旨を規定しております。

○犬塚直史君 簡単に言えば、強行規範というのは、この強行規範で禁じられているようなものを認めるような条約自体が認められない。つまり、国際社会が全体でもってこれだけはいけないよというのを決めていっていると私は理解いたしますが、それでは、どのような法規が強行規範であるかについて、国連国際法委員会での草案では何が例示されているんでしょうか。

○政府参考人(鶴岡公二君) ただいま御紹介を申し上げました条約法条約の規定に先立ちまして、強行規範に関する議論は長年にわたつて国際法の世界において課題とされてきたものでございまして。このウィーン条約法条約によつて規定されているものを含めまして、現時点におきましては、具体的に何が強行規範に該当するかについては必ずしも各国及び学説において一致した見解があるとは認められておりません。ただ、例えばで申し上げますと、国際連合憲章第二章四項に規定されている武力不行使の原則はこれに該当するということについてはほぼ一致した見解があると申し上げられると思います。

ただいまお尋ねの、先ほどの条約法条約に至る前段に行われました国連国際法委員会によるコメントによりまして、同委員会におきましては、強行規範の内容は今後の国家実行と国際判例にゆだねられるべきものとしております。その一方で、このコメントには同委員会の議論の過程で言及された見解が例示をされておまして、海賊行為などの、すべての国がその抑止のために協力することが求められている行為を企てたり黙認するような内容の条約は強行規範違反に当たり得るという見解も含まれております。

○犬塚直史君 つまり、それほど強い、国際社会

で一致してこれを行ってはいけないよという行為の類型の例示として海賊行為が入っている、あるいは侵略というものが入っている、あるいは奴隷売買というものが入っている、あるいはジェノサイドというものが入っていると認識をしているわけですが、そこで質問なんです、今回のこの法案で定義をされている海賊行為と、そして国連海洋法条約で定義をされている海賊行為の定義にはどんな違いがあるんでしょうか。

○政府参考人(鶴岡公二君) 国連海洋法条約において定められております海賊の定義と今回御審議いただいております法案の中での海賊の定義は、基本的に一致しておると認識しております。

他方、国内法でございますので、この法案の中にございます海賊についての定義は、国際法が言及していない、更に具体的な行為の態様についても明確にしております。その点において、海洋法条約の定義よりも詳しい定義になっているということも申し上げられるかと思っております。

○犬塚直史君 そのように大事な定義が国連海洋法条約では意外と、意外といいますが、割と抽象的なレベルであって、当該法案で定義しているのは、例えば付きまとい、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくは付きまとい、又はその進行を妨げる行為というのが二条六号で定義をされております。そしてまた、海賊をする目的で凶器を準備して船舶を航行する行為、同七号も定義をされております。

この部分、国際法上の定義とそこはなんいんでしょうか。

○政府参考人(鶴岡公二君) ただいま委員御指摘の法案の二条六号ないし二条七号に定義されている具体的な行動につきましては、先ほども申し上げたとおり、国連海洋法条約の中に具体的な明示的な言及はございません。

その海洋法条約の定める海賊行為の我が国としての理解を明文化したものが二条六号及び二条七号でございます、そういう理解の下におきましては、海洋法条約の定義と本法案の中にございま

す海賊行為の定義の間にそこがあるとは理解しております。

○犬塚直史君 ここで、大変素朴な疑問なので分かりやすく答えていただきたいんですが、海賊行為というのは人類共通の敵である。だから、この海賊法を、国内法を日本が整備をして、この国内法をもって地球の反対側で海賊行為をして公海にいるような海賊を言わば逮捕して連行して日本で裁くわけですね。

その際に、この国内法で言っている付きまといとか凶器を準備しているというような犯罪類型が国際法で定めている海賊行為じゃないじゃないかと、日本の国内法をどうして私が、管轄権は日本が持つて自分が逮捕されなきゃいけないんだと、これは違うぞということで訴訟をされたらどういう対応になりますか。

○政府参考人(鶴岡公二君) まず、国際法上の海洋法条約などにも明示の規定のございます海賊行為に対する取締りにつきましては、委員よく御承知のとおり、国際社会が一致協力して対応すべきことが定められております。これが海賊行為の各国による取締りについての国際法上の根拠となります。

他方、各国がそれぞれの当局によって具体的な海賊行為を取り締まるためには、当然のことながら、当局にその権限が付与される必要がございます。その過程におきまして具体的に当局が行う行為については、国内法の執行でございますから、明示、具体的な措置が必要となります。

仮に、今御指摘のような事態が生じた場合に、当然のことながら、我が国におきましては確立された法制度の下で裁判その他が行われることとなりますけれども、その際、様々な抗弁を海賊側の弁護人が行うことはあり得るかと思えますけれども、それに対しましては、従来から確立されている国際法規及びこの法案の内容に則して裁判が行われるものと考えております。

○犬塚直史君 そこで、この法案を実際に書いた担当の方に伺いたいんですが、ちよつとどなたか

よく分らないんですが、例えばハイジャックの場合、航空機の強取等の処罰に関する法律、このようなときには国外犯の規定が置いてあるわけですね。国外犯の規定というのは、要するに国内法で罪と定めたものを公海上でも管轄権を有するよということとをここで鮮明にしているわけですね。つまり、文字で法律の中に国外犯という規定を設けているわけですね。そこで、テロリストなり海賊がこれに抗弁をしたときに日本はこの管轄権を有するんだということにはここに書いてあるときちんと言えようになっているわけなんです、ほかの法案では国外犯の規定があるにもかかわらず、どうしてこの海賊法案ではこれがないのでしょうか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 本法案におきましては、国連海洋法条約に則しまして、構成要件において、公海上等における海賊行為を処罰の対象とするということを明確に規定しております。これ、二条を見ていただければそのように規定しているわけがございます。このように、構成要件において明確に規定している、必要にして十分な規定を設けているということであると存じます。

○犬塚直史君 それでは、その構成要件、公海上と書いてありますが、他国の領海の中でもこの海賊行為というものを取り締まることはできるんでしょうか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 海賊行為の定義に關しましては、法案の第二条の柱書きのところに、海賊行為とは、船舶に乗り組み又は乗船した者が私的目的で、公海又は我が国の領海若しくは内水において行う次の行為と云うような規定をいたしております。他国の領海内で発生した船舶の強取といったような行為につきましては、本法案で規定する海賊行為には該当しないという整理をいたしております。したがって、こういうものに対処することはないということでございます。

○犬塚直史君 それでは、公海上で海賊の取締りをやろうとしたと、そうしたらこの海賊行為をしていた人が他国の領海の中に逃げていった

と、その際にはこの他国の政府に了解を求めて、この了解があればこれを更に追尾して逮捕することはできると理解しているんですけれども、それよろしいですか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 外国の領海におきましては、当該沿岸国がその領域主権に基づいて自ら取締りを行うことが通常でございますので、我が国の海上保安官などの機関が警察活動のために立ち入るといことは基本的に想定をいたしております。したがって、追跡をしているような場合には、もし仮に外国の領海の境界付近まで来た場合には、当該沿岸国の警察機関に連絡を取るなりして、その後の手だてをうまくつなぐような連携を取るといようなことが基本であろうと存じます。

他方、先生がおっしゃったように、もし仮に沿岸国から要請があるとか、あるいはそういうようなものがあつたような場合には本法案の規定においても領海内に立ち入るといことは不可能ではないということでございます。

○犬塚直史君 沿岸国の要請があればそういう行動を排除するものではないと。

それでは、そのようなときにこの当該船舶の旗国、この了解も取らなくてもいいんでしょうか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 現在、今お話に出ておりますような海賊行為を行った船舶に關しましては、我が国がそういう一定の前提の下で管轄権を行使するというにつきましては、国際法上の問題がなく、その旗国の了解を取ることが必要ではないということでございます。

○犬塚直史君 もう一回聞きます。公海上の話ではなくて、他国の領海の中に第三国の旗を持つ海賊行為をやった者が逃げ込んだ場合、その領海の政府の要請があつたとしてもこれを取り締まるためには旗国の了解まで必要なんではないでしょうかというのが質問です。

○政府参考人(鶴岡公二君) 先ほどから御答弁申し上げており、海賊行為は国際法上公海上において行われる行為というふうに定義をされて

おります。この場合、旗国がいずれの国であるかといったことが要件の中に入っておりませんで、旗国の了解がなければその海賊行為を働いた船を取り締まることができないというのが国際法の規則ではございまして、いかなる旗を掲げていたにせよ、海賊行為を働いた国に対しては国際社会が一致してこれを取り締まることが海洋法条約の求めているところでございます。

したがって、当該船舶が他国の領海に入つた場合には沿岸国の領域主権に基づく了解を取る必要はありますけれども、旗国の了解を他国領海に入つたからといって改めて求める必要は国際法上求められておりません。

○犬塚直史君 それでは、調査捕鯨船のシーシェパードに対する海賊行為の適用について、国交大臣と外務大臣の御発言がちよつと違いますので、ここで確認をさせていただきます。

国交大臣は、「別途、SUA条約、海洋航行不法行為防止条約」というものがあり、捕鯨の場合には海賊対処、海賊行為ということでは世界的に位置付けられていないと発言をしているんですね。これに対して外務大臣は、ある意味では妨害行動ということになり、国連海洋法条約上の海賊行為に該当すると判断される可能性は直ちに排除されないという認識を示しているんですね。

これは政府として整理をしていただきたいんですが、御説明をお願いします。

○国務大臣(金子一義君) 私から答弁させていただきます。

私の方は、このシーシェパードの活動、このことが、シーシェパードの一般的な活動として、これが本法に定める海賊行為ということで該当するのであれば本法の対象になると、これが一つの前提であります。それから、本法で規定する海賊行為に該当しない場合であっても、国内の関連法案あるいは条約、これがSUA条約、航行不法行為というやつがありましたね、あれによりまして所要の措置を講じるところでありますので、既に一昨年の妨害行為被疑者についても国際手配を今

されていると聞いております。

ただ、最後に委員がお話ありましたシーシェパードの行動がすべからず海賊行為かということに対して、これに対しては世界の御理解はいただけない、あのシーシェパードの行動自身は海賊行為ということを我々考えておらないというのが私の立場であります。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私も、問題はシーシェパードの行為が海賊行為に当たるかどうか、これが一番のポイントだと思いますし、当たればこの法律の対象になりますし、妨害行為でありましてもそういうような海賊行為でないと、そういうような判断といえますか、そういうことであればその他の法律によるということになるかと思ひます。

そして、シーシェパードの場合は、今国交大臣からお話ありましたけれども、まさに捕鯨、調査捕鯨に対する妨害行為とかその他の行為でありまして、私自身もこれは海賊行為であるとは考えておりません。

○犬塚直史君 ということは、外務大臣は、このシーシェパードの行為が海賊行為に該当すると判断される可能性は直ちに排除されないとおっしゃったのは、つまり直ちに排除されるものではないとおっしゃったのは今撤回されたわけですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今までのシーシェパードの行為というものは、これは先ほど申し上げましたような調査捕鯨に対する妨害行為であつて、海賊行為とは考えておりません。将来、このシーシェパードがどういふような形に移つていくか、まあシーシェパードというものはどういふものか、まゝいろいろな妨害行為等がきつと共通の認識であるかどうかもありますけれども、現在のところは、先ほど申し上げたような海賊行為ではないと、そういうふうにしておりまして、

○犬塚直史君 ということは、現在までのところは海賊行為には当たらないと、しかし、将来につ

いての可能性は直ちに排除されないということですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほどの繰返しになつて恐縮ですが、現在はその捕鯨に対しての抗議行動のようなものであると、私はそういうふうには認識しております。この組織が将来どういふふうになるか分かりません。そして、そのときの名前がシーシェパードという形であるかどうかは分かりません。そういう意味では私の発言というものは非常にあいまいであつたかもしれません、将来まで確定することはできないではないかということをお願いいたします。

○国務大臣(金子一義君) 補足でありますけれども、今の反捕鯨団体、この妨害活動についていろいろ形態が出てくる可能性もありますもので、本法案とは別にしまして総合海洋政策法制チームに、これまで起きました具体的な事例、今手配しているものもあります、こういう効果的な対応策を、必要となつてくる可能性もありますもので、ここが事務局になりまして関係府省と連絡、協力して、これは検討していこうというテーマとして今位置付けさせていただいております。

○犬塚直史君 ちよつと話が細かいところに入り込んでしまいましたが、この第一条の目的にもう一度戻させていただきます。

内閣法制局に伺いますけれども、この目的の中に、「海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとつて」、「この海賊対策が大変な大事である」と、こういうふうに言っているわけでありまして。

これが先ほど来言っている国益の言わすもがな部分だと私は思うんですが、もしこれをこのまま残すとすれば、国益を表現したものが目的に入っている法案をもつて国外に武装集団を出すという法律になるわけですね。つまり、国益を守るために我が国のシーレーンを防衛すると。その目的を持った法律を通して、自衛隊が司法警察権を持った国交省の方と一緒に海外に行つ

て、場合によっては武器の使用を行うということになるわけですが、これは我が国の憲法九条に抵触する可能性はないんですか。

○政府参考人(横島裕介君) まず、先生御指摘のその国益という言葉でございまして、一般にはその国の利益という非常に抽象的な概念でございまして、その具体的な内容につきましては広狭様々にとらえることができるわけで、御指摘の本法案第一条の規定の部分が国益にかかわるかどうかというのも、これは国益についてどのように理解するかということの反映であらうかと思ひます。

それはさておき、本法案第一条におきましてお尋ねのように規定しているわけでございましてけれども、これは何も大上段にその国益を標榜しているという趣旨でございまして、この法案全体が法律の規定でございまして、この法案全体がまず海賊行為を定義いたしまして、それを国内法上の犯罪として規定をします。その上で、海上警察機関であります海上保安庁及びこれを補完する役割を担うものとしての自衛隊が海賊行為の取締り等に当たるといふことを定めているところであります。

これは、法的性質といたしましては、我が国の法執行としての警察活動として海賊行為に対処するということとを定めたものでありますことから、この法律をこのような仕組みとするその前提となる考え方といたしまして、我が国の経済社会の営みや国民生活を支えている海上における公共の安全と秩序の維持を図るといふことの重要性についての認識を明らかにする、そういう趣旨で規定しているものでございまして。

その上で、憲法第九条との関係についてお尋ねがございましたけれども、本法案に基づきます海賊行為への対処は、今申し上げたように、この法律によつて定義された、すなわち公海上における私的目的による言わば私人の行為として定義された海賊行為に対する抑止、取締り、ございまして、その意味で武力の行使にはそもそも当たらないも

止、取締りのために武器使用を伴うということがございまして、それが武力の行使に当たることがありませんので、憲法第九条に抵触することはないものと理解しております。

○犬塚直史君 中曽根大臣、昨日テレビでこのソマリヤの陸上で随分詳しい取材をされた番組が放映されたようですけれども、御覧になりましたか。

とつて、これは、僕は、ある意味では事実を言っているんじゃないかと思うんですね。日本というのは陸路で外国とつながっていません。したがって、日本への物資の出入りというものは船と、飛行機もありますけれども、ということ、そういう我が国にとっては海上輸送、そのために供する船舶、そういうものを安全が極めて大事だということは私はある意味じゃ事実を言っております。

○犬塚直史君 過去、私の理解が正しければ十四回ですか、国連とかエチオピアですとかアメリカがソマリヤのこの状況を何とかしようということ、で中央政府をつくらうとして、そのすべてが失敗をしていくわけでありまして。

それから、シーレーン防衛ではないかということでありまして、現に日本のこの船員とか船長とかそういう人たちが、何と云うんですか、人質に取られたり、そういうような行為が行われているということですから、私はこの海賊行為から日本人あるいは日本の財産、人命、そういうものを保護すると、それが非常に急を要することであるということからこの第一条に明記をしているのであつて、これは私は妥当なものではないかと、そういうふうにも思っております。

と、ところが、私は非常に心配をするんですけれども、何か議論が、船主協会の方々の気持ちも分からぬではないのですが、我が国のシーレーンの防衛なんだと、つまり我が国の石油、天然資源はあそこから来ているんだと、だからこれを守らなきゃいけないんだという議論なわけですね。それを言い出すと、これはいつか来た道になつてしまふ。

それは何かというと、何のために海賊対処のために自衛官の皆さんがロケットランチャーで撃たれるかもしれないようなところに派遣をされるのかと。それは日本のシーレーンを守るためのもの、これを、これからこれは恒久法ですので、全体として取り組んでいくのかということをやつぱり国会でも議論すべきだし、メッセージとしてもと分かりやすく出すべきだと思うんですね。

今回の法律はあくまでも海賊対処ということであつて、これ強行規範の例としても挙げられているぐらい大切な法案であるにもかかわらず、ここに国益という言葉がなにも入れてくるといふ、これは私は削除すべきだと思うんですが、大臣、どう思われますか。

それは何かというと、何のために海賊対処のために自衛官の皆さんがロケットランチャーで撃たれるかもしれないようなところに派遣をされるのかと。それは日本のシーレーンを守るためのもの、これを、これからこれは恒久法ですので、全体として取り組んでいくのかということをやつぱり国会でも議論すべきだし、メッセージとしてもと分かりやすく出すべきだと思うんですね。

○国務大臣(中曽根弘文君) 国益かどうかという判断もあろうかと思ひますし、国益とは何ぞやというところもあるかと思ひますが、この法律の目的が、お話ありますように、海に開かれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民に

いかがでしょうか。○国務大臣(浜田靖一君) 我々は、逆に言えば、御議論いただいて法律ができて、それに沿つて我々活動するわけでありますので、その点につきましては確かにいろんな御意見があるかもしれない。ただ、スタート、結果的に我々の、国民の生命、財産を守るといふことがこれはもう当然の話でありますし、それを我々とすれば大義として出ているわけで、その結果、そこまで読み込むというか、シーレーン防衛という、今回の場合は全く、海洋法条約から引いてきた海賊という部分に焦点を当てて考えておるわけでありますので、そういう意味では、結果的に国益に資するということとは、特に国民の生命、財産といふことを我々とすればやっているわけで、結果的にそれにつながるだけのことであつて、我々とすればそこは極めて分かりやすく説明しているのではないかなと思つております。

○副大臣(加納時男君) 私は海洋政策担当の副大臣でもございまして、今のことは非常に大事なところが議論されていまして、一言発言を補足させていただきます。委員の御質問、特に第一条の書き方のところが前段と後段とは二つあるわけですね。

その点については、先生のおっしゃる様に明快ではないではないかと言われると、そのところはちよつと私はどうかなと思ひますけれども、ただ、動いている自衛艦にすれば、その警護、護衛といふことがこれは極めて重要な話でありますので、そのものだけに特化してやっているわけでありまして、それ以上でも以下でもないということだけは言えるのかなというふうに思つております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 国益かどうかという判断もあろうかと思ひますし、国益とは何ぞやというところもあるかと思ひますが、この法律の目的が、お話ありますように、海に開かれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民に

○国務大臣(加納時男君) 私は海洋政策担当の副大臣でもございまして、今のことは非常に大事なところが議論されていまして、一言発言を補足させていただきます。委員の御質問、特に第一条の書き方のところが前段と後段とは二つあるわけですね。

○国務大臣(加納時男君) 私は海洋政策担当の副大臣でもございまして、今のことは非常に大事なところが議論されていまして、一言発言を補足させていただきます。委員の御質問、特に第一条の書き方のところが前段と後段とは二つあるわけですね。

○国務大臣(加納時男君) 私は海洋政策担当の副大臣でもございまして、今のことは非常に大事なところが議論されていまして、一言発言を補足させていただきます。委員の御質問、特に第一条の書き方のところが前段と後段とは二つあるわけですね。

ね。

やっぱりこの法律という、国内法、特にこの強行規範に基づく法律を今作ろうとしているわけですから、もうちょっとこの目的のところは、言わずもがなのことではなくて、国際法の部分を強調すべしと、漁師の皆さんにも分かるぐらい分かりやすく強調すべしと思うんですが、副大臣、いかがですか。

○副大臣(北村誠吾君) 突然の御指名でございすから、お答えをさせていただきますけれども、私の所管する防衛副大臣としての立場から述べていい部分と、いろんなことはあると思いますけれども。

今委員がおっしゃられたのは、対馬と朝鮮半島、あと九州、あるいは東シナ海、そこら辺一体の海洋を構成するその地域のことでお尋ねかなというふうに思いますけれども。御承知のとおり、それぞれの各国の排他的経済水域の問題につきまして、日中韓それぞれの線引きもできておりませんし、御承知のとおり、暫定的に日中の間でも中間線というものを考えて、漁業であるとか水産業であるとかそういった立場の漁業の協定というふうなもの、あるいは韓国と日本の間もやはり中間線というふうなことを考えて、互いに利益を分け合いながら、譲り合いながら現実にとこでなりわいとして仕事をして、海の資源を、表層、中層、海底、その地下、そういったものについていろいろこれから建設的に協議をしながら、あるいは協定等を目指しながら、日中韓主に三国で、平和の海、友好の海というふうなことになるようにというふうなことを目指して、関係各国の政府あるいは民間がいろんな協議を今日の鋭意続けている、いろんな苦心惨たんしている状況があるというふうには認識しております。

非常に難しい問題ではあるけれども、少なくとも前の世代から引き継いで次の世代に問題を残したくないというふうな気持ちでいろんな難しい事柄に我が国政府も取り組んでいるという認識をいたしております。

○大塚直史君 終わります。

○谷岡郁子君 民主党の谷岡郁子でございます。おはようございます。

本題に入ります前に、緊急の問題といたしまして、現在のビルマ問題について外務大臣にちよつとお尋ねしたいと思ひます。

アウン・サン・スー・チー女史がずっと軟禁をされていたのが、軟禁から監禁状態へという状況に現在移行している。しかも、それは近々行われると言われている総選挙と深くかかわっているということが言われております。野党として、先回行われました選挙の結果、その内閣を率いるべきであった方がこの長い間にわたって軟禁され、現在監禁をされていると。

これについて政府は、度々お立場を表明されてまいりましたけれども、現在状況はむしろ悪化し緊張しているのではないかとこのように思われるわけですが、今、これまで何をなさってきたのか、どういうスタンスに立たれているのか、また今後何が必要だと思われるかについてお聞かせいただければ幸いです。

○国務大臣(中曽根弘文君) ミャンマーの問題につきましても、私たちも大変懸念をしております。日本のみならず国際社会全体が懸念していることだと思ひます。

〔委員長退席、理事浅尾慶一郎君着席〕

私自身もミャンマーの外務大臣に電話などを行いまして、このアウン・サン・スー・チー女史の問題については、これは懸念を表明いたしますとともに、選挙等のことも述べまして、この問題は国際社会が祝福するような形で解決をしてほしいというふうなことを述べているところでございます。また、これはハノイに先日参りましたときにミャンマーの外相には直接お伝えしたところでございます。

○谷岡郁子君 ありがとうございます。

では、本題の方の海賊法案に入らせていただきますんですが、この法案の審議に関しましては参

院でもまた衆院でもかなり様々な審議が行われておりまして、その中で我が党の議員から幾つかの質問といたしますか回答を求めるところで、まだそれがはつきりしていない部分がございます。

例えて申し上げますと、先回、同僚の白議員の方から、米沿岸警備隊のソマリア沖における海賊対策について、米もまたコーストガードを出しているではないかということをもホームページを挙げて質問がございました。これに対する回答というのはどうなっておるんでございましょうか。

○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。

米沿岸警備隊につきましては、先般の本委員会での御指摘を受けましてアメリカ側に照会いたしましたところ、現時点ではソマリア沖・アデン湾で海賊対処行動を行っている沿岸警備隊の艦船はないという回答を得ております。他方、アメリカ側からは、沿岸警備隊艦船が米軍の指揮下で当該海域の海賊対処活動に参加することはあり、四月上旬には沿岸警備隊艦艇バウトウェルが米中央軍の指揮下にあるCTF151で活動を行ってきたことがあるとの説明がございました。

○谷岡郁子君 そういうことで、米沿岸の警備隊でありますコーストガードが実際に活動していたという事実があったということを確認してきたというところで、現在までのお答えとは、今までは違っているというこの確認でよろしゅうございすね。

〔理事浅尾慶一郎君退席、委員長着席〕

米沿岸、コーストガード、これまで出ていないというふうな国会でおっしゃっていたということとは撤回されるということでございますか。

○政府参考人(石井正文君) 繰り返して恐縮でございますが、簡単に申し上げますと、過去出ていたことはあるという説明を受けたということでございます。現時点では出ていないというのが事実でございます。

○谷岡郁子君 それについてはまたほかの方々のいろいろ御意見があらうかと思いますが、私は次

へ参りたいと思っております。

衆院で川内委員の方から、造船所が今詰まっています、だから「しきしま」級の造船を新たにすることはできないんだというふうな回答に対して、本当にそうなのか、造船所側からの文書にての返答をいただきたいということがございました。

また、平岡委員の方からは、ロケットランチャーの使用実績ですね、海賊による、それはどの程度のものであったのかということをも具体的に数として示してほしいということがございました。これについてはいかがでございましょうか。

また、同じく平岡議員の方から、海上保安庁の今後の海賊対応に対する中期的な計画そしてビジョンを示してほしいということがございました。

これについてはそれぞれお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 一点目、「しきしま」級の船を何隻か造るには数年掛かりますと、こういうことを答弁させていただきました。その理由として、今の「しきしま」を造ったのは二年強で造りましたけれども、それは二十年前でございますが、今回は造るとすれば四年強の時間が掛かりますと、こういう話を答弁させていただきました。

その件につきましてでございますが、今先生も御指摘のとおり、造船所、当時、二十年前、手持ちの工事は非常に少なかったですけれども、現在、当時と比べて七倍前後の手持ち工事を増えています。それから、いろいろ契約の手続等につきましても、当時と違ひまして、契約の透明化ということでも我々国際入札をしなきゃいかぬとかそういった部分もございす。こうしたことを含めて建造期間が長期間掛かるということにつきまして御説明をさせていただいているところでございます。

それから、三点目のロケットランチャーでございますけれども、海賊の……。○政府参考人(石井正文君) お答え申し上げます。

す。

国際商事会議所の国際海事局海賊レポートというのが出ております。これによりまして、ソマリア沖・アデン湾海域における海賊事案では、今から申し上げますとおり、実際にロケットランチャーを所持、使用した例が確認されております。

まず二〇〇八年でございます。これは、この海域において発生した海賊事案計百十一件のうちロケットランチャーの使用も含めてその所持が確認されたものが計二十四件、うちロケットランチャーにより被害が発生したものが六件と報告されております。また、本年の一月から三月、第一・四半期につきましては、海賊事案計五十九件のうちロケットランチャーの使用も含めてその所持が確認されたものが計十六件、うち実際に被害が発生したものが三件というふうに報告されております。

○谷岡郁子君 ちよつと待ってください。それについての所持、二〇〇八年の件は二十四件で確認され、六件それによって使用が行われ、被害はどのようなですか、被害は。

○政府参考人(石井正文君) そのとおりでございます。被害が発生したものが六件。要は持っていたものの全体が二十四件で、実際被害が発生したものが六件。

○谷岡郁子君 ちよつと待ってください。二〇〇九年については、所持していたもの、そして実際に使用されたケースと被害が発生したケースという形の三段階に分かれているのが、二〇〇八年については、所持していたケースとそして被害が発生したケースだけが出ているんですけど、これ二種類、これはどういう意味ですか。

○政府参考人(石井正文君) 私の御説明がちよつと舌足らずで恐縮であります。両方とも二つのカテゴリでございます。

二〇〇八年は、使用も含めて所持が確認されたもの、この全体が二十四件、そのうち実際に被害が発生したものが六件、この二つのカテゴリでございます。本年一月から三月につきましても、

まず使用も含めてその所持が確認されたものが計十六件、そのうち被害が発生したものが三件ということでございます。

○谷岡郁子君 海上保安庁の中期計画並びにビジョンの部分についてはいかがでございますでしょうか、金子大臣。

○国務大臣(金子一義君) これは先般谷岡委員にも一部お答えさせていただいたかもしれませんが、現在、既に今持っている装備の改修計画を二〇一〇年、できるだけ早く、あと数年後をめどにしておりますけれども、終わらせたいと。

これはお話し申し上げたかもしれませんが、昭和五十二年、海洋法が一挙に広がりました。水産の地域も我が国の二百倍に広がったということに合せて、昭和五十四年を中心にして船舶、航空機、大量に造りました。その装備が、耐用年数は飛行機が二十年、船舶については二十五年でありますけれども、今海上保安庁が持っている装備の四〇％がその耐用年数が来ております。それをやはり更新していきたいと。これは不審船もあり、北朝鮮もあり、救助もありという様々な、ソマリアだけでない任務もありますので、整備をしていきたいと。このために今度の補正で、先般おしかりいただきましたけれども、この緊急整備の、今行っています整備に付け加えて整備を進めていくと。

一方で、将来どうしていくかということについては、これは平岡委員にもお答えしたところでありますけれども、こういうような機会に遠洋対策といったようなことも海上保安庁として考えて、これから更にどう整備考えていく必要があるかを検討したいと。

ただ、これも繰り返しますけれども、今哨戒体制を日本周辺で行っておりますけれども、この哨戒体制、竹島もあれば尖閣諸島もあります。こういう常時配置しているところもありますけれども、EIZ、これも大陸棚開発が進んできまして、化学物質、いろいろなレアメタル等々の埋蔵も科学的な調査では出てまいりました。そういうもの

を考えたときの今の哨戒体制がいいのかどうかというのをやはり進めていく上では、再整理しましてから「しきしま」級、更に増強をしていけるようにしていきたいということ、現在のところ、話長くなりましたけれども、具体的なテーマとしてこういうものを持っているということではあります。考え方を申し上げます。

○谷岡郁子君 海上保安庁長官にお伺いしたいんですが、先ほどおっしゃったのは、「しきしま」の建造をそのまま一度しようといった場合にはというお話だと思うんですね。

それで、造られたときから技術も進化しており、そして、今私たちが話をしているのは、「しきしま」一隻しかないことについて、「しきしま」がもう一つ、うり二つのものが必要だということではなくて、この海賊事案のロケットランチャー等への対応に言わば効果的である船、これが必要だということとをずつとこの何十時間にわたって審議をしてきたと。だから、「しきしま」を造るには当時の造船所の仕様が分からないの云々と、これは明らかに話のすり替えだと思えます。

そういうことを聞いているのではなくて、この海賊事案に資するだけの、「しきしま」級とあえて言ってしまうのもよろしい、そうでなくては、明らかに「さみだれ」もまた「さざなみ」も、「しきしま」級ではないわけです。むしろ、今多く海上保安庁が持つていらっしゃる船の中間、大きさでいえば中間地帯にあるような船であると。そういうもので十分オーケーであるということは我々の目にこの間の審議で明らかであるわけです。

あえてその「しきしま」級にこだわり、その過去の形、モデル、そして建造のその実施要綱であるなりあるいはその概要でありにこだわられ、それが分からないからすぐ大変なんだみたいにおっしゃる理由は何なんですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 私ども勉強しているのは、まるつきり「しきしま」と同じ船を造るということを考えているわけではありません。「しきしま」の持つているような遠洋航海性能で

ありますとかダメージコントロールでありますとか、そうしたものが必要だと思っておりますけれども、もう二十年前の船ですから、最近の技術も進歩しておりますから、そうした「しきしま」級を今の時代に置き換えて、海上保安庁の仕事に合うような船を建造できないかというのが我々の研究課題だと思っております。

○谷岡郁子君 そのまままた歩いていかれなくて、また戻っていただいて、往復の時間が節約できますので。

続いて、それでは教えていただきたいんですけども、今、海自の「さざなみ」であれ「さみだれ」はこの問題に対応するのに適切であるというふうに思われているということであれば、前に三百五十億ぐらい掛かるとおっしゃっていましたが、それよりも、もう少し安く適切な船が今の仕様でできるんではありませんか。

○政府参考人(岩崎貞二君) そうしたことを含めて勉強中ではございますけれども、まだ勉強の途中経過でございますが、やはり一定のダメージコントロール、それから遠洋航海性能、それから更に申し上げますと一定のやつぱりスピードも要ります。こうしたものの機能を備えるには、これは概算でございますが、やはり三百五十億程度の予算が掛かるものと今のところ、現段階では見込んでおります。

○谷岡郁子君 続いてお尋ねいたしますが、これから将来のことについては、先ほど金子国土大臣はまだ今具体的な数値を含めたような計画は持っていないとおっしゃいましたけれども、現在更新中の計画はあるということ、それは年次的に行っているというお話がございました。これを是非当委員会に出していただきたい。

と申しますのは、この今造っている、これはまあ取りかかっているものもありましようが、まだ次に、今年度ないしは来年度発注するものも恐らくあるのだらうと。そうすれば、今のこの新しい法案ができたという状況において、これまでとは、海保がやっていかなければいけない守備範囲、そ

して状況というものは明らかに変わったと。その前に作られた更新の計画というものはここで明らかに見直すべきであるということだろうと思うんですね。

そうしますと、今ある更新中の計画の見直しをする事によって、安上がりにもまた早くも、この問題について、例えばマラッカ海峡の海賊がロケットランチャーを持ち出すような事態になりましても対応ができるということが言えるのではないかと思います。それについての御議論というものを今後していただきたいと思っておりますので、是非今ある更新計画を出していただきたいと思っております。

○政府参考人(岩崎貞二君) きつちりした年次計画になっているわけではございませんが、今、海上保安庁として、先ほど大臣も御説明いたしましたけれども、老朽化した船艇、航空機が多数あります。これを早急に更新をしたい、できるだけ早く更新したいという、全体、どれぐらいの隻数、どれぐらいの予算で更新をしようという考え方は持っております。そうしたものについてお出しすることは可能であります。

○谷岡郁子君 はつきりした数だと内容だとかをお持ちでないのであれば、その中にこのソマリアへの対応をするようなものを新たに含めたり、その操作をすることは可能だと思いますし、また、はつきりした対応というものがあから、今変更がでなくて、新たな「しきしま」級の計画ができないというふうに来てまで伺ってまいりましたので、委員長、文書にて計画をきつちり出していただきますようお願いを申し上げます。と思ひます、この当委員会に。

○委員長(榎葉賀津也君) ただいまの谷岡君からの御発言については、後刻理事会で協議いたします。

○谷岡郁子君 それでは、少し方向を変えまして、アデン湾・ソマリア近海における密漁船や不法投棄船の取締りに関する国際協調というものについてお尋ねをしたいというふうに思います。

今回、こういう形で日本の船が出ていって護衛をする。それが直接的な目的ではなからうかと思ひますが、例えばP3Cが出ていく、そしてその海上についてはかなりいろいろな形で探索であるとか調査、そういう情報収集が可能である。そういう場合に、例えば密漁船でありましたりあるいは不法投棄船であったりするものを見付けた場合についての対応というのはどのようになさるおつもりなのかということ、これは多分防衛大臣にお聞きすればよろしいんではないか。いかがなものでございましょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) 今回派遣されましたP3Cにつきましては、保護対象船舶を防護するためにアデン湾の海域を上空から広域にわたりますして哨戒をして、情報を収集して、それを関係のところへ提供したりするというようなこともあるわけでございますけれども、今言われましたような点につきましては、そもそもその海域の全体の状況がどのようになっているかということも海賊に対応する上で必要な情報ということであれば、そういうことを収集するということも、それは否定はされないと思ひます。

○谷岡郁子君 P3Cは、今、基本的には日本の護衛船に、護衛にかかわる必要な情報を収集するというお答えであつたかと思ひますが、哨戒ヘリコプター、それぞれ二機積んでおりますね、ではできない何をしなければならぬんでしょうか。その具体的な活動の必要性について御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。護衛艦に積んでおりますヘリコプターの場合には、その護衛艦から離発着をする、そしてその航続距離もかなり限られますので、どうしてもその護衛艦の近傍の状況を把握するということがとどまるということだろうと思ひます。

これに對しまして、P3Cの場合には、当然のことながら航続距離も長いわけでございますし、またスピードもかなりのものがございまして、

長時間広域にわたって幅広いエリアを哨戒することができると。したがって、護衛対象船舶につきましてもかなり遠くの状況についても情報を収集することができると、そういうようなものでございします。

○谷岡郁子君 今、ヘリコプターは近傍に限られるというふうに、レーダーの範囲とおっしゃったと思うんですけれども、それはどの程度の範囲になるんでしょうか。また、P3Cですと、それは例えばレーダーの範囲、半径どのくらいに広がるんでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。ちよつとその場の状況にもよりますので必ずしも一般的に申し上げることは難しいかと思ひますが、大体ヘリコプターの場合でありますと一時間程度の飛行ということになるのではないかとこのように考えております。

これに對しまして、P3Cの場合には、飛行場を飛び立つて帰ってくるまで大体八時間から十時間程度の飛行をするということが一般的だといふうに大体見積もっておりますので、その範囲内で情報収集をするということになると考えております。

○谷岡郁子君 距離的なものはいかがでございしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) P3Cの場合に一般的な航続距離で申しますと、大体四千キロメートル程度ということになります、ただそれは単に飛んで帰ってくるというだけでございしますので、実際に一定の海域を哨戒するということになるのもう少し短くなるのかなというふうに考えております。

○谷岡郁子君 レーダーの範囲がどの程度なのかということは今お聞かせいただけなかったんですが、船にも当然レーダーというものは付いていて、何か怪しげな船なりなんなりがいてということについてはレーダーで監視ができると、そして、それに加えて実際に視認する必要があるればヘリコプ

ターが出ることでできると。ずっとヘリコプターが飛び続けているければ護衛ができないというわけではないと思ひます。

そうしますと、それに加えてなぜP3Cというような大掛かりなもので護衛をしなければならぬのかということをお私はいまだに理解ができないんですが、分かるように説明していただけますでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) まず、ヘリコプターについて申し上げますと、護衛艦に今二機積んで行っておりますけれども、基本的には一機飛ばすということをやっておるところであります。ただ、先ほど申し上げましたように、大体一時間程度の飛行というふうに限られてしまひます。

これに對しまして、例えば今護衛をアデン湾において約五百海里のところを往復してやっておるわけでございますが、一回の護衛に大体船で一日半から二日程度というふうには掛かっておりますので、その間ずっとヘリコプターを飛ばし続けるということもまたできないわけでございます。

それから、かなり遠くの方の、護衛対象船舶から距離の離れたところの情報もできるだけ早い段階で察知しておくということは、できるだけ早く該船舶の安全を確保する上でも重要だといふうに考えておりますので、やはり上空の高いところから監視のできる固定翼の哨戒機の派遣ということとは非常に役に立つものと考えております。

○谷岡郁子君 分かりません。怪しいです。P3Cというのは、本当に言わば戦時状態にある地域というふうなものについてのカバーができるようなものだと思います。

そもそも、ずっと審議を読んでおりますと、海賊たちは灰色の船が近づけば逃げ出すんだといふうに、つまり軍艦が近寄ればもうそれだけで逃げ出すんだといふうに言われております。これは議事録を読んで確かめました。そして、どれほど速く、高速船であろうとも、一時間当たり何百キロも高速でやるような海賊船ではスピードとしてないと思ひます。そうすると、船のレーダーの

範囲の中で、そして怪しければヘリコプターがい
つでも飛び立てるようにして飛び立って行けば、
少なくとも視認も可能性があり、確実であるとい
う。

P3Cを派遣するのに今現在百五十人派遣して
おられるわけですね。違いますか。

○政府参考人(徳地秀士君) 今、海上自衛隊の要
員それから陸上自衛隊の要員を合わせまして、こ
の派遣海賊対処航空隊につきましては合計約百五
十名でございます。

○谷岡郁子君 その方たちは今どこにおられます
か。

○政府参考人(徳地秀士君) ジブチにおります。

○谷岡郁子君 そのジブチでは野宿していらっ
しゃるんですか。

○政府参考人(徳地秀士君) さすがに野宿してい
るというところはございませんで、飛行機そのもの
はジブチの民間空港地区に駐機をいたしております。
それから、要員につきましては今は米軍の基
地内におるところでございます。

○谷岡郁子君 先ほど来、またこの法案の国会審
議を通じて、私たちは、この問題は何年掛かるか
分からないような問題であるということですが、
その護衛のためにP3Cが必要であるというこ
とであるならば、この百五十人はずっとその数年
間ジブチに駐留しなければならぬ。今はアメ
リカの施設を借りているとしても、何らかの形で
これだけの人数というものがジブチの陸上におい
て、そして飛行機を駐機させるということを含め
て、それに必要な車両云々等、言わば自衛隊の基
地が海外に一定期間でございましてということも言
えると思うんですね。船であるならば必要な補給
に關して時々港に入ればよいということが言える
と思いますけれども、飛行機の場合は飛んでいる
時間よりも止まっている時間の方が長い、その補
修も必要である。また、そのために対応しなけ
ればいけない人々というものが、飛行機を乗ると
いえばクルーもシフトを組むわけですから、
そういう形で常に常駐しなければならぬ。

私は、護衛艦が出るということとP3Cがそれ
に加えて出るということ、これは一つ次元が違う
問題ではないかというふうに思うのですけれど
も、最初からこのP3Cの派遣というものは決
まっていたんでしょいか、それとも後で付け加
わったんでしょいか。

○政府参考人(徳地秀士君) これにつきまして
は、護衛艦を派遣をするということを決めたし
ました時点でP3Cにつきましても準備は進める
ということとしておりました。その後、具体的に
二機派遣ということ前提として、四月以降具体
的な準備をして先月派遣に至ったものでございま
す。

○谷岡郁子君 先ほど来何度もお聞きしておりま
すが、もう一度確認したいと思ひます。

P3Cがどうしてもこの海賊対処に必要なのは
なぜですか。

○政府参考人(徳地秀士君) やはり、広い海域に
おいてどの方向から来るかも分からないような海
賊というのに対して、できるだけ早い段階で対
応すると、特にそれを未然に防ぐということが重
要であるというふうな考えておりますので、高い
空の上からできるだけ広い海域を見渡して早め
に情報を察知するということができる航空機とい
うものは、大要役に立つものと考えております。

○谷岡郁子君 私は、広い海域からやればできる
だけ安全度が高まるといったことに関して否定す
るつもりはございません。しかし、シーレーン
を守る云々という話がありまして、民間の船で
あって、幾ら海賊で最新鋭のものを持っていた
いえども、たかだかロケットランチャーであつて、
母船は漁船を改修した程度のものであると。相手
は軍艦でも何でもないというものについて、それ
は軍艦でも大変大きな費用が掛かることでもあり、
非常に長期間にわたって海外に自衛隊員、そして
不便な生活を強いることでもあるということにお
いて、これはいかにも過剰に見えます。

それほどのことが必要な理由は何なのですかと
いうことを先ほど来お聞きしているわけでありま
す。

○政府参考人(徳地秀士君) 私たちとしては、や
はり護衛対象船舶、いわゆる日本関係船舶とい
うものに対する安全というものをできるだけ確保
するということが重要だと考えておりますので、こ
のような広大な海域において二隻の護衛艦を派遣
するだけではなくて、空から監視のできる足の長
いP3Cというものの活動というものは重要だと
考えております。

○谷岡郁子君 物事には対応するにふさわしい予
算であるとか範囲というものが通常あるというふ
うに私は考えます。例えば警察におきまして、必
要な地域において必要な人数の配備はどの程度で
あるかということにつきまして、場合によつては
これは十分ではないということもあり得るかもしれ
ません。ストーカーなどの事案を見ても、事件
が起きるまでは人員の關係でそういう形で護衛す
るわけにもいかないし、割くわけにもいかない
というふうなことで何も聞いてもらえずに、そして
警察として対応してもらえずに、それがゆえに殺
された女性たちというものも何件もその日本の国
内においても起こっております。つまり、完璧と
いうものを期するということというのは、通常
予算の範囲を超えているということ、私たちは
ある程度でとどめるということ、その妥当な線と
いうことを考えるわけです。

このP3C、先ほど申し上げましたように、
単に補給のために寄港するというような形では済
まない、陸上に、海外に自衛隊の言わば基地を置
かなければならない、言わば駐留軍になるという
ような形、これを戦後初めてなさっている。こ
れは、費用的にも大きなものでありますけれども、
戦後の我が国の平和主義の歴史において、そして
海外に自衛隊を出すことに對しては大変慎重で
あったことに対して、それを大きく変えるこの道
を踏み出すために広い海域をというふうなことは
余りに薄弱な根拠ではないかと思うのですが、こ
れに對しては、浜田防衛大臣、いかがお答えにな
るでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々とすれば、そこに
日本の国の船籍をいろんな形で侵してくるという
海賊がおるといふ中で、万全を期してこの警護を
しなければならぬという任務となれば、当然の
ごとくあらゆる可能性を追求するのはこれは当然
なことでもございまして、今回基地をというお話
がございましたけれども、クウェートにも基地を
つくつてそこに出したことも航空自衛隊もござい
ますし、そういう意味では、我々はあくまでも
我が国の警護をしてもまた、かの地においても我々
の活動の内容についても相手国に對してしつかり
と説明をしながらその基地を借りておるわけでご
ざいますので。

そういった意味合いにおいては、今先生が御指
摘のように無駄な経費を掛けて自衛隊を出してい
るといふようなお話をされましたけれども、我々
とすれば決してそうではなくて、よりこの警護と
いふものを確実に実行し、そして我々とすれば、
その海賊に對しての我々の態度を示すという意味
では、当然のごとく今回の公海の広い範囲での、
一千キロの長さの警護してまいるわけでありま
すので、事前に見ておいて、もしも、逆に言えば、
早めに分かれれば、その船から近寄ってくるもの
を遠い地域から見れば当然これを回避する活動
もしやすくなるわけでありまして。

そういった意味合いに關すれば、我々とすれば
必要なものをしつかりと対応して、今回P3Cを
出したということは、これは当然の話であり、そ
してまた、我が国だけではなくてVHFF上の無線
では他の国にもこの情報流れるというふうな利
点もあつて、大変そういう意味では我が国だけに
とどまらずこの地域における危険というものを回
避ができるというふうな私自身は思つております
ので、先生の見方からすればそうかもしれませ
んが、我々とすればこれをしつかりと我々の任務を
果たす意味ではこのP3Cというの必要である
というふうな私の方から言わせていただきたいと
思います。

○谷岡郁子君 今でも私はその十キロ、二十隻、船の速度から考えますと、その先ぐらいいまで見ておけば回避行動等が可能じゃないかと思われるようなものに対して、あえてそのP3Cが必要であるということについて、これは無駄だとは言いません。先ほど大臣は私が無駄だというふうに言ったというふうにおっしゃいましたけど、私は無駄だとは申し上げておりません。そうではなくて、費用対効果の面また必要性においていささか過剰ではないかということ指摘申し上げているにすぎません。

また、クウェートというのを先ほどおっしゃいましたけれども、クウェートとソマリアというのにおいては、片っ方は政府があり片っ方は政府がないような状態であるということで、明らかにその状況というのは少し違うんじゃないか。

また、特措法と恒久法ということにおいて、恒久法ということであれば、これからそういうことが随時起きてくる可能性もあることを考えれば、これは全く次元の違う話だということに私は思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 済みません、空港はジブチにございまして、そういう意味ではソマリアにあるわけではございませんで、我々とすればそこのお話をしているのであって、そういった意味で、先生おっしゃいますけれども、我々が、海上の行動というのは普通の陸上での行動とは違いますが、そういう意味では、船が大きく迂回する際にもできるだけ遠くの方がいいというのは、これは当然の話でありますし、我々がこれでするだけ、先生がおっしゃるようには、海上自衛隊員の御心配もされていただいているわけでありまして、当然そうならば我々とすれば過剰であるということとはあり得なくて、もしも可能性が薄くなるものであるならばそれを追求するのが我々の当然の責務でありますし、海上自衛隊員のことを言えば、P3Cで遠くから船の近づいてくるのが見えれば、それを早く情報として流せる。ましてや、その船が遠くから見えていて何か分からない

船だけれども近づいているというものを、確実に今度はそうでないということを確認するためにヘリコプターを出し、二度目の確認をし、それを積み重ねることによって海上の警護というのが、任務を遂行するためにはこれが一番確実であるということまでできるだけ近づけていくことが我々として当然の任務だと思えますので、そういった意味においては、過剰とか費用対効果というのは確かに考えるのは当然のことでありまして、最低限その中で我々の選んだ方法というのはこういうことだと思っておりますので、その点は御理解いただければと思います。

○谷岡郁子君 そうしますと、これは、今海上警備行動ということでP3C等が出ておりますが、これが恒久法、この法案が通って改めて対応するということがなれば、基本的には今の護衛艦二艦に対してP3Cという、このセットというものがこれからも使われていくセットであるというふうな考えてよろしいのでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) 海賊対処法が成立いたしますと、これに基づき自衛隊の海賊対処につきましては、日本関係船舶だけではなくて、日本と直接関係のない外国船舶についても海賊行為から防護するということが可能になります。したがって、自衛隊がより効果的に海賊対処というものをを行うということが可能になるというふうな考えておるところであります。

でありますけれども、この法案成立後、具体的に護衛艦なりあるいはP3C、先ほど申し上げましたように、P3Cの場合に大体一般的な航続距離といったしまして三千五百ノットマイル程度の航続距離があるわけがございますが、こういうものをどういうふうに使っていくかということにつきましましては現在検討中でございます。

○谷岡郁子君 この法案に行きますと、そういう場合に、海自が出ていくような場合に事前承認が要らないということになっておりますけれども、実際に概要というふうなものが決まった場合、それはどういう形で国会にいつの時点で御説明いた

だけなのでありましようか。
○政府参考人(大庭靖雄君) 法案の第七条でございます。

海賊対処行動が必要な場合の手続でございますけれども、防衛大臣は、海賊行為に対処するために特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海賊対処のための行動を命ずることができるという規定になっておるわけでございますけれども、その内閣総理大臣の承認を得る手続として、防衛大臣は、関係行政機関の長と協議をして、海賊対処行動の必要性、対処行動を行う海上の区域、対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模、構成並びに装備並びに期間その他の重要事項といったようなことに関する対処要項を定めまして、これを内閣総理大臣に通知をして承認を得るという一連の手続がございます。内閣総理大臣は、海賊対処行動に関する承認をしたとき、遅滞なく、今申し上げたような事項を含めて、国会に報告をするということになっております。

○谷岡郁子君 遅滞なくというのはどの程度なんですか。時間ですか、日ですか、週ですか、月ですか。どの程度が通常、法律では遅滞なくと考えられるんですか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 遅滞なくでございますから、準備ができたところで可及的速やかにという趣旨でございます。もちろん、その時期に国会が開いておるかというようなこともあろうかと思えます。その辺りも含めて、できるだけ早い機会にという趣旨でございます。

○谷岡郁子君 少し視点を変えまして、そもそも現在なぜ海自が出ていかなければいけない状況にソマリアがなっているかということに関して、海保では対応ができないというような相手であるということがこれまで言われてきておりますが、このソマリアの海賊というのはこれまでどのくらいの被害を与えてきたのか。実際に死者は、海賊による死者は何名いるんでしょうか。

○政府参考人(秋元義孝君) ソマリア沖の海賊行為による犠牲者につきまして、被害者の死者数、

それから海賊の死者数につきまして正確な統計がありませんので、我々としてその全体像は把握しておりません。

他方で、この四月以降の海賊事件に関連して公表されている事例に則して言いますと、例えば米国籍貨物船のマースク・アラバマが乗っ取られた事件では、米海軍が米船長を救助した際、海賊ら三人が射殺されました。またそれから、フランス海軍がフランス船籍の五人乗りのヨットの救出作戦を実施した際、人質四名を救出した一方、一人が死亡し、また五人の海賊のうち二人が死亡いたしました。それから、イエメン船籍のタンカーが乗っ取られてイエメン沿岸警備隊と海賊との銃撃戦となった事件では海賊二名が死亡したと、こういう事例はございます。

○谷岡郁子君 海賊の被害というのは、経済的な問題でもありますが、危険性ということであれば、これまで武器の使用においてけがをしたあるいは死者が出たということ、それはその海賊の質というものを判断する上で大変重要なことではないかと私は考えます。

その意味におきまして、今のお答え、私は大変不思議でございます。なぜならば、これだけ大変だ、防衛しなきゃいけない、護衛しなきゃいけない、危険があるということを言っているのに、危険があるならば、当然被害者数、例えばこれまで出た死者、そのような統計はあつて当たり前ではないでしょうか。それも把握していられしやらないということであるならば、まず出動ありきというふうな法律を作られたのかと思わざるを得ないんです。私はそこまで疑い深くありませんで、今そういうことを疑っているとは申し上げません。しかしながら、この今のお話を聞いておりましたら、銃撃戦等が起きて、その結果死んだ海賊の数の方が海賊によって殺された人よりも明らかに多い。海賊によって殺された人は、今お聞きしたその三件の中だけで言いますと一名なんですよ。

そして、かつ、こういう形で海賊が銃撃戦等が

起きることによってなぜ殺されているかといえ、様々な国の軍隊がそこへ出動してそういう状況になってきたからであり、それを私は全否定するものではありません。なぜならば、人質になった船などの救出等も必要であらうかと思えますし、海賊行為というのは基本的に犯罪であるからと思うわけです。しかしながら、現在の状況というものが、考えようによってはそういう出動によって言わば深刻化し、そして海賊等も声明を出しておりますけど、復讐心を言わばあおっているという側面も否むことはできないという状況ではないだろうかと思えます。

そして、この海賊というのは、なぜ海賊ビジネスというものがこれまで言われてきたかといえ、驚くほど素直に身の代金を払うとすべて返してくれると、人を傷つけることあるいは殺すことは基本的にはどうも目的ではないらしいというところで海賊ビジネスというふうに言われてきたわけですね。

だいたしたしましたら、本当にこういう形で出動する、護衛するということについてどこまでの重装備が必要であるのかといった場合に、先ほどのP3Cというのが出ていくということ、やはり私にとってはそこはそこまでしなければならいんだらうかという不安を、疑念を感じさせるところでございます。

また、本当に「しきしま」級でなければ海保は対応できないんだらうかという疑念を覚えるわけなんですけれども、その点については金子大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) やっぱりロケットランチャーを現実持っている、日本籍タンカー「高山」もロケットランチャーと思われる銃痕の跡からの判断でありますけれども、撃ち込まれて油が流出しているといったような事例にかなりみましまして、ダメージコントロールを持っている「しきしま」でなければ、海上保安庁が持っている他の船舶では対応ができない。「しきしま」一そうでなくて、やはりこういうものを制圧していくために

複数の船舶によって対応していくということも必要でありますので、そういう意味で「しきしま」級が要求されているというところであります。

○谷岡郁子君 先ほども議論いたしましたけれども、必ずしも「しきしま」ほどの規模でなくても、もう少し小ぶりであっても対応は私はできると思えます。また、現在更新していられしる船といふものに対してそういう防御の可能性といふものを付加することについては、まだ今発注していないものについては間に合うと思えます。発注しているものについてもその部署に掛かっているものについては対応の見直しができると思うんですけれども、そういうことをなさるお考えはありますでしょうか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 大臣申し上げましたように、ロケットランチャー等に対応するには船体の構造を変えなきゃダメージコントロールといふのはできません。現在ある私どもの「しきしま」以外の船、これはダメージコントロールを備えていない船体構造になっておりますから、今の船を変えてということについては相当大規模な改良工事が必要になります。そうしたことをするよりも、また、今そうしたことの対象となる船も相当古い船になっております。

そうしたことを総合的に勘案しますと、やるならば新しい船を造った方が建造期間、建造費用を含めて合理的だと、このように現在のところでは思っているところでございますが、いずれにしても、そういうことを勉強しているところでございます。

○谷岡郁子君 ですから、今、更新中の計画、その中にそういうものを新たに付加して対応できるようにするのが一番真っ当であり、効率的であり、自然であるというふうに私は考えたと申し上げておきます。

まだまだ質問したいところがございますけれども、今日はこれで終わらせていただきます。

○風間直樹君 風間直樹です。よろしくお願

います。

今日、私の質問時間はちよつと異例でございます。十二時までまずやらせていただいて、その後、休憩後、一時から一時四十分ごろになるんでしょうか、その辺までやらせていただきます。午

前中の質問は答弁の切りのいいところでいったんとどめさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

今日は、衆議院でもこれまで審議がされてきておりますが、この衆議院段階の審議であいまいなまま残されている論点について主として取り上げたいと考えております。

最初に、いわゆる遭遇型海賊対処に関する総理への通知の具体的方法についてお尋ねをします。この遭遇型海賊対処というのは、一般に余り聞き慣れない言葉ですが、要は、海保の船艇なりあるいは海自の艦船なりが何らかの任務で公海を航行中たまたま海賊行為に出くわしたと、このとき

にどう対処するかというのが遭遇型海賊対処であります。

本法案においては、七条二項にこの規定をしたただし書があります。そこは、現に行われている海賊行為に対処するため、急を要するときは、必要となる行動の概要を防衛大臣が内閣総理大臣に通知すれば足りると、こう書かれています。そして、この対処前に行われる報告の方法そしてプロセスについて具体的にお尋ねをいたします。

○国務大臣(金子一義君) もう既に委員が詳しく御指摘いただきました。七条一項の規定に基づいて閣議を経て海賊対処行動に係る内閣総理大臣の承認を得ることが必要でありまして、発生している事案の緊急性等にかんがみまして、行政機関の長の協力を得て速やかに手続を進めさせていただく。

内閣総理大臣は海賊対処行動を承認した後遅滞なく国会に報告することという手続を定めております。その報告は内閣総理大臣が国会に報告するものでありますので、対処要項に定める事項と同様の内容を閣議で取りまとめた上で国会に報告すると定めております。

○風間直樹君 大臣、実は国会への報告も大事な私の関心事なんです、それもさることながら、私のより一層の関心事は、総理に事前に通知することによって海賊への対処が間に合うかという点なんです、実は。

つまり、これ具体的に想定しますと、ソマリア沖のように既に国会に対して報告がある事案、ケースではないわけですね。たまたま船艇なり艦船なりが航行中に遭遇するケースですから、そもそも想定が困難か、想定されてないわけでありま

す。そこで、例えば海自の艦船が海賊船とおぼしき船を発見したと、どうもこの船が一般の商船を猛スピードで追いかけていると、これはどうも海賊船じゃないかと。そのときに対処をする必要があると現場で判断をして、それを防衛大臣に何らかの手段によって連絡をし、防衛大臣から総理に通知をする。こういうプロセスになると思うんですが、そこは一定の恐らく時間が掛かるんだらうと思うんですね、五分十分では済まない一定の時間が。そのタイミングの中でどういう報告の方法とプロセスを取るんだらうかというお尋ねをさせていただきます。

○国務大臣(金子一義君) 私が答えできる部分というのは今申し上げた点であります、発生している事案によって随分違ってくるんだらうと思

います。発生している事案の緊急性にかんがみまして、関係行政庁の協力を得て速やかな手続が進められるように工夫を重ねていってほしいと思っております。

○風間直樹君 これ防衛大臣から総理に通知されるわけですので、防衛大臣、この点いかがでございますか、具体的に。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々とすれば、今先生

から御指摘の点というのは、その時間的な部分が掛かり過ぎるんじゃないかという御指摘なのかもしれないが、ただ、これは常に我々も今出ている艦艇ともいろいろな形で連絡を取り合っていることにチェックをしているわけでありまして、で、そのところのその長さというのがどのくらいなのかと言われますと、私の方は、また運用局長の方からお答えさせますけれども、これで、法律で書かれているということはそれをやれということでありまして、その努力をしていくということになるかと思えます。

○風間直樹君 実は、私この質問を今日しますのは、二十七日に代表質問をさせていただいたときに、この総理への事前通知を海賊行為への対処前にするんですか、それとも対処後にするんですかとお尋ねしたわけです。そうしましたら、防衛大臣からでしたでしょうか、対処前に通知をいたしますと、こういう御答弁いただきました。ということは、総理にこの通知が行って、そこで初めて自衛隊の艦船としては海賊行為への対処が可能になると、こういう認識になるわけですね。

ですから、タイミングが重要になるのではないかなと、こう思っています。今御質問したんですが、防衛大臣、この点明確に御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 私とすれば、今御答弁したことでありますので、事前にさせていただくことになろうかと思えます。

○風間直樹君 事前に要する時間というのはどれくらい掛かりますか、見込みは。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。

現場に行っております部隊、これは自衛艦隊司令官の直轄部隊でございますので、現場からその自衛艦隊司令官に直接情報が入ってまいります。これが防衛省の統合幕僚監部に入ってくることでございます。そして、今はここから大臣に対して速報するという制度もでき上がっておりますので、その場その場のその状況にもよるとは思いますが、

すけれども、できるだけ早く、これは大至急でそういう情報を上げてくるということにしております。

○風間直樹君 午前中時間がありませんので、この点、引き続き午後お尋ねをします。

今の御答弁ですとちよっとまだ具体性に欠けるかなと私は理解いたしますので、午後、より具体的な御答弁を求めて、午前中終わらせていただきます。

○委員長(榛葉賀津也君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開会

○委員長(榛葉賀津也君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、藤田幸久君が委員を辞任され、その補欠として徳永久志君が選任されました。

○委員長(榛葉賀津也君) 休憩前に引き続き、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 それでは、午前中の続きをさせていただきます。

徳地局長、先ほど御答弁をお願いしました内容ですが、より具体的にお願ひできますでしょうか。○政府参考人(徳地秀士君) お答えを申し上げます。

今回の法案の第七条の第二項のただし書におきまして、「現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りる。」と、こう書いてあるわけでございますけれども、ここにおきまして、現場から上がってくる情報につきましても、海上自衛隊の護衛艦が公海上で海

賊行為を確認した場合について申し上げますと、この護衛艦は、事案の発生につきまして、衛星回線によりまして自衛艦隊司令官を経由しまして統合幕僚監部の総合オペレーションルームに通報するということとなります。そして、この統合幕僚監部の総合オペレーションルームの担当官から秘書官経由で防衛大臣あるいは総理官邸等の関係省庁に電話などで連絡をするということになります。

この際、防衛大臣は、現に行われている海賊行為に対処するために急を要すると認められる場合には、必要となる海賊対処行動の概要につきまして総理に電話等により通知することになると考えられます。その後は、総理により承認のための必要な手続というものがこの第七条の規定において取られるということになると考えております。

○風間直樹君 ここで想定されている見込みの時間をお尋ねしても、多分明確な御答弁はないんじゃないかと私は思うんですが、恐らく、今までの例からいいますと、十分や十五分で終わる事例ではないんだろうと、恐らく一時間程度いづれにしても掛かるんじゃないかと私は考えております。

もし御異論があれば御答弁いただければ結構ですが、防衛大臣、この事前通知の規定、確かにこれは必要なものでございまして、衆議院における審議でもこの点議論されていますが、そこでの御答弁は、やはりシビリアンコントロールの観点から事前通知が必要だと、こういうお答えだったわけですが、私もそれは当然同意するところであります。

ただ、代表質問でも申し上げたんですが、やはり海賊対処行動というのは迅速性というののも一つの重要な要素でありますので、私はこの法案におけるこの七条の二項というのはやはり一度再検討を要するべきポイントなのかなというふうに考えております。是非、この点、防衛大臣にも一度御検討、御考慮いただきまして、どのような形で迅速に総理に対して事前通知をすればいい

のか、そこをよく御検討いただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移ります。海賊対処行動における武器使用の可能性について具体的な答弁をちよっといただきたいと思っておりますが、代表質問におきましてこの点をお尋ねいたしました。今回の海賊対処行動においては、海自にいわゆる停船射撃の実施を許すこともあり、武器使用の可能性は極めて高くなると考えますが、政府の認識はいかがですか、こうお尋ねしたわけでありまして。

これに対する総理の答弁がこういうものであります。海賊対処における武器使用につきましては、個別具体的な状況に応じて、武器使用の基準に照らして適切に判断されるものと考えております。一方、防衛大臣の御答弁はこうでした。「防衛省としては、万が一武器使用が必要となった場合に備え、現場が困らないよう本法案に基づく武器使用の基準を部隊にしっかりと示したいと考えております。」

いづれの御答弁でも、私の問いに対して直接の答えにはなっていないと私は思うんですね。そこで、いま一度お尋ねしますが、この海賊対処行動における武器使用の可能性、高いのか、あるいは低いのか。防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 自衛隊による海賊対処としては、海上自衛隊の護衛艦によって民間船舶の護衛等を実施することによって海賊行為を抑止し、また、その海賊を退散させることが基本であるというふうに考えております。

民間船舶に著しく接近する等の海賊行為を確認した場合について申し上げますと、海賊への呼びかけ等を行うほか、必要に応じて、海賊対処法第八條第二項において準用する警察官職務執行法第七條の規定によって、警告射撃を実施することによって海賊行為を制止する。また、海賊がこのような制止に従わないでなお海賊行為を継続しようとしている場合において、他に手段がないときには、海賊対処法第八條第二項において準用す

る同法案第六条の規定によつて、停船射撃を実施することによつて海賊行為を制止することが可能となつております。

いずれにせよ、防衛省としては、万が一武器使用が必要になつた場合に備えて、この間もお答えしましたように、現場が困らない、本法案に基づく武器使用の基準を部隊にしっかりと示したいと考えているところであります。

○風間直樹君 この可能性についてはなかなか直接言及をされないんですが、ちょっと別の観点からお尋ねをしたいと思ひます。

それでは防衛大臣、この自衛隊の部隊の武器使用の基準、これをしっかりと示さなければいけないと、こういうふうに御答弁されていますが、この武器使用の基準というのはどんなものでございまして、いかが。既に成案を得ていらつしやるのか、あるいは今検討中でいらつしやるのか。

○国務大臣(浜田靖一君) 基本的に、今回この法案が通つた後に我々としてもこれは検討しなきゃいけないことだと思つておりますので、今こういう基準でというのは、我々とすれば、今まだ決定をしていないこととあります。

○風間直樹君 それではちょっと具体論に入つて、イメージをより明確にしていきたいと思ひます。

法制局にお尋ねをいたしますが、一般商船を猛スピードで追いかけている船を発見した場合、それを海賊船とおぼしき船、疑わしき船と、この現場では判断することになると思ふんですが、この疑わしき船が海賊船であることの認定はどのように行ふのでしょうか。

○政府参考人(横島裕介君) 海賊行為につきましては、本法案において定義しております。この定義された海賊行為である、まず疑いがあるという段階でございまして、準用しております海上保安庁法第十七条第一項によりまして立入検査等を行うことが可能でございまして。

立入検査というのは、そもそもその疑いがある場合にその事実を確認するための制度でございまして。

すので、立入検査して確認した結果、やはりその武器等を準備して海賊行為を行うために例えば航行しているというような事実が判明する、あるいは単なる漁船であつて海賊とは関係がない船であつたということが分かるという、そのような場合もあるかと思ひます。

○風間直樹君 そうしますと、今御答弁ではつきりしたのは、立入検査が一つのポイントになると、こういうことでありますね。つまり、疑わしい船がいた場合、警告、何らかの形で警告をする、そこには当然警告射撃という手段も入ってくるんだらうと思ひます。その結果、船が止まつた場合にそこに乗り込んでいって、そして立入検査をして海賊船かそうでないかを認定すると、こういう手順であります。

そうすると、まず認定する前に、いずれにしてもなかなか、実際海賊船であつた場合、仮に、これが容易にその立入りに応じるとも思われませんし、そこには当然警告射撃といったことも可能性としては相当高くなるんだらうと。あるいは、警告をしそれでも一般商船を猛スピードで追いかけるがなかなか停船に応じない場合にはいわゆる船体射撃も必要になつてくることあるんだらうと。

そうすると、防衛大臣、これやはり武器使用の可能性は極めて高いケースが出てくると判断するのが妥当なんじゃないでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 今先生の御指摘のように、いろいろなケース、ケースを考えれば、必然的に、もう止まらないとか、要するに停船に応じないなどという状況になれば当然そういうことも想定できますが、しかし、我々とすれば、基本はいかにこの船を警護するかということになるわけでありまして、事前に、先ほどもお答えしたように、できるだけその条件を、そういう不審を持たれるような船を近づけない、要するにそこからそれを早く見付けることによつてできるだけその遭遇というものを避ける努力もするわけでありまして、多分、そこまで近づいてくるもの

のに対して、近づけさせるかどうかというのは別ですけれども、警告射撃で要するにどれだけ離せるか分かりませんが、間に船を入れるとかその前の行動というのがあろうかと思ひますので、そういう意味ではできるだけ、それ以前の、射撃をするまでの間のことも我々とすれば考えてやつていくところもありまして、今先生が御懸念するように、高い、そういう、もしも本当に近づいてきて、ような状況をつくらないということも頭に

て国民の権利義務を制約する可能性、この二つであります。これに明らかなように、赤いものほど武力行使の可能性あるいは国民の権利義務を制約する可能性が高い、ピンクはそれが可能性が低いと、こういうことなんですが、一覽してお分かりのように、赤いものややはり国会関与が厳格に規定をされているわけでありまして。事前承認ということですね、厳格な規定ということの意味は。

○風間直樹君 ここで念のため申し上げておきたいんですが、代表質問でも明らかにしましたように、私の立場は海賊対処の法案は必要だと、こういう立場であります。なぜ今日こういう質問をさせていたでいるかといひますと、やはり隊員が対処されるに当たつて、その活動の合法的な基盤をしっかりと整備することが我々国会の役割だろ

今回の海賊対処法なんですが、私の判断では、この表の中のPKF活動に非常に近い形態だといふふうを考えております。つまり、海外における武力行使の可能性は極めて高い、今も質疑のやり取りさせていただきましたが、一方で、国民の権利義務を制約する可能性というのはほとんどない。そうしますと、やはりPKF活動がそうであるように、国会の事前承認が妥当なのではないかと、こういう判断をいたしまして、代表質問でもその旨指摘をさせていただきまして。

もう一点は、後ほど触れますが、やはり国会の関与規定をどのようなものにすべきかと、その観点から今る質問させていただいておられます。そこで、国会の関与の話に入つていきたくと思ふんですが、お手元に今日、資料を配付しております。これは衆議院の審議で使われたものと同じ配付資料なんですが、自衛隊運用にかかわる国会の関与というふうに題してありまして、防衛出動、治安出動、国連PKO、周辺事態対処、旧テロ特措法、PKF活動、武力攻撃事態、イラク特措法、新テロ特措法、海賊対処法案と、これらを二つの基準で見た場合に国会の関与をどう規定しているかというものを一覽にしたものです。二つの基準というのが、武力行使の可能性、そし

たんですが、これは総理の答弁だったんですが、「海賊行為への対処は警察活動であるため、海上警備行動と同様に国会の事前承認に関する規定を設けなかつたものであります。」と。つまり、警察活動だから海上警備行動と同様、国会の事前承認は必要ないと判断しましたよと、こういうことなんです。

私は、代表質問が終つてから、寝ずにいろいろ考えました。まじめに考えました。そこで、どうもちょっと腑に落ちないと思う点が浮上いたしましたので、これからお尋ねをしたいと思ふんですが、海上警備行動における警察権の行使というものの実態と今回の海賊対処法における警察権の行使の実態というのは、これ中身が同じかという、私はどうもそこに違いがあるように思ふんです。防衛大臣、笑みを浮かべて聞いていらつしやいますけれども、私の指摘に共感をしていただけているのかどうか分かりませんが。

それで、一言で言いますと、今回の海賊対処法で許されることになる武器使用基準、これは従来

の海警行動等におけるいわゆる消極的な自己防衛、例えば正当防衛ですとか、そういった枠を超えて、言ってみれば任務遂行型というふうに見えるのかなと私は考えているんです。これらを警察権の範囲としてとらえることはどうなんだろうかと思うんですけども、警察官職務執行法、今手元に法律があります。ちよっとそれに基づいてお尋ねをしたいと思うんですが、警職法の第七条にこうあるんですね。

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防衛又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができると。ただしとして、制約が課せられるわけなんです。刑法第三十六条、これは正当防衛です、若しくは刑法第三十七条、これは緊急避難です、これに該当する場合又は左の各号の一つに該当する場合を除いては人に危害を与えてはならないと、こういうふうに統一しております。この左の各号の一つというのが、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たると凶悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる十分な理由にある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするときと、こういうふうに書いてあります。

つまり、これを読みますと、まず一つは正当防衛ですから、もう今まさに撃つてこうとしていて、このときに警察官が何らかの反応、対応をすることが許される。あるいはもう一つの緊急避難ですね、緊急避難の条文を読みますと、自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした罪の程度を超えなかった場合に限り罰しない、という、抜粋ですが、ことになっております。もう一つ、最後ですが、要するに現に相当の重罪を犯している者が向かってこうとする場合と、この

三つの条件を課した上で警職法では武器の使用を許していると、こういうことなんです。

それでは、今回の海賊対処行動ではこれらの基準がどのようになっているのかなと。準用するということですので、当然当てはめなければならぬんですけども、先ほどの法制局の御答弁を踏まえまして、まず海賊船ではないかと、これは立入検査をする必要があると考えた場合には停船をさせる必要がある。そこで、こちらから警告射撃をするわけですね、向こうからまだ撃つてこない段階で。同時に、停船に応じない場合には立入検査をして認定する必要があるわけですから、船体射撃をする必要も生じてくると、これは防衛大臣の言葉も借りれば、その可能性ができるだけ低くなるように様々な対応を事前にしますよということですから、可能性としてゼロではないわけですね。

そうしますと、やはり警職法と明らかに相違する点は、やはりあくまで受け身で対応するの、海自の艦船が、あるいは逃走する一般商船を猛スピードで追いかける、この海賊船とおぼしき船を止めて、そして立入検査を実施して認定するため、こちらから能動的な行為を行うのか、ここが明確な違いだと私は考えています。

そうしますと、やはり警察権というこれまで我々が考えてきたものの範囲を多少なりとも超えるところがあるのが妥当だと思うんですが、まあ後ろの方で政府委員の皆さんが首を横に振っていらっしゃいますので、この点につきまして、警察権の範囲ととらえる根拠を明確にお示しいただけますでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) 大変よく、寝ずに勉強されたとおっしゃいましたけれども、本心に整理されていると思います。

幾つかあったんで、私からは二つなんです。一つは警察行動、何でもこれ国会に承認出さないんだという点を冒頭にちよっとおっしゃられたんでありますけれども、これは自衛隊法八十二条の海警行動、これがベースになっているんで

す。自衛隊法八十二条の海警行動は、認可も承認も何も要らない、防衛大臣だけで発動できると。ただし、今回の法律では、海賊対処法案としては、同じ海上警備行動の次の条を設けさせていただいて、これを根拠にして、八十二の二の海賊行為への対処という新たな項目を法律上立てさせていただいております。八十二条も八十二の二も、いずれも警察行動です、自衛隊が行う警察行動。

そういう意味で、なぜ承認を要らないのかというの、海警行動というのがそもそも、元々ある法律では届出も承認も何も要らない、防衛大臣の発動だけでできるといふ、このところ。しかし、そうはいっても海賊対処ですから、あるいは長期間出るといふこともあり得るわけですから、この七条に書いてありますとおり、細目を書いて、そして総理、あるいは関係行政機関の長と協議して、遅滞なく国会に報告をするということ義務化しているというのが一点であります。

それからもう一点は、警察官の職務執行を超えるではないかという点でございまして、これではまさに六条の三項かな、六条で付きました。これをやるときに停船をしない場合に射撃できるといふ、武器の使用を新たな項目、従来の、今おっしゃられた、職務執行法七条、この刑法三十六条、三十七条に決めている、決まっていなかった新たな武器使用権限を認めております。

これはしかし、海賊対処法案にのみ通用する武器使用権限でありまして、元々の八十二条の、職務執行法には、警察官職務執行法では適用になりません、自衛隊がほかの行動、PKF等々ほかの行動を取ってもこれは対応にならないという整理をしておりますので、そういう意味で、警察官の職務を超えているのではないかと、お話し、ぎりぎりのお話だと思っております。これは海賊行為という海の上で行われる非常に特徴的な行動で対応、特微的な犯罪であるという意味で、この武器使用を本法六条で、停船射撃というところで職務執行法七条を補完させていた、という趣旨で設けたものであります。

○風間直樹君 大臣、済みません、ちよっと今の御答弁確認させていただきたいんですが、前段の条文、ちよっと該当箇所とことおっしゃいました。で、ちよっとわがわがもう一段立てたというのは、○国務大臣(金子一義君) 海警行動は総理の承認が必要であります。ちよっと私、すつ飛ばしたかもしれません。その上で……

○風間直樹君 その結構なんです、その後で、今回、海賊対処行動を行う自衛隊のために警職法の規定をもう一段別個で立てたとおっしゃった条文、ちよっともう一回、どこか該当箇所を教えてくださいませんか。

○国務大臣(金子一義君) 第六条でございまして。三行目、「海賊行為(第二条第六号に係るものに限る。)の制止に当たり、当該海賊行為を行つている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ」と、この条項であります。

○風間直樹君 御指摘、分かりました。それで、大臣がおっしゃる論理、これまあ一理あるなというふうには理解をいたしました。が、今回、まず海上警備行動で海自を出したと。

そこで、ちよっと確認をしたいんですけども、この海上警備行動というのは当然自衛隊法に規定されているわけですが、自衛隊法の制定当時、海上警備行動を行う上で想定された活動範囲と期間というのはどういったものだったのでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。海上警備行動の地理的範囲につきましては、その任務を達成するために必要限度で公海に及ぶと解されております。それから、海上警備行動を実施する期間、時の長さでございまして、海上における人命、財産の保護又は治安の維持のため特別な必要がある場合として、活動がある程度長期

間に及ぶという場合も該当し得るというふうに解釈をされておまして、これらの点について政府の見解は従来から一貫をしております。

○風間直樹君 局長、念のためお尋ねをしたいんですが、この自衛隊法が制定されたのは昭和何年でしようか。

○政府参考人(徳地秀士君) 昭和二十九年でございます。

○風間直樹君 ありがとうございます。

そうしますと、昭和二十九年当時の我が国の状況を、私はまだ生まれていましてので振り返ってみることはできないんですが、恐らく戦後九年ですか、自衛隊が最初、警察予備隊として発足したのが、その二十九年の少し前ですから、当時の我が国あるいは政府、国会における認識としては、この海上警備行動に当たる海自の艦船が出て行くに際しても、やはり日本の近海、公海とはいえず日本近海が当然想定されていたんだろうと思うんですね。

今回、千二百キロ離れた遠洋であるソマリア沖まで行っているわけですが、伝え聞くところでは、浜田防衛大臣もこの海警行動で海自を送るということにはいろんな思いがおりになったように伝え聞いておりますけれども、やはりそこには当初の海警行動で想定された活動とは異なるものが今回あった、そういうぎりぎりのところで海自の艦船をまずは海警行動で出したということなんだろうと思います。

総理の御答弁、それから今国交大臣からも御答弁いただきましたが、伺っていますと、海警行動でまず派遣をしていると、これは警職法に準じて自衛隊員は行動するんだから国会の事前承認は必要はないんだと、こういう論理を組み立てられているわけでありまして。

私は、この警職法に準じて、本法の第六条です、武器を使用することができるといふ先ほどの金子大臣の御答弁、それはそれで慎重にも慎重にな上にやっていたいただきたい、同時に海賊対処の迅速性も十分保っていたいただきたい、こういう思い

を持つていらっしゃるんですが、私のねらいは何かといいますと、やはり今日これだけ議論させていただいて、なかなか法理論として一〇〇％どうもお互いに詰め切れていないというフアジーな部分、多少のほどかしい部分を実は私は感じているんですね。

そこをじゃどうクリアするかというと、やはりこれは議論だと思っております。政府と国会での議論だと思っております。この議論が今回の海賊対処法案を通す上で私は国会の場において必要だと思えますし、代表質問であるような提案をさせていただきます。代表質問ですが、やはりこういう法理論上一〇〇％なかなか詰め切れていない部分を残す法案を通すのであれば、そこはやはり国会の事前承認を求めるという規定をしつかり掛けるべきではないかなと、こういうふうには私は考えます。

それで、実は、ちょっと皆さんにはお気付きいただけなかったかもしれないんですけども、私、代表質問の中であるフリーズを挿入させていただきました。それは何かといいますと、多分、これは政府はなかなかこういう公の場ではおっしゃらないでしようけれども、今回国会の事前承認を外して報告にとどめた法案を出されたということの理由の一つにねじれ国会という現象がある、そのことをいろいろ御懸念されたんだろうと、私はそう考えているんです。もし、逆に私が政府の立場に今いけば、やはり海賊対処行動がどうしても必要だと、そのときの国会の事前承認が果たして取れるかどうかということ、当然自分は懸念として抱くと思うんですね。

私が代表質問で触れたフリーズというのは、ちよつと今読ませていただきますが、「海賊対処においては、商船保護の目的に照らし、海自、海保の艦船行動の効率性も重視しなければなりません。私は、国会事前承認の必要性を訴えと同時に、議員として迅速な海賊対処を可能にするにも十分留意し、法の制定と運用を行わなければならない」と、確信いたします。」と、こういうふう

に述べました。

実は、原稿の草案段階ではもう少し踏み込んだ文書を私は用意していたんです。そうしましたところ、いろいろ秘書を始めアドバイザーがございましてこうした表現にしたというのが実は実態なんです、正直に言いますと。

ただ、私の思いはそういうことでございまして、やはり国会もこの海賊対処行動の迅速性そして効率性を図るという視点をしっかりと持たなきゃいかぬと。つまり、政局を意図してそこに影響を与えてはいけないというのが私の信念であります。

そこで、防衛大臣、ちよつとお尋ねをしたいんですが、防衛大臣はお生まれが昭和三十年の十月でいらつしやると伺っております。私は昭和四十年でございまして、一回り違いますが、お互いに戦後生まれでございまして、戦前の軍の暴走というのには見聞した経験がございませぬ。浜田大臣、今防衛大臣の職におありですが、大臣にとつてこの軍に対するシビリアンコントロールの重要性を認識された何かきっかけとか契機とか、そういう御経験というのはございましたでしょうか、これまでに。

○国務大臣(浜田靖一君) 私も大臣をさせていただいてちよつと八か月が過ぎたわけでありまして、基本的にシビリアンコントロールというのをどのように解するかというのは大変難しいと思うんです。

ただ、私自身がその組織というのを見させてもらっている以上、よく、何か軍だけが特別に時代が過ぎてきているような感じがして、そのままつながっているというような感覚を持たれる方もいらつしやるかもしれません、しかし、同じ日本の社会のこの環境の中でやはり幼年期を過ごし、そして来ているわけで、その中で平和に対する思いというのは、これはもうこの日本の社会において、これだけ情報が多々流れ、その中で日本の国のありよう、そして憲法、そして不戦というような、平和というものは、このキーワードはみんな教わっているわけですね、それがやっぱり下地になって自衛隊に入つてき

ているわけですから、逆に言えば、そこから旧軍の気分が出てきても、教育してもそれはなかなかうまくいかないというのか、これは学校の中でも同じようなことが言えると思うんですが、なかなかこちらの思いどおりにはならない。社会の流れの中で生きてきているということもあって、やっぱり今の若い人と同じような感覚を自衛隊員の皆さんも持っているわけです。

だから、その中で果たして、旧軍ではその組織というものを維持するに当たつて、じゃ、いざ何のために我々は存在をするのかといったときには、当然国を守る、国民の安心、安全を守るといふのを考えるわけでありまして、シビリアンコントロール、そのところをどれだけ信用して、どれだけ暴走しないと、戦いを、その戦争するとかというふうなところまで、私はもう少し、国民の皆さん方の期待にこたえる自衛隊というのを我々が説明していないんじゃないかなという気がするんですね。国民の期待があれば彼らは頑張るわけですから、国民の期待があれはそれなりの責任が重なり、しかしそうじゃなくなつたときの方が逆におかしくて、そういうことの方が怖いような気がするんですね。

だから、各地の自衛隊の駐屯地へ先生方も行かれて思われるように、やっぱり地域の皆さん方の理解を深めるためにも、我々の存在というのはこういうものなんですよというのを自衛隊員がやっぱり言っているわけですね、正直言つて。だから、そのところを信じてあげるといふのが重要だし、国民との信頼関係がそこにあると暴走はないなと私は思います。

ですから、そういう意味でいろんな、いや、そうは言つたつて、おまえ軍事組織なんだからという話をされると、確かにその可能性がないわけではない。だけれども、今の本当に日本の世の中でそういったことを考える自衛隊員がいるとは僕には思えないんですね。

だから、そこが甘いと言われれば甘いのかも知れませんが、しかし私としては、組織というのはそういうふうにするべきだし、そして規律という

その過程で、十二月の十二日に韓国陸軍内部で壮絶なクーデターを起こしまして、いわゆる同十

○国務大臣(浜田靖一君) 今回の法案は別にしまし
て、基本的に今私ども、一般法、よく恒久法と
言われますけれども、その中に自衛隊の海外へ出
て行くときというのはこれは当然、事前承認とい
うのは当たり前というか、考えております。それ
が、自衛艦が海外へ出て行く際にやはり国会の責
任としてこれを認めるといふのは極めて重要なこ
とだと思っておりますので、それをやはりしつつか
りと受け止めて自衛艦が海外へ出て行くというの
がこれは当然のことだというふうに思っています

○国務大臣(浜田靖一君) 五月の三十日にシンガポールに参りまして、シャングリラ会合に参加をさせていただいて、日米韓の三か国の防衛相会談

○政府参考人(石井正文君) 委員御指摘のとおり、昨日、スタインバーク国務副長官を始めアメリカ政府の関係省庁の高官と数中事務次官を始め

とする我が方政府の関係者が協議を行いました。また、中曽根大臣も一行の表敬を受け、意見交換を行われております。

これらの協議では、北朝鮮の状況につきまして全般的な角度から意見交換をしております。また、現状分析を行いまして、今後とも日米で緊密に協力していくというのを確認いたしました。今後の取り進め方全体についていろんな議論があったということでございます。

○小池正勝君 その中で、報道でありますけれども、六か国協議を見直すということが出た、こういう話になっておりますが、今まで日本政府はこの六か国協議というのを極めて重視してきたと思うんですが、見直すというのはどういうことなんでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 具体的な会談の内容、詳細については申し上げることでできませんけれども、六か国協議は従来どおりこの対北朝鮮問題においては中心となる私は協議機関でありまして、今後ともこれを中心に対北朝鮮への対応をやっていくということは変わりありません。また、米

国との間におきましても、その他の国との間に、おきましても、これを見直すというのはどういう意味かちょっと委員のその御質問の趣旨というものを正確に存じ上げませんけれども、これを中心としてやっていくということには変わりはないということをはっきり申し上げたいと思います。

○小池正勝君 今のお話は、引き続き六か国協議を重視するという確認をさせていただきたいと思うんであります。

そして、さらにもう一つ、これは協議中のお話であります。安保理で今北朝鮮の制裁決議の案を議論しておることになっておるわけでありまして、そんな中で、今回はロシアも中国も決議ということについては賛成しておると、要は中身の問題なんでありましてけれども、いう状況にあるわけでありまして、その中身、これはもちろんまだ協議中ですから言えないということになろうかと思っております。

そこで、従来から言われておりますように、北朝鮮の制裁ということで、過去の経験にかんがみれば、資産凍結、資金の流れを押さえるということが一番有効だった。マカオのパンコ・デルタ・アジアを凍結したというのが非常に効果があったということがかつて言われておったわけでありましてけれども、今回、この資産凍結といいますが、資金凍結といいますが、これは大きな議題になっているんでしょか。

○国務大臣(中曽根弘文君) この核実験は、とにかくこの北東アジアのみならず国際社会全体に対する大きな脅威的なものでありますので、これの北朝鮮の行為に対しては国際社会が一致協力して強いメッセージを出すということで、国連で、安保理でいろいろ決議案の協議が行われているところでありまして、我が国もいたしましては、積極的に主体的にこの問題に取り組んでいくところでございます。できるだけ早く、そして追加的制裁を含む内容のものということで今協議中でありまして、その具体的な内容については、今ちょうど進行中でございますので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

国連の安保理決議の一七八号、これによる北朝鮮に対する資産凍結措置といたしましては、四月の北朝鮮によるミサイル発射に関する議長声明を受けまして、これも委員御承知のとおりでありまして、北朝鮮制裁委員会が検討を行いました結果、四月の二十四日に、北朝鮮に所在する三団体がこの北朝鮮の大量破壊兵器計画などに関与していると、そういうことで資産凍結対象として指定をされているわけでありまして、現在、この決議案の内容については、まさに協議中でございますので、それ以上の状況についてはお答えを控えていただきたいと思います。

○小池正勝君 私は、もう北朝鮮には厳しく対応すべきだと思いますし、それには資産凍結が有効だと、こう思っていますので、そのことを申し上げさせていただきますかと思っております。

ただこうかと思えます。

先ほどもお話、午前中も御議論がありました。この一条の目的との関係で国益云々という議論がありました。私は、日本政府が国益を重視するため、これはもう当然のお話だし、国益を重視するため、一条の目的にそれを強く書くということは当然のお話だろうと私は思っております。

そんな中で、その国益って何かということをもう少し具体的にお伺いしたいんであります。まさに基本的事項をお伺いしたいと思うのであります。どうして我々にとりましては、アデン湾・ソマリアという、遠い存在、遠い国というイメージがあるのか、日本とどんな関係にあるのか、日本の国益にどれほど大きなかというのを具体的に御説明願いたいんであります。このアデン湾・ソマリア、二千隻の日本船が通っているという事はよく言われます。まさに日本の海運といえますが貿易といえます。また、中での、ただだけの船が通り、それがどれだけのものを、どんな中身のものを運び、どんな貿易上重要なものかというのを、具体的な御説明をお願いしたいと思うのであります。

○政府参考人(大庭靖雄君) 国連海洋法条約におきましては、第百条で、すべての国が最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するということがなされております。また、第百五条におきまして、公海における旗国主義の原則の例外として、公海その他いづれの国の管轄権にも服さない場所において行われる海賊行為について、海賊船舶等の国籍を問わず、いづれの国も管轄権を行使することが認められているわけでございます。

また、他方、我が国の事情にかんがみまして、海に囲まれ、かつ主要な資源の大部分を輸入に依存するという我が国にとりまして、海上輸送を中心に行われております外国貿易というのは大変に重要なものがございます。その重要な海上輸送の航路と申しますのは、例えばアデン湾を経由してヨーロッパと我が国とを結んでいるというほか、中近東、アジア、アメリカ、オーストラリアなど

広く世界の国々と我が国とを結んでいるわけでございます。このような船舶航行の安全を確保するということは、我が国にとって大変に重要なものでございます。

また、その担い手であります我が国の商船隊、二千三百隻でございますけれども、この中に占める日本籍船は現在九十隻余りとなっております。そして、その他は外国籍船でございます。我が国の貿易量の大部分を外国籍船が輸送しているという状況にあります。

海賊対処法案におきましては、このような状況及び国連海洋法条約の趣旨にかんがみまして、海賊行為の処罰、海賊行為への適切かつ効果的な対処について規定するものでございまして、政府といたしましては、海上輸送に携わっております船主協会などの関係団体からの強い御要望及び与党プロジェクトチームにおきます御意見を踏まえてこの法案を取りまとめ国会に提出をさせていただいたものでございます。

現在こうして国会において審議をいただいておりますが、可及的速やかにこの法案が成立するようには是非お願いをいたしたいと存じているところでございます。

○小池正勝君 今の大庭さんのお話はよく分かるんですが、それを具体的に言ってほしいんです。今の総論的なお話というのはもうおっしゃるとおりなので。

では具体的に、そのアデン湾・ソマリアを経由する船が貿易に占める割合は一体どれぐらいあつて、どんな中身を運んでおつて、どれだけ日本に重要なものかというのを具体的にお願いします。

○政府参考人(秋元義孝君) 平成十九年、我が国の貿易総額が百五十七兆円でございますけれども、日本と欧州間の海上貿易額が十四兆円、約、全体の九・二％となっております。これらの貿易のほとんどはソマリア沖・アデン湾を航行する船舶が担っていると考えられますので、そういう意味で非常に我が国の貿易にとって重要な海域であ

ると。

さらに、もう少し具体的な数字申し上げますと、日本から欧州等への自動車輸出が年間百五十万台ございます。これは日本からの総輸出台数の約二割、これがそのソマリア沖・アデン湾を経由して輸出されていると。それから、原油について言いますと、日本向けの原油のうち、ソマリア・アデン湾を通航する原油量が約九百万キロリットル、これは我が国の原油総輸入量の約四割に当たります。

以上です。

○小池正勝君 今のお話からしますと、まず自動車の方は二割だと、ここを経由するのが輸出の二割だというお話でした。それから、ヨーロッパとの貿易の一割、九・二％ですか、というのがこのアデン湾・ソマリアというお話でしたが、それを高いと見るか低いと見るか。これは見方によっていろいろあると思いますけれども、自動車というのは日本の輸出産業の中では一番であるわけですから、これの二割というのは非常に大きい、これは確かに申し上げることはよく理解できるところであります。だからこそ、船主協会が直接総理のところ、このアデン湾・ソマリアというのを陳情したというのにもまさにそういうことなんだろうと思うんですが。

そこで、その重要なところの、船の海賊に襲われている具体的な件数、よく言われますが、これも、マラッカ海峡の海賊はどんどんどんどん減っているがソマリアはどんどんどんどん増えているという抽象的な議論は分かるんですが、具体的に、何隻の船のうち何隻が襲われたかという具体的な数字を教えてください。

○副大臣(橋本聖子君) ソマリア沖・アデン湾の海賊事案は特に昨年度以降大増加をしております。昨年度は百十一件で世界の約四割、二〇〇七年の約二・五倍の事案が発生しております。本年に入っても海賊事案は、五月三十一日現在ですが、百三十件の発生がありまして、その中で、既に昨年度の件数の約一七％、ハイジャックされた

船舶は二十九隻となっております。十四隻が抑留されており、約二百十名の乗員が人質となっております。昨年度は日本人が人質になった事件も発生しております。日本関係船舶への襲撃事件が三件、今年に入ってから一件が発生しております。現状は、いつ海賊の襲撃を受けてもおかしくない状況下にあります。大変懸念すべき状況だといふふうに思っております。

○小池正勝君 今のように、海賊の被害が一七％ですか、ですから、増えているということの具体的な数字を教えてください。また、その中で、この海賊の問題を考えると、よく外務省さんは多層的な取組、多層的な取組ということを取組んでいるのが必要だと、まさにこれはそのとおりだろうと思うんですが、そして、そのときによく言われるお話として、抜本的に海賊をなくすにはソマリアの安定をしなければならぬ、いんだと、ソマリアの安定が必要なんだと、まさにこれと、そのとおりだろうと思うんですが。

ソマリアの安定のために一生懸命やらなければいけない、それはそのとおりだろうと思うんですが、よくそのソマリアの現状を破綻国家、破綻国家なんて言うわけですが、その破綻国家という抽象的な表現はいいんですが、具体的に、その経済的な貧困がどんな状態で、どんな治安の状態なのかというのを具体的にこれは御説明願いたいと思うんですが。

というのは、その経済的な貧困、もちろん無政府状態から失業率なんというのはなかなか分からないので、断片的なニュースは出てくるけれども、具体的にどんな貧困状態なのか。それから、治安が悪い、無政府ですから治安が悪いのか。そういうのを具体的に、つかんでおられる範囲で結構ですから御説明願います。

○副大臣(橋本聖子君) 失業率ですとか犯罪率、貧困の度合い、いろいろありますけれども、今把握している段階でお話をさせていただきたいと思いますが、一九九一年以来、武装勢力間の抗争が続く中で、二〇〇五年に樹立された暫定連邦政府はいまだソマリアの国土全土を有効支配するに至っておりません。また、暫定連邦政府には至る勢力が参加をしていないわけではありませんが、最近も首都モガディシウにおいて暫定連邦政府とイスラム過激派との激しい戦闘が発生をいたしまして多数の死傷者が出るなど、依然として大きな混乱の中にあります。このような状況にあるソマリアは、法執行機関、司法機関等が全く機能していないのが実情でありまして、そのため、国内統計等ほとんど存在をしておりません。

一方では、国連人道問題調整事務所、UNOCHAですが、このソマリアの人道状況に関する今年三月現在の資料によりますと、治安と食料危機により三百二十万人、ソマリアの人口のこれは四三％に値するんですが、人道支援を必要とする状況にあります。三百二十万人が人道支援を必要とする状況にありまして、五歳以下の幼児の二十万人、これは六人に一人の数ですが、二十万人が厳しい栄養失調に冒されており、そのうちの六万人が専門家に適切な処置を受けられなければ栄養失調による死の危機に至ってしまうというふうな状況に今なっております。

○小池正勝君 この海賊問題、ソマリアの海賊問題を考えるときに、もちろん警備活動が大事だと、現に船主協会からは総理に直接お話まで行っているわけですから、先ほどのお話のように、日本の貿易にとっても非常に重要な航路だということですから当然警備が必要である。これはもちろんなんですけれども、やはりもう一つ大事なことは、海賊に対処するためにソマリアへの支援というのをきっちりやっていく、これがもう何よりも大事だということ、これも恐らくどなたも異論がない話だろう、この法律があるなしにかかわらず、このソマリアをきちんと安定させるということが一番だと、これもまた事実なんだろうと思うんですが。

そこで、今、日本政府は、この面、つまりソマリアへの支援というのを具体的に、もうやっていると思えますが、具体的にどの程度、どんな内容のものをやっているんでしょうか。

○副大臣(橋本聖子君) 我が国による対ソマリア支援は、同国の情勢にかんがみまして二国間援助の実施は困難でありますので、国際機関経由の支援に限定をしておりますけれども、食料支援、難民、国内避難民の支援、保健、水、衛生、教育などの人道支援、また国境管理強化や治安改善等のための支援等を実施しており、その総額は近年の二年間で約六千七百万ドルとなっております。

国連人道問題調整事務所によりますと、現在少なくとも三百二十万人が人道支援を必要としておりまして、二〇〇九年のソマリアにおける人道支援ニーズは九億八千三百万ドルに上ります。WFP等の人道国際機関は、支援を必要とする住民に可能な限り広く支援が行き渡るよう最大限の努力をしており、予算ですとか治安面での制約で必ずしも十分な支援が行き渡っていないという地域もあるようであります。例えば、今年の四月にWFPが食料を配給できたのは二百十万人にとどまっていると承知をしております。

ちなみに、我が国のソマリア関連のWFP経由支援は過去二年間で千四百万ドルですが、昨年拠出した九百万ドルは約七万人に対する食料配給として速やかに執行を済ませることができました。今年三月に拠出をいたしました五百万ドルについても可及的速やかに執行中と承知をしている段階であります。

先般、ベルギーのブリュッセルにおきまして開催されたソマリアの治安改善のための支援を議論する国際会議に私自身も出席をさせていただきましたけれども、そこでも表明したとおり、我が国は引き続きソマリアの安定に向けて関係諸国と強い連携しつつ支援を行っていく考えであります。

○小池正勝君 この海賊問題、何度も繰り返しに

なりませんが、経済的な貧困あるいは安定ということとをきつちりすることが極めて、これは外務省にとつては極めて大事な、外務省というか日本政府にとつて極めて大切な仕事なんだろうと思うんですね。是非これに力こぶを入れてもらいたいと思うんです。

そこで、大臣の、今ODA予算、非常に厳しいのは事実ですけれども、外務省予算、非常に厳しいのは事実ですけれども、このソマリアへの支援というものを積極的にもう倍増していくぐらい強い意気込みをお聞かせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今副大臣の方から御説明いたしましたように、ソマリアへの支援というのは過去二年間で総額六千七百万ドルと大変多額な支援を行っているわけで、人道支援、それから治安向上への支援、それからAMISOM支援としてそれぞれ拠出をしております。繰り返しになりますから細かいことを申し上げませんが、けれども、先ほど副大臣が申し上げました食料支援のほかに、難民、国内避難民に対する支援、保健、水・衛生、教育分野の支援、人身取引・不正規移住対策、あるいは国境管理強化による治安改善支援、警察支援等々、大変行っております。

この海賊問題の解決にはソマリア自体の治安の改善が最も大切だということ、今朝ほかからの議論でもありました。大塚委員からテレビの番組見たかというお話ありまして、私も見まして、ソマリアにおけるこの大変な状況というものを改めて認識したところであります。これらの海賊問題の解決のためには更なる支援をしつかりとやっていくということが大事だと思っております。国際社会と協力をしながらこれらに取り組んでいきたいと思っております。

○小池正勝君 積極的な支援、ソマリアへの支援というのがやはり海賊問題にとつては極めて大事だということを是非お願いしたいと思っております。

次に、今度はその警備の関係、出動の関係であ

りますけれども、これは海上保安庁がやるべきだと、これも午前中から議論が出ておりましたが、そういう議論がずっとあるわけでありまして、そこで、これももう一回確認になりますが、海上保安庁で現在、このソマリア・アデン湾まで行ける船、装備状況等々、今の状況で現状はどうなんでしょうか。

○政府参考人(岩崎貞二君) ソマリアへの海上保安庁の巡視船の派遣でございますけれども、これまで私も、日本からの距離でありますとか海賊が所持する武器、ロケットランチャーでございますけれども、その対応でありますとか、各国が主として軍艦等が対応していること、こういうことを総合的に勘案して現状では難しいと、こう説明させていただきました。

具体的に申し上げますと、私も、午前中にも話が出ておりました「しきしま」という船を一隻持っております。これはある程度の武装にも対応でき、それから航続距離ももちろんソマリアに行ける距離を持っております。ただ、そうした航続距離、それからロケットランチャー等にも対応できる船というのはこの「しきしま」一隻だけでございまして、継続的、安定的にやっていくのは難しいと、このように思っております。

特に、武装の関係でございますけれども、ロケットランチャー等の重火器で武装していますから、攻撃を受けることは当然想定をしなければいけないと思っております。攻撃を受けたときに、ダメージコントロールと申しておりますけれども、被害を受ける、被害を受けてもやっぱりそれで業務ができなくなるといふことではないかと思っております。被害を受けて、被害を受ける程度に食い止めるが業務ができるという性能が必要でございますが、これが繰り返して申し上げておりますダメージコントロールのある船でございます。海上保安庁は残念ながら現在持っております船は「しきしま」一隻でございます。

○小池正勝君 今のお話は、「しきしま」一隻し

かないから現実的に無理だと、こういうお話でした。であれば、もし仮に海上保安庁がやることになって行けるようにするために装備とか充実していかなくやならぬ、船とか充実していかなくやいかぬわけですが、一体行けるようにするためにはどれぐらいの予算が必要なんですか。それが海上保安庁の予算から見ると一体どういう位置付けになるんですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 年間、今自衛隊がやっております二隻常時派遣をするということになりますと、船を変えなきゃいけませんから、三隻必要になります。二隻掛ける三隻、六隻の船が必要となると考えております。「しきしま」一隻でございますので、海上保安庁としてはあと五隻こうした船があればそうしたことは対応可能となると思っております。

一隻当たりの建造費、これはヘリコプター二機搭載というヘリコプター代も含めてでございますけれども、今の試算では約一隻当たり三百五十億でございますので、それ掛ける五でありますと千七百五十億掛かると、こういうことでございます。

海上保安庁の予算でございますが、全体、これは人件費も含めて約千八百億でございます。それで、巡視船艇とか航空機の整備、これは当初予算の額でございますが、二十二年度の当初ですと三百五十八億でございます。先ほど申しました千七百五十億の船を造ろうと思いますと、これは一年ではできませんので、五年掛かると仮に計算いたしますと一年当たり約三百五十億の金が必要と要るわけでございますけれども、海上保安庁の今持っております巡視船艇、航空機の予算額、ちょうど三百五十八億でございますので、それを全部つぎ込んで、五年間つぎ込んでほかの船とかほかの飛行機の建造をストップすれば、今の予算額で話でございますけれども、しなきゃいかぬと、こういうような状況になります。

○小池正勝君 今のお話は、千七百五十億掛かると、海上保安庁の予算は千八百億だと、一年間で、そうすると、全部つぎ込んでようやくとんとん

と、こういう話になるわけですから、極めて非現実的なお話なんだろうと思うんであります。

次に、先ほど来、これも午前中お話が出ましたが、そもそものアデン湾・ソマリアに出ている諸外国の状況、軍なのかどうかという点であります。これは外務省さん、もう一回御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(石井正文君) 今、ソマリア沖・アデン湾におきましては、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツほか二十四か国の船が出まして対応しております。その中で、午前中に答弁申し上げましたように、沿岸警備隊と申しましようか、コーストガードが出ていますのはイエメン、それから、アメリカは過去出たことはあるが今はいないというのが状況でございます。

○小池正勝君 現在ではイエメンだけだと、こういうことですね。それを確認させていただきたいと思っております。

それから、もう一つ伺いたいのは、このソマリアの海賊の問題でIMOという国際海事機関というものが非常に積極的な役割を果たしている。これが諸外国、各国との連携をして、ソマリアに対して積極的な対応をしていると、こういう話をよく聞きます。このIMOというのはどのような機関で、このソマリア沖の対処についてどのような役割を果たしているんでしょうか。

○政府参考人(伊藤茂君) 御質問の国際海事機関、IMOでございますが、これはロンドンにございまして、海上の安全であるとか海洋環境の保護のための政府間の協力を促進して条約の策定などを行う国連の専門機関でございます。

これまでに、今申し上げました海上の安全であるとか海洋環境の保護のための条約、最近で申しますと、今年に入りましてからですが、船舶の適正なリサイクルを推進するための枠組みを定めるシブリスサイクル条約の締結など、これまでに約三十もの条約を策定してきております。

海賊の関係も船舶の安全な航行の一つでございます。IMOは、今年の一月に、ソマリア周辺

海賊対策地域会合をジブチで、いわゆるジブチ会合でございますけれども、これを主催をして、海賊対策のための訓練センターの設置などを盛り込んだ地域協定の枠組みでもございますジブチ行動指針、これが関係国、周辺国で採択されております。

こういったことのほかにも、海賊あるいは船舶に対する武装強盗防止のための指針等を策定するなど大変重要な役割を果たしてございます。

○小池正勝君　そして、このIMOの海賊問題の責任者が日本人の方だというお話を聞くのでありますが、まず事実かどうか、その方がどんな役割を果たしておられるのか、お伺いします。

○政府参考人(伊藤茂君)　IMOの中で海賊問題を所掌しております部局でございます。海上安全部と呼んでおりますけれども、この部長が日本の元の運輸省の職員が転籍をいたしまして、彼が部長を務めておりまして、先ほど申し上げましたジブチ会合もこの方が現地に出席をして会議を差配したということでございます。

○小池正勝君　このIMOというのが今のお話で各国政府が参加しておられて、極めてそのソマリア沖の海賊のお話で重要な会を持って引つ張っていつてもらっているということですから、ますます日本政府はこういうところと連携をしていかなければならないだろうと思うのであります。

そして、最後にお伺いしたいんであります。外務大臣にこのソマリア沖の海賊対策での決意というものを伺いたしたいんであります。その決意というのは何かと申しますと、先ほど出ています。この経済的な支援、お金だけではありませんけれども、まずはソマリアの安定ということを図るためには外務省さんの役割というのは非常に大きいだろうと思うんですね。こういった支援というものをどのようにお考えになるか。

それから、国際連携、さっきのIMOのお話もそうでありまして、こういった国際的な連携、それからさらに日本政府独自のソマリアの安定に向けた措置、これについての外務大臣さんの御決意

をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(中曽根弘文君)　先ほどからいろいろ議論されておりますけれども、この海賊問題を解決するには大きく分けて三つのポイントがあるかと思ひます。一つは、これは各国がこのソマリア沖・アデン湾において実際海賊行為に対して現場で対処していくということ。また、これも先ほどから御答弁申し上げましたけれども、やはり根本的解決が必要だということで、ソマリアのこの情勢を安定化させるということで六千七百万ドル我が国から出して、御説明いたしましたようないろいろな活動もやっておりますし、もう一つは、これも今お話ありましたように国際的な協力というものの、IMOを始めとしてそういう周辺諸国等の取締り能力を向上させたり、あるいはマラッカ海峡での例を参考にしたりしながら、国際的協力をしながらこの中長期的な解決を図っていくということが大事だと思っております。

外務省はどういうことをするかということでありまして、我が国として、また外務省といたしましては、これらの今の三つの基本的なポイントについて、我が国のできる範囲の協力をしていくということが大切だと、そういうふうに出ております。今、自衛官が出て活動しておりますけれども、それらの外交的な支援、あるいは先ほど私も委員の御質問にお答えしましたけれども、この根本的解決のための経済的な支援、こういうものも、これは今後いつごろまでこのような海賊事態が続くかどうか分かりませんが、一日も早くこれらがなくなるように努力をしていきたいと、そういうふうに出ております。

なお、二十一年度、今年度の補正予算、これにおきまして三十六億円ほど海賊対策ということで計上しております。ソマリアへはそのうちの二十二億円拠出するということになっております。○小池正勝君　以上で私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤正久君　自由民主党の佐藤正久です。

まず最初に、北朝鮮関連について御質問をさせていただきます。

まず最初に、情勢認識、評価について外務大臣にお伺いしたいと思います。

韓国政府は北朝鮮の一連の動きに合わせまして、警戒レベルを五段階のうち三から二、上から二番目に引き上げたという報道がございます。やはり、国の平和と独立、あるいは国民の安全というものを守らなさいいけない政府としては、一番大事なものはどういふ情勢認識、評価をするかということがすべての出発点だと思います。

今回の北朝鮮の一連のミサイル発射、あるいは五月二十五日の核実験、六か国協議からの離脱表明、核燃料棒の再処理の開始、あるいは更なるミサイルの発射予告、あるいはその準備とも取れる動き等がございます。これらの動きというのは、これまでの国際社会の譲歩を引き出すというような恫喝的なものと同じ流れと考えるのか、あるいは全く別の流れ、例えば核あるいはミサイルをしっかりと持つんだというふうな一連の流れと認識すべきか、その情勢認識、評価について大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君)　北朝鮮は、六者会合がバンコク・デルタ・アジア、この問題をめぐりまして膠着状態に陥つていました二〇〇六年の七月に七発の弾道ミサイルを発射をいたしまして、そしてまた同じ年の十月に核実験の実施を発表したわけでありまして。その後、六者会合を通じて対話が進められてまいりましたけれども、昨年の十二月、委員も御案内のように、六者会合首席代表者会合で検証の問題をめぐりまして合意ができません、その後六者会合が開かれず事態が膠着したままになっているわけでありまして、この四月にはミサイルを発射いたしましたし、またこの五月には核実験を行ったと、そういう今までの経緯がございます。

このように、北朝鮮は緊張を高める言動というものを経繰り返してきておりますけれども、なかなかその意図というものを我々が理解するという

は非常に難しいわけでありまして。我が国といたしましては、今回と二〇〇六年のケースとの比較を含めまして、北朝鮮の意図を推し量って云々することは適当ではないと思ひますが、いずれにいたしましても、北朝鮮の言動というのは国際社会にとりまして到底容認できるものではございません。

北朝鮮は、核保有国になることを意図していると、そういう指摘もありませんけれども、北朝鮮の核保有は断じてこれは容認できないと、そういうことで国際社会は一致をしているところでございます。二〇〇六年の十月の核実験の実施発表後に国連の安保理で採択をされました安保理決議、この一七七八ですね、これにおきましては、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、また検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄をすることと、これが一七八で義務付けられているわけでありまして、北朝鮮によります完全な核放棄を求める各国の立場というのは全く変わっておりません。

北朝鮮は、この国際社会の声に真剣に耳を傾けて、更なる挑発行為を控えて、そして六者会合に復帰をして共同声明を完全に実施することが北朝鮮自身の利益であると、そういうことを理解をすべきと思っております。

我が国といたしましては、引き続き、米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携を取りまして、核、ミサイル、拉致と、これらの諸懸案の解決に向けて我が国として最大限の努力をしていきたいと、そういうふうに出ております。

○佐藤正久君　二〇〇六年当時と今回のミサイル核実験とを比較して、日本の平和と独立とか国民の安全という観点から脅威認識は高まっているというふうに思われますか。

○国務大臣(中曽根弘文君)　これは、先般の長距離弾道ミサイルでありますか、これの射程距離等を見ましても、これは性能が向上していると、そういうふうにも言われておりますし、二〇〇六年に比べれば、これは私も専門家ではありませんから

詳しいことは分かりませんが、そのような技術的なものも向上しているということであれば、我が国に対する脅威は深まっている、高まっているのではないかと、そういうふうに思います。

○佐藤正久君 その脅威の評価って一番私は大事だと思っています。それが日米で共同でいろいろ対処をする、あるいは国連決議における日本の動きというものにも、多分一番の根本認識は脅威をどういうふうに認識するかということだと思っています。そういう脅威認識の下、日本政府の、外務省の方も含めて、今回の核実験あるいは前回のミサイル発射というのは、断じて日本の安全保障を看過することはできないというような発言もございます。私はそれは当然だと思っています。

他方、やはりアメリカあるいは韓国と共同歩調を取るという上においては、その情勢認識、評価をやっぱり合わせるといことも非常に大事だと思います。

ある新聞報道によりますと、アメリカのゲーツ国防長官がシンガポールに向かう機中の中で同行記者に語った話として、北朝鮮の核、ミサイルの脅威に対抗するため、日本や韓国に核抑止力を提供すると。一方、現在の北朝鮮の状況というものにはオバマ政権として危機だという認識ではないという発言もされていると。これの真偽は分かりませんが、少なくとも、この断片情報だけとすると、ちよつと我々の脅威認識とずれているようなふうによつぱり一般国民は思うと思います。

大事なことは、北朝鮮の一連の動向に関する日米の認識をやっぱり一致させるということ、これは外務省にとって非常に大事な出発点だと思います。これが今後の安保理決議採択に向けた動きとか、あるいはその後の具体的な対処行動で極めて重要だと思っています。

その意味で、昨日、米国の政府代表団と日本の代表の次官級協議というものは非常に大きな私は位置付けを占めていると思います。そういう意味で、昨日の協議で、情勢認識あるいは評価という面で、脅威の評価という面で認識は一致したのか

しなかったのか、したとすればそれはどうなのか、お教え願いたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) 昨日、スタインバーグ米国の国務副長官を始め米政府の関係省庁の高官と、外務省の蔵外務事務次官を始めとする我が方政府の関係者が協議を行いました。また、私自身もこれら米政府の一行の表敬を受けまして意見交換を行ったところでございます。これらの協議では、北朝鮮の状況につきまして全般的な角度から意見交換を行いました。また、現状分析も行いまして、今後も日米で緊密に協力をしていくということを確認したところでございます。

具体的な内容に関しましては、まずは、北朝鮮による核保有は我が国の安全保障上の脅威である、同時に、これは地域及び国際社会の平和と安定を、これを著しく害するものであり断じて容認できないということ、そして完全な非核化が必要であるという点を確認をいたしました。また、国連安保理での対応につきまして、国際社会が一致して効果的な対応が取れるよう、これも日米で協力をしていくということが確認をされたわけでありまして、また同時に、日米、日韓、日米韓で協力していくということも確認をしたところでございます。

加えまして、米国の日本に対する防衛のコミットメントは揺るぎないものであるという点も、これも確認をいたしました。また、我々といったしましても、拉致問題が非常に重要な問題であるということも重ねて伝達をいたしまして、米側からも改めて理解が示されたところでございます。

今日、本日、スタインバーグ副長官一行は麻生総理への表敬も行いまして、一連のこの昨日からの協議を通じて、私は、日米間において北朝鮮に関する現状認識が共有できた、ある程度共有できた、そして今後の協力体制の確認も十分行われたと、そういうふうにご考えておりますが、引き続きいて緊密な連携を取ってやっていきたい、というふうにご思っています。

○佐藤正久君 ありがとうございます。

非常に今大事な点について合意ができた、認識が共有できた。是非ともこのいろんな点を国民に分かりやすくポイントを絞って説明していただければというふうに思います。

そういう認識の一致の下、今後、安保理決議とかその後の対処行動ということに移るわけですが、これも、やっぱりその対処の一つに私は船舶検査というものがあろうかと思えます。船舶検査について何点か伺いたいと思います。

二〇〇六年の十月の北朝鮮の核実験後になされた安保理決議一七一八で、各国に対しまして、核兵器などに関する不正な取引を阻止する目的で北朝鮮に出入りする貨物を検査するよう要請しました。他方、今までの明らかにした事実として、平成十五年、北朝鮮の元高官がアメリカ上院の公聴会で行った証言によりますと、北のミサイル部品の九〇％が日本からの輸入で、朝鮮総連を通じて万景峰号で三か月ごとに運ばれていたという証言とか、あるいは、二〇〇七年、北朝鮮の核関連施設に対してIAEAが行った査察でウラン濃縮に転用された日本製の真空ポンプが見付かったというふうなことも指摘されております。

そういう面では、やはり安保理決議で各国に要請した、こういう核あるいはミサイルに対するいろいろな不正な取引を阻止するという決議というのは非常に大事だと思っています。

〔委員長退席、理事一川保夫君着席〕

それでは、この一七一八に基づく船舶検査、各国に要請したものについて、日本政府はこれまでどのような処置を講じてきたか、内閣官房の方に伺いたいと思います。

○政府参考人(山本条太君) 御指名でございますので、内閣官房の方から御説明申し上げます。

先生御指摘の一七一八号でございますが、大量破壊兵器関連物資等の不正な取引を阻止するために、必要に応じて、各国の権限そして国内法令に従って、また国際法に適合する範囲内で協力行動を取るよう要請すると、こういう決議でございます。この協力行動の中には、御指摘の北朝鮮への

の貨物、また北朝鮮からの貨物、この検査という手段を通じるものを含むというふうに明記をされているわけでございます。

我が国でございますが、自來、現行法の範囲の中でしかるべく対応ということ尽くしているところでございます。具体的には、空港そして港湾におけるところの法令に従いました検査、また、洋上におきましては、御案内のとおり、海上保安当局によりまして、その法令の執行、あるいは法令違反の予防そして取締りと、こういう観点で、これは領海あるいは接続水域といった区域に就いてでございますけれども、その執行の一環として対応に努めているという状況でございます。

○佐藤正久君 日本政府としては、一七一八に基づいてやっているということだと思います。それでは、今後の話としてまた質問させていただきます。

韓国政府は、今回の核実験を受けてPSIの参加を決定いたしました。また、米政府も核、ミサイル拡散防止の観点から、北朝鮮の貨物検査に積極的な情報もござります。また、新聞報道ですけれども、今安保理の議論の中で、北朝鮮の核、ミサイル関連物資の拡散防止実施のために船舶検査を強制力を持ってやるんだと、検査を義務化するという検討もなされているという報道がございます。こういう動きに対応して、五月二十八日の記者会見で河村官房長官は、安保理決議でそのような強制力を持った、あるいは検査義務が決まれば、当然日本としても対応を取るといふふうに述べられておられます。

仮にこのような強制力を持った検査義務がされた船舶検査を安保理決議なされた場合、なおかつ周辺事態認定前という状態において、現行法制下でどんなことができるのか、今の一七一八に基づいて行っている船舶検査等々を超えるものは何があるのか、これについて外務省の方からの御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(石井正文君) 今委員が御指摘になりました報道などにつきましては承知しております。

すけれども、先ほど大臣からも御答弁いたしましたように、決議につきましては今関係国の間で具体的な協議を行っておるところでございます。その内容について具体的に申し上げられないことは御理解いただければと思います。

日本としてどのような措置をとるかということ、決議の内容次第という面もございまして、内容について申し上げられない状況で、仮定の質問でちよっとお答えをしくいくということをお理解いただければと思います。

○佐藤正久君 確かに安保理決議の今調整をしていますから非常に難しいと思いますけれども、やはり今後の対応をいろいろシミュレーションする上では、現在と今後と何が違うのかという非常に大事な分野ですので、今後とも、私の方もいろんな勉強を通じて深めていきたいなと思います。

ただ、今までもPSIというものにつきましては、海上保安庁もこれまでいろんな訓練に参加しているというふうに承知しております。じゃ、これまでのPSI訓練、その場合における事態認定、どういような事態認定に基づいて訓練をやっているのか、あるいは領海、公海のその区分、その際の検査対象船舶の実態というものについてお聞かせください。

〔理事一川保夫君退席、委員長着席〕

○政府参考人(岩崎貞二君) 海上保安庁はこれまでも、巡視船を派遣した訓練、PSIの訓練という意味では、二〇〇三年でオーストラリア、二〇〇四年と二〇〇七年に我が国、二〇〇五年にシンガポール、これらの訓練に巡視船を派遣して参加をしております。

そのときの訓練の想定でございすけれども、基本的に国内法の及ぶ範囲でやっていく、こういうことでございすので、公海上の対象としては日本船舶を対象として、公海上を航行中の日本船舶が大量破壊兵器関連物資を輸送しているかどうかといったことの検査をするという想定でやっております。

それから、外国船につきましては、公海は基本

的に及びませんから、我が国の領海に入っていると、こういう想定の下、立入検査等をするという想定でやっております。

その検査の対象のときの、対象船舶の実績というの、これはあくまで想定ですので、ほんの数隻やっていると、こういうことでございす。

○佐藤正久君 今後、仮に船舶検査を強化するという場合のブレイヤーとしては、やっぱり海上保安庁と海上自衛隊というものが考えられると思いますけれども、海上保安庁もこれまでPSI訓練もいろいろ参加されておられるということからすると、いろんな面でこれから活躍が期待されるのかなという感じもいたします。

ただ、PSIの場合は、強制力を持ったというよりも、旗国の同意を得て立入検査というものをやっておりますので、今後、仮に安保理決議で強制力を持った船舶検査あるいは検査の義務化といった場合においては、ちよっと枠組みが違うのかなという感じもいたします。今後とも、安保理が決定した後速やかに対応が取れるように、また、政府部内の方でこれまでの経験というものを踏まえて検討を深化していただきたいというふうに思います。

次に、防衛省の方にお伺いいたします。

現在の法制下の話ですけれども、日本が海上自衛隊等の航空機で哨戒を行い、その情報を船舶検査を行っている他国の艦船に伝えることは可能でしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答えをいたします。

北朝鮮の核実験公表を受けての対応ということにつきましましては現在国連安保理で協議中でございすので、大変恐縮でございすけれども、仮定の前提に立ちまして、今後の我が国の具体的な対応でありますとかあるいは自衛隊の活動といったものについて予断を持ってお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

○佐藤正久君 今、私は北朝鮮と言ったわけではなくて、一般的な話として、現行法制下で、海上

自衛隊等の航空機が哨戒を行ってその情報を、船舶検査を行っている、例えば安保理決議一七一八でやっているような船舶検査を行っているほかの艦船に伝えることは可能でしょうかという質問です。

○政府参考人(徳地秀士君) 自衛隊といたしまして情報収集を任務遂行に必要な限りにおいて行うと、そして、その一環といたしまして情報の提供を行うということは、これは一般論としては可能でございますけれども、船舶検査との関係ということについては、仮定の問題でございすのでお答えを差し控えていただきたいと思います。

○佐藤正久君 今後とも、しっかりと検討を深化していただきたいなと思います。

それでは、海賊対処関連について質問をさせていただきます。

まず、国土交通省の方にお伺いいたします。

海上自衛隊の護衛が開始されて以降、アデン湾を航行する日本関連船舶の約何割が日本の海上自衛隊の護衛ではなくほかの国の護衛又は単独で航行しているのでしょうか。

○政府参考人(伊藤茂君) お答え申し上げます。

海上自衛隊による護衛が開始されて以降、三月三十日以降でございすが、直近の五月末までの間で自衛艦による護衛を受けた船舶が七十二隻ございす。護衛活動は二十二回ございしました。これに對しまして、先生が御質問の護衛を受けずにアデン湾を航行した日本関係船舶につきまして、私ども日本船主協会などに聞き取りをいたしました。約三百隻ございす。計算をいたしますと、約三割弱、二六%でございすが、の日本関係船舶が護衛を受けて、七割強、七四%でございすが、の日本関係船舶が護衛を受けずに、すなわち他国による護衛又は単独でアデン湾を通航したということでございす。

○佐藤正久君 約四分の一が日本の海上自衛隊の護衛を受けているということだと思ひます。これ

はやっぱり、一般には商船というのは目的地への到着が遅れば当然費用もかさみますし、そういう観点から、護衛艦の航行日程に合わない場合はやはりほかの国の護衛に入ったりあるいは単独ということになるのかと思ひます。

そういう観点からしますと、アデン湾を日本関連の船舶が海上自衛隊の護衛を受けているというのが四分の一で、四分の三がそれを受けていないと、実際一千キロ航行しているということを考えると、私はP3Cの派遣というのは日本関連船舶を護衛するという観点から極めて有効だと思ひます。今回派遣することによって、日本関連船舶を海上自衛隊の船と航空機両方で守れる体制というのは更に強化されるというふうに思ひます。これが、P3Cの派遣というのは、やっぱり護衛艦による日本船舶の護衛を更に補完する、あるいは強化するという観点からも私は有効だと思ひます。

先ほど谷岡委員から質問ありましたけれども、船で守っている範囲だけのことを考えるのではなく、アデン湾一千キロという中で日本の船舶の護衛と考へた場合は、やはり船とP3C両方あつて実際のなものだというふうに私は思ひます。

それでは、これまで中国の軍艦に日本の商船が護衛された実績というのはどれほどあるんでしょうか。これも国土交通省にお伺いします。

○政府参考人(伊藤茂君) 御質問の、中国の艦船に日本関係船舶が護衛された実績でございすが、これも我が方が日本船主協会等に関き取りをいたしました。

海上自衛隊の護衛開始以前の一月から三月まででございすが、その間に三隻ございしました。それから、護衛開始、三月三十日以降でございすが、から五月までの間で一隻の合計四隻が中国の艦船に護衛をされたという実績でございす。

○佐藤正久君 ありがとうございす。

浜田防衛大臣は、中国を訪問された際に、中国の軍艦と海上自衛隊との連携というものについての協議がなされたという報道がございしました。そういう観点からしますと、これまでどのような連

携を行ったのか、あるいはこれからであればどのような連携を今考えておられるのか、防衛省の方にお伺いいたします。

○政府参考人(徳地秀士君) お答えいたします。

ソマリア沖・アデン湾におきまして我が国関係船舶の護衛を効果的に実施するためには、関係国あるいは関係機関との情報交換などの協力を行っていくということが大変重要であると考えております。

先生御指摘のとおり、中国との間におきましては、先般三月二十日に開催されました日中の防衛相会談におきまして、情報交換などの分野における可能な協力を推進するというところで合意がなされておるわけでございます。これを踏まえまして、現場の日中の双方の派遣艦艇の間におきまして、通信によりまして情報交換ができる体制というものを整えておるところでございまして、今後とも中国との間で情報交換などの協力を進めてまいりたいと考えておるところであります。

○佐藤正久君 一千キロもアデン湾というのはあるわけですから、その大きさというのをやっぱり考えた場合、いろんな国との情報交換というのは日本船舶を護衛するという観点で非常に私は大事だと思えます。今後とも、そういう面で連携というものを中国のみならずほかの国とも行っていくべきだと思えます。

次に、海賊対処法、これが成立した場合のほかの国の艦船の護衛も可能となります。その場合、日本関連の商船とほかの国の船舶、この護衛の優先順位というのはどうなるんでしょうか。私も、ヨーロッパのEUのそういう艦艇派遣部隊というものを訪れたときに聞いたところ、やっぱり優先順位が全部もう決めてありまして、それに基づいていろんな形で運用を行うと。今後、日本関連船舶だけではなく、ほかの国あるいは国際機関の船というものは対象になろうかと思えます。その場合の優先順位というのは今どのようにお考えになつておられるのか、国土交通省の方にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊藤茂君) 先生御指摘のとおり、この新法、御議論いただいております新法が施行をされますと、我が国と関係のない外国船舶についても海賊行為から防護することが可能となるわけでございます。

新法施行後の具体的な活動内容でございますけれども、本会議では総理からのお話もございましたが、まず外国船舶への対応と、それから大変大事でございます日本関係船舶の防護のこの両立を図れるような方策として、政府としてこれから具体的な内容を検討をしていくべきだというふうに考えております。

○佐藤正久君 じゃ、まだ優先順位は、日本船舶とほかの国の船舶の優先順位についてはまだ決めていないということではないんですか、もう一度。

○政府参考人(伊藤茂君) 先ほど申し上げましたとおり、両立を図るべく政府内で検討を進めるといふふうに考えております。

○佐藤正久君 私は、個人的にはやはり日本関連船舶というのが第一優先だと思えます。私も、いろんな国の人と話したときも、当然、自分の国がやっぱり優先だと、私は国際的にもこれは通じるものだと思いますけれども、今後ともいろんな観点からその優先順位というものを決めていただきたいなと思えます。

次の質問として、じゃ、ほかの国の艦船の護衛を行う場合、その場合の要請受け、調整要領というものも非常にこれから大事になってくると思えます。今、国土交通省の方が一義的に受けて護衛要領、あるいは要請をやっているんでしようけれども、今後、他国、船を守るという場合についても、どんなふうな形で調整をやるのか、やはり国土交通省が第一義的なコンタクトポイントになつてやるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊藤茂君) 新たに護衛となります日本関係船舶以外、すなわち外国の船舶でございますけれども、こういったものの船舶からの護衛の要請の受付であるとか調整であるとか、こう

いったものは新法の施行後の護衛のオペレーション、これ、いわゆるエスコート方式であるかどうかも含めまして、政府の中で決定をすることになると考えております。

今現在では、私も国土交通省が日本関係船舶、所管をしている関係もございまして、日本関係船舶からの護衛の要請を行っているのが事実でございます。今後は、新法施行後、関係省庁の連携の下に、私も政府の一員として一定の責任を果たしてまいりたいと思っております。

○佐藤正久君 今後のことについてはもう今後だと、これからだということですので、もうこれ以上質問はいたしません。やはり新法施行後できるだけ速やかに、いい形で日本の国益を守りながらほかの国への貢献というものをやっていたように検討を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

この度、ソマリア沖・アデン湾で我が国が海賊対策を実施する理由として主なものとは三点あると思えます。

まず、我が国関係船舶を始め海賊被害が多発していること、また増加傾向にあるということ。それと、国連安保理決議で加盟国に海賊対策への協力要請がなされていること。そして三点目は、日本船主協会及び全日本海員組合から海上自衛隊の派遣要請がなされたことなどです。

現地で現行法に基づいて海賊対策が始まったのは三月の末であります。その実施が始まる少し前の三月十九日に起きたバルカー船タイタンという船の海賊事件がありました。報道はされておりますが、この事件について政府は何か報告を受けていらっしゃいますか。

○政府参考人(伊藤茂君) 御指摘のタイタン号、ばら積み運搬船でございますが、この事件は、今年の三月十九日にソマリア沖を航行中であつたものでございまして、このギリシャ船社の運航する貨物船が海賊の襲撃を受けて乗っ取られた事件でございます。

この襲撃を受けた際にタイタン号から、海賊に襲撃されている、救助を請うという旨の要請がVHF通信で有志連合軍船舶になされて、一方、有志連合軍の艦船から十分以内に現場に急行するという旨の回答通信がなされました。その際に、日本の、日本郵船でございまして、日本郵船の会社、日本郵船が運航しておりますコンテナ船がその近傍に居合わせまして、その船長がこの通信を傍受いたしました。その後、事件の推移の一部を目撃したというものであるというふうに承知しております。

私も国土交通省は、この事例につきまして、後日、四月に入ってからでございますけれども、いわゆるアデン湾の現状についての生の現場報告ということを受けてまして、その中での一例として私も報告を受けている次第でございます。

○山口那津男君 実は、今御指摘のありました日本郵船のコンテナ船、この船長をやっていた方に、日本に戻られてから私は直接お会いしてお話を伺いました。

このアデン湾、航海を二往復した経験を持っているようでありますが、この船長さんがおっしゃっておりましたのは、ちょうどタイタン号が被害に遭ったときに現場を通りかかって目撃したようであります。そして、小型のボートがタイタン号に接舷をしているところを、その横五マイル付近をかすめて無事通過をしたと。この日本のコンテナ船は、舷高が高いということとスピードが速いということによって被害を免れたと、こうおっしゃっております。

そして、その際、実は日本のある報道機関がこの船に乗り込んで海賊被害の模様を取材する予定があつたようでありますが、何かの都合でそれがキャンセルになったようであります。もしこの取材がなされ、目の前で海賊被害、タイタン号の被害というものが取材をされて、それが日本の国民に伝わればかなりインパクトがあつたであろうと、こうおっしゃっております。

そして、その船長さんの実感として、この海域を通る日本の船の乗組員、これは外国人の乗組員ももちろん、その船員や家族の不安というのは相当なものがあると。そして、現に目の前でこういう被害が起きたことを目撃したと。そういう点からすると、日本の国内で行われている様々な議論というものがこういった船員やその家族の不安に對してたえるものにはなっていないと。実に疎い感じがしてならない、憤りさえ感じます、早く政府として責任ある対応を取っていただきたいと、こういう率直な御意見をいただきました。

そんなことから、船主協会あるいは全日本海員組合の要請というのは、まさに現場の声に基づいたものと私どもは受け止めているわけでございます。

それと、もう一点伺いますが、民間の国際交流団体であるピースボートという団体がありますが、この団体は市民団体による海上自衛隊派遣反対の共同声明に名前を連ねているわけであります。そして、この団体が企画を主催した船旅がありまして、その旅客船の護衛、海賊からの護衛を依頼してきたという報道があるわけでありますが、そうした事実があるのでしょうか。また、依頼に基づいて護衛を実施したという事実はあるのでしょうか。

○政府参考人(伊藤茂君) これまで二十二回の護衛がございましたが、その中の十七回目の五月の十一日から十三日にかけて実施されました護衛の中に、我が国の旅行事業者でございます株式会社ジャパングレイスというところからの護衛活動の申請がなされて、その会社の企画、実施をした船旅の旅客船一隻が含まれております。

先生の御指摘のピースボートという名前でございますが、直接的にピースボートから依頼があったわけではございませんが、この船旅のパンプレットでは、表紙に第六十六回ピースボート世界一周の船旅と記述されておりますので、関連があるのではないかとというふうに考えております。

○山口那津男君 主催者の主張に反するとして

も、実際にこの船旅のお客さんの財産や生命に對して安全を確保する、そのために護衛を依頼したということは極めて妥当な判断だろうと私は思います。

そしてこの度、船による海賊対処ばかりではなくて、P3Cという哨戒機を現地に派遣して、航空部隊を派遣して情報収集及びその提供に当たるということになったわけでありますが、そのP3Cの航空部隊の任務、目的がいかなるものか、そして法的根拠、これは現行法に基づくものと、この度の本法に基づくものと、それぞれあると思いますが、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(浜田靖一君) 先ほどから議論がございいますように、アデン湾の非常な広大さ、そしてまた、本海域を通航する我が国関係船舶の安全確保をより効果的に実施するために、護衛艦による護衛任務に加えてP3Cをアデン湾内の警戒監視、情報の収集及び提供等に必要と判断をしたところでございます。このため、五月十五日、自衛隊法第八十二条の海上警備行動を発令し、P3C二機を派遣し、我が国の関係船舶を海賊行為から防護するために必要な行動を取ることにしたところであります。

具体的な活動内容については、保護対象船舶の航行情報や海賊の発生情報等を基にアデン湾内警戒監視、情報収集及び提供等を行うことが基本であると考えておりますので、海賊対処の目的以外の活動を行うことはないと、いうことでございします。

○山口那津男君 今のお答えのように、海上警備行動の一環としてなされるということでありますが、そうだとすればその目的、つまり海賊対処のための情報収集、情報提供に限られると、その他の目的の活動はしないという今のお答えのとおりであります。

そして実際には、これを、情報を提供するということになれば、これは現行法の下で行ったとしても、我が国の関係船舶のみならず外国の船にも

この情報は提供されることになるわけであり、それから、この面を見れば、結果として国際貢献の役目も果たしているということになります。P3Cを多数保有する我が国として、その保有が限られた他国と比べてこの我が国の持つ能力をこういった国際貢献、結果としての国際貢献に生かすということは非常に重要な視点だろうと思えます。本法が成立しました後も、これは堂々と外国船舶にも情報提供ができる法的根拠が整うわけでありますが、引き続き各国との国際連携の下に海域の安全確保に努めていきたいと思えます。

さてそこで、このP3Cの活動範囲を考えるに当たって、ソマリアの領空を通過する必要がある場合に、現在のソマリアの暫定政府、TFGと言われていると思いますが、このTFGの同意を得ることとなるのでしょうか。

まず、外務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) このP3Cがその活動の中におきましてソマリアの領空を通過する必要がある場合には、これはソマリア暫定連邦政府、TFG、これの同意を得ることになります。

なお、このように同意を得る場合でも、このことが直ちにソマリア暫定連邦政府を政府承認したと、そういうことを意味するものではございしません。

○山口那津男君 政府承認をしないとしても、やはりこういった主体の同意を得る必要があるというところでありますが、それでは実際に、今アデン湾での被害に対する対処を行うわけでありますが、ここで各国の連携が強まったことからソマリアの東部海域での海賊事案が増えているという実態もあります。この東部海域にP3Cを飛ばして、場合によってはソマリアの領空を通過して、同意を得た上で通過をして、その東部海域の情報収集あるいは情報提供を行うようなこともお考えでしょうか、防衛大臣。

○国務大臣(浜田靖一君) 先ほども申し上げたように、我々、海域を基本としてこの警戒監視、情報収集を行うということでございますので、現時

点においてアデン湾以外の海域で海賊対処のための活動を行う予定はなく、またソマリアの上空を通過するという予定もございません。

いずれにしろ、自衛隊による海賊対処の活動区域については、今後とも、海賊の発生状況等を考慮しつつ適切に判断してまいりたいというふうに思っております。

○山口那津男君 このP3Cの活動拠点としてジブチに、陸上で活動する隊員も含めた航空部隊の派遣というふうになるわけでありますが、これは統合運用、統合型の部隊と言われていると思います。こうした統合運用型の部隊を海外に派遣するというのは初めてのケースになるだろうと思えます。

これまで陸海空それぞれの出身の隊員を事実上混合して行っているという活動はあったとは思いますが、今回の統合運用というものは従来の派遣と比べてどのような特徴があり、どういう内容となるのでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。

防衛省といたしましては、陸海空の自衛隊を一体的に運用いたしまして、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため統合運用を基本として、運用そのものにつきまして統合幕僚監部が大臣を補佐して、統合運用のための体制を強化しておるところであります。

従来の海外派遣の場合につきましては、先生御指摘のとおり、部隊の管理業務等を含めまして、基本的には単一の自衛隊で部隊を編成をしておったところでありまして、今回、ジブチに派遣をいたしました航空部隊、これは部隊の管理業務などに海上自衛官のみならず陸上自衛官も充てることによりまして、それぞれの自衛隊が有する人的な資源を有効に利用をして部隊を編成をしておるところでありますし、それから、整備機材や人員の輸送につきまして、航空自衛隊の空輸隊が輸送を行うというふうなこともなっております。

今後とも、迅速、効果的な任務の遂行のために、

今回の派遣の成果も踏まえまして、より効果的な統合運用の体制を目指してまいりたいと考えておるところであります。

○山口那津男君 いずれ、この統合部隊の運用結果については是非詳細な検証、評価を経た上で御報告いただきたいと思います。

さて、今後、この法律によって海賊対処を行おうとする場合に、今回のように沿岸国の統治能力がない、そのようなソマリアのような類型というのがあり、そのようなソマリアのような類型とタイプがあると思いますが、それ以外に海上自衛隊を派遣するような類型というものが想定されるのでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) ソマリア沖・アデン湾の事例やマラッカ・シンガポール海峡の事例が示すように、一般的には沿岸国の海上保安能力が十分ではないことが海賊事案の多発につながるものと考えております。このような場合には、沿岸国のみならず、各種の国際的な連携や協力によって海賊行為を抑止し、公海における航行の安全を確保することが必要であると考えています。

根本的な問題解決には沿岸国自らの海上保安能力の向上が必要不可欠であります。短期的に急的な対策として沿岸国以外の国が海賊対処のために艦船や航空機を派遣することが必要になることがあると考えています。

いずれにせよ、本案が施行された場合において具体的にどのような場合に自衛隊に海賊対処行動を命ずることとなるかについては、海賊の発生状況、その時々具体的な状況に応じて判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○山口那津男君 金子大臣に伺いますが、今後、遠方海域で海賊対処が必要となる場合、これまでいろいろな議論がなされましたが、海上保安庁の巡視船の能力を向上させるという方向性というのが一つ考えられると思います。また、今回のように自衛隊の能力を生かすという道も考えられると思います。

自衛隊の能力というのは現在保有するものを活用してなされると。新たにその海賊対処のために

新しい装備を整えるということではないでいるわけであり。ところが、今の海上保安庁の現状からすれば、海外、遠方海域での海賊対処を行うとすれば新たな整備、お金と時間と人を投入した新たな整備というものが必要になっていくわけであり。こうした場合は、政府として、国として、今後いずれの方向性を選択するのが妥当なのかどうか、大臣として今どのような御認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) この海賊対処法案に基づきまして、どの海域で、それから相手、海賊がどういう武器を持って行動しているかといったような現象、行動を見ながら判断していくということになると思います。

ただ一方で、マラッカ海峡といったところ、これは海上保安庁が既にコーストガード、沿岸警備隊と提携して、又は我が国が技術を提供してこういう沿岸警備隊との連携というのを能力を増加する、同時に連携を深めて共同作業をしている、こういうような地域についてはもとよりでありまして、周辺海域ではなくても海上保安庁が文字どおり第一義的に対応していきたいと思っております。

また、それに必要な装備というものも、午前中からずっと議論出てきておりますけれども、そういうことを考えたときに、今の装備で十分なのかということになれば必ずしも十分でないと思えますので、改めて中期計画全体の哨戒計画というものを整備の上、増強をしてまいりたいと思っております。

ただ、ジブチのような、やはり相手がロケットランチャーといったような武器を持っているということ、それから航続距離が非常に我が国が長いといったようなこと、我が国経済社会にとって非常に大事な地域でありますけれども、船舶でありますけれども、そこは今回のように海上保安庁で対応するのは難しいという判断をさせていただいたところであり。その考え方は基本的にも将来ともそういう考え方で、私は今そう思っております。

ます。

○山口那津男君 この政府、国としてどう判断すべきかということは様々な観点から今後議論が必要であり、またそこに国民の税金を投入して新たな体制を取ろうということであれば、やはり国民に対する説明と合意が必要であらうと私は考えております。

次に伺いますが、自衛隊を海外に派遣する場合、これまで特別措置法を作った行ったり、あるいはPKO協力法を作った行ったりしてまいりましたが、その場合に、他国の領域で活動することになるわけであり。その武器使用の相手方として国又は国に準ずる者が登場しない仕組みをつくることによって武力行使にわたらない、そういう歯止めをこれまで掛けてきたわけであり。す。

今回、ソマリアの海賊対処に当たってはもちろん、現状において国又は国に準ずる海賊がソマリアの領域内には存在しないという認識の下に行っているわけであり。この今回の法律が制度としてどのようにこの武力行使にわたらない、そういう制度的な仕組みをつくったか、この点について御説明をいただきたいと思えます。これまでの工夫した制度とどこが違うのか、この点についても明快に御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(大庭靖雄君) 本法は、公海等において国際法上認められた管轄権を行使して、私的目的によります法案二条に列挙いたしました各行為を海賊行為という犯罪行為というふうにとり定めまして、これを処罰し、海賊行為への対処に必要な権限等を規定するものでございまして、自衛隊による対処は海上警備行動と同様、警察活動である、こういう性格のものとして整理されているという点をまず申し上げたいと思えます。

また、この海賊対処法案におきましては、他国の領海内において行われる行為を海賊行為の定義からは除外しております。したがって、自衛隊等による対処の対象からは除外されております。

他方、先生御指摘のこれまでの特別措置法やPKO協力法は我が国の管轄権が及ばない他国の領域における活動であるなど、様々な面で海賊行為への対処とはその前提を異にしているという点を申し上げたいと思えます。

○山口那津男君 現行法の海上警備行動については国会報告など国会の関与を規定していないわけであり。

この自衛隊法の体系を考えたときに、三条の一項には「公共の秩序の維持に当たるものとする」と、こういう規定がありまして、今回の考え方而言わば警察権の発動というこの公共の秩序、公海における海洋公共秩序の維持と、そういう体系的な認識に立っていると思われ。その自衛隊法で自衛隊が様々なこの公共の秩序の維持の範囲に当たる活動が規定されているわけであり。これは治安活動などの例外を除いてはほとんど国会の関与、国会報告さえもほとんど規定がありません。これはやはり公共の秩序の維持の本質からくる考え方があるだろうと思うわけであり。したがって、この国会の関与の在り方を考えるに当たっては、そのシビリアンコントロールの本旨と、そしてまたこの法体系の整合性と、いずれをも様々な観点から考慮した上で考えるべきだろうと思っております。

そこで、金子大臣に、本法ではそういう警察権の行使という大前提がありながらも国会報告をあえて要するとしたわけであり。この全体観に立つてこの趣旨を御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣(金子一義君) 山口委員御指摘のとおり、自衛隊法三条の後段、公共の秩序の維持に当たるといふ行動として、言わば警察行動、海賊行為は犯罪行為でありますから、これに対する警察行動という観点から海上警備行動と同様に事前承認、国会の事前承認に関する規定は設けませんでした。

ただ一方で、自衛隊がそれなりの長期に海外、外に出ていくことでもあります。あります。

で、内閣総理大臣がその海賊対処行動を承認したときは、あるいは終了したときもそうでありますけれども、細目を、承認したときはどこにどういう部隊でどの期間というのを定めて総理大臣が承認し、閣議決定し、そして遅滞なく国会に報告をするということで国会への説明責任は十分に果たしていききたいという趣旨で構成されているところがあります。

○山口那津男君 これは法体系が公海、つまり他国の領域ではないところでの活動である、しかもそれは警察権という国内法秩序の延長という側面もある。しかしながら、遠方海域で自衛隊が武装を持ったまま活動すると。そういうそれぞれを勘案しながら、特に、その武装した海上自衛隊が遠隔の地で活動するところを配慮して国会報告というところを入れたものと私は理解をいたしております。その上で、この体系的な整合性ということをきちんと踏まえながら理解をしていくべきだろうと思っております。

さて、このソマリアは国内の秩序というのが安定的に確立されていないわけであります。これからアフリカ連合と言われるアフリカ諸国のPKO類似の活動というのが期待をされるわけでありますが、ここに上級幹部養成のための講師を派遣するということが最近我が国政府が行ったと言われている。この事実関係についてまず御説明いたしたいと思います。

○政府参考人(知原信良君) 我が国政府は、アフリカ連合、AUが国連とともにカイロのPKO訓練センターにおいて現在実施中のAUミッション上級幹部養成コースを支援しております。このコースは、将来のAU平和維持ミッションの幹部となるアフリカ諸国の軍人、文民を養成するものでございます。

我が国は、国連開発計画、UNDPを通じて今回の研修の開催経費の一部を支援しております。また、AU、国連の要請にこたえまして、今回のコースの講師といたしまして、榊枝宗男陸将補それから長谷川祐弘法政大学教授の二名を派遣

することといたしております。この両名は現在、カイロで本コースに参加して、講義及び机上演習を通じて、これまでの平和協力活動における知見を踏まえまして、受講生に対する指導、助言等を行っているところであります。

○山口那津男君 今後、PKOなど国際平和協力活動へ自衛隊の部隊を直接参加させるという実績をつくるということも必要であります。今回のように経験や知識、技術を持った指導者を派遣をして人材育成に貢献するという道もこれからのひとつと充実をさせていくべきではないかと思うわけですが、内閣官房として、この人材育成への貢献の在り方についてどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(浅利秀樹君) お答えいたします。ただいま御指摘のとおり、平和構築分野の現場で活躍できる要員や指導者の育成については、我が国が世界の平和と発展のために責任ある役割を果たすために重要であると認識しております。

このため、政府としては、外務省の平和構築人材育成事業の拡充や内閣府の国際平和協力研究員制度を通じて、平和構築の幅広い分野において現場で活躍でき、また将来指導者となり得る人材の育成に努めているところでございます。また、防衛省においても、幹部自衛官の養成を中心として、文民関係者も対象とする国際平和協力センター、これは仮称でございますが、このセンターの平成二十二年度の開館に向け、施設、体制を整備しているところでございます。さらに、このような各府省の事業を含め、政府一体としての取組を強化するため、内閣官房が主催する平和構築分野の人材育成に関する関係府庁連絡会議において、府省間の連携強化の方途を検討してきております。

政府といたしましては、今後とも取組に、強化していきたくと考えております。

○山口那津男君 関係当局の連携の下に、政府全体としてこれを推進をしていっていただきたいと

思うわけですが、内閣府のPKO事務局としてこの人材育成に関する事業を行っているかと思いますが、これについて具体的に御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(高田稔久君) 内閣府におきましても、以前、官房長官主催の国際平和協力懇談会、これは明石元国連事務次長が座長を務められました。そこで、この提言も踏まえまして、平成十七年度から国際平和協力研究員制度を発足をさせております。

これは、国際平和協力分野で一定の実務経験を有し、将来においても海外の国際平和協力分野の現場での活動を志す、そういう者を対象といたしまして最長二年の任期で採用をしているものでございます。具体的な活動といたしましては、調査研究に従事しつつ、また国際平和協力本部事務局がPKO法に基づきます活動をする際に、例えば選挙監視活動ですとかそういうところへ参加するなどいたしまして、国際平和協力分野における人材育成を図っておるところでございます。

これまで、今年五年度でございますが、延べ二十五名、八名在籍中でございますが、任期を終えた十七名のうち少なからぬ者が実際に国連あるいは国際機関の分野で活躍しております。例えばアフリカでございますが、国連スーダン・ミッションの選挙担当官あるいは国連ソマリア政治ミッションでのDDRの担当官といったところで活躍をしております。

今後、更にそういう研究員、国内外での調査研究機関との交流を増やすとか、あるいは、先ほど内閣官房からお話のありました、他省庁、政府全体としての事業との連携を図るということで制度の充実に向けて効果的な活用を図ってまいりたいと思っております。

○山口那津男君 地雷除去活動をカンボジアで行っているCMACという政府機関があります。この機関を日本は長年支援をしてきたわけでありまして、相当な経験、実績、そして技術の蓄積を持つようになりました。こういった組織の能力を

国際協力に生かす、例えばこのCMACが中東あるいはアフリカ等で地雷除去支援活動を行うとする場合に日本の様々な角度からの支援をやるというような間接的な国際協力の在り方というものも模索されていいのではないかと思います。外務大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 地雷除去支援それから犠牲者支援などの地雷対策活動支援、これはカンボジアだけではなくてアフガニスタンとかスーダン等でも積極的に行っておりますけれども、今お話ありましたCMAC、これはカンボジア地雷対策センターでございますが、この地雷対策活動に對しましては、我が国は一九九八年以降、約六十五億円の機材供与やそれから人材育成などの支援を実施をしております。私自身も五、六年前にCMACの地雷除去現場を訪問してまいりました。また、CMACの人たちとも意見交換をしてきておるところでございます。

我が国は、こういうODAを実施するに当たりましては開発途上国の自助努力支援を重視をしております。こういうような観点から、CMACが九二年に設立されて以降、その能力強化を支援してまいりましたけれども、その成果もありまして、現在ではカンボジアでの地雷除去活動の中心的な役割を果たすようになっております。

政府といたしましては、CMACが今後、今委員がお話しされましたような他の紛争終結後の地域においてそういう経験とか能力を生かして地雷除去活動あるいは不発弾処理活動を行う場合には、現地のニーズ等も踏まえ、積極的に支援を検討していきたくと考えておりますが、私もカンボジア、タイの地雷原等行きましたけど、カンボジアだけでもまだ相当数あるので、他国、他地域まで果たして手が回るのか。実際、カンボジアにおいては、CMACはカンボジア国外での除去活動の実績はないわけでありまして、カンボジア王国軍が現在まで国連スーダン・ミッションに地雷除去分野、こういうところで要員を派遣をしております。しかし、そのようなニーズがあつてCMAC

Cなどが出ていく場合にはまた支援等も検討することとしていきたいと考えております。

C MACに代表されるような、そういう機関の知見というものを他の紛争終結後の活動に生かすということはいいいことだと思っておりますので、積極的にやっていきたいと思っています。

○山口那津男君 このC MACにおいても、日本製の対地雷除去機を活用している現場の一つというふうになっているわけですが、日本製の対地雷除去機は国内外での実証試験などを経て今国際機関の認証を順次得てきておりますが、現状ではどれぐらいの機種が国際機関の認証を受けるに至っているでしょうか、またその途上にあるでしょうか、現状を教えてくださいたいと思います。

○政府参考人(小田克起君) 我が国は、これまでアフガニスタン及びカンボジアにおきまして日本製の対地雷除去機の実地支援のための支援を行ってきております。

アフガニスタンにおきましては、四機種の日本製対地雷除去機が国連地雷対策サービス部UNMASの認証を得て活用をされております。また、カンボジアにおきましては、三機種の日本製対地雷除去機がカンボジア政府のカンボジア地雷対策センターの認証を得て同センターの地雷除去活動に活用をされております。

○山口那津男君 これまで研究開発という段階であったわけですが、今そうやって複数の機種が認証されるに至っております。いよいよこれらを活用して、現場で活用して除去の実績を上げていくということが必要だろうと、そしてまた、その後の復興のプロセスにつなげていくということが重要だろうと思います。

このほだスリランカで反政府勢力が崩壊をして新たな復興段階に入ったとされておりますが、こういうところこそこの日本製の対地雷除去機などの支援によって復興支援、安定化支援を行うべきではないかと思っております。

かつてもここで地雷除去支援を政府として行っ

たことがありました。しかし、それは人力で除去をする、あるいは外国の日本製の除去機とは性能がはるかに劣るような機材を提供してやってきたと、そういう実績であります。今ようやく日本製の除去機が国際認証を得るに至っておりますので、これを生かしたこれからの除去支援、安定化支援を行うべきではないかと思っております。いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) スリランカは二十五年以上にわたる内戦が終結したわけでありまして、我が国は、これまでも草の根・人間の安全保障無償資金協力、それから日本のNGO連携無償資金協力などを通じてスリランカの紛争影響地域に地雷除去支援を行ってきております。今年度も五月に地雷除去を実施する二つのNGOに対して総額一億四千万円の支援を行ったところでございます。

先ほど政府参考人が答弁いたしましたように、日本製の地雷除去機は、これはアフガニスタン、カンボジアにおいて非常に高い評価を得ております。カンボジアにおきましては、今年の一月に私も訪問いたしました際に日本製の地雷除去機三機の引渡式に私自身も出席をいたしました。

スリランカにおきましても、現地のニーズなどを踏まえて、日本製の地雷除去機の検討も積極的に進めて、平和の定着の促進やあるいは社会経済開発を支援していきたいと、そういうふうにも思っております。

○山口那津男君 この日本製地雷除去機の支援実績というものは、中米のニカラグアでありまして、また大臣御指摘のアフガニスタンやカンボジア等アジア地域、そしてまた、これは政府レベルではありませんが、アフリカのアンゴラ等でも活躍しているわけでありまして。

今後、例えば南米のコロンビアなどこれまでの対地雷除去の実績の乏しかった地域で日本製の対地雷除去機などを使った支援も検討すべきであると思っておりますけれども、大臣はいかが御認識でしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 南米におきましては、対地雷被害者が世界でも有数のコロンビアなどにおきまして対地雷による被害が発生をしております。

このような状況を踏まえまして、我が国は、この南米最大の地雷被害国でありますコロンビアに付しまして、これまで対地雷除去活動、それから対地雷被害者の社会復帰支援などの分野において草の根・人間の安全保障無償資金協力などにより支援を行ってまいりました。

南米におきましても、現地のニーズなどを踏まえまして、日本製の地雷除去機の活用も積極的に進めまして、この地域における対地雷対策やそれから社会経済開発を支援していきたいと、そういうふうにも考えているところでございます。

○山口那津男君 防衛大臣に伺います。

先ほど来も質問も出ておりますけれども、さきのシンガポールにおける国際会議で、主要な参加国が北朝鮮の核実験など北朝鮮の最近の動向について様々な認識を示していたと思いますが、大臣の実感を交えて、率直にお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(浜田靖一君) スピーチにおいて、オーストラリア、米国そしてまた韓国及び英国から、地域の平和と安定に対する脅威であり、国際社会が一致して対応すべき旨の言及がありまして、中国からも、今回の核実験について断固として反対する旨の発言もございました。

また、日米韓防衛相会談、そしてまた米国、オーストラリア、モンゴル及びシンガポールとの会談においても、私から、北朝鮮による核実験は北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を著しく害するものとして断じて容認できない旨の我が国の立場を説明し、各国とともに連携協力を行っていくことで一致をしたということもござい

ます。その意味では大変理解をいただいているというふうに思いました。

○山口那津男君 そのような各国の理解の下に、これがこれからの国際合意そして現実の行動に生かされるように、大臣としてリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

さて、近日再び弾道ミサイル発射実験を行うのではないかと報道等があるわけでありまして、この北朝鮮のその弾道ミサイルの再発射に対する現時点での御認識について可能な限りお述べいただきたいと思っております。

○国務大臣(浜田靖一君) いろいろと御指摘の報道についても承知しておりますけれども、各種の報道に対してコメントすることは事柄の性格上差し控えたいと思っております。なお、これまでの状況等を総合的に勘案すると、北朝鮮が弾道ミサイルの発射などを行う可能性は否定できないものと考えております。

いずれにせよ、防衛省としては、北朝鮮に関する情報の収集、分析に努めるとともに、国民生活の安全、安心を確保する観点から、その対応に万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○山口那津男君 最後に伺いますが、外務大臣に伺いますが、今国連安保理で新たな決議へ向けて日本がいろいろと対応しているわけでありまして、さきの北朝鮮の核実験の後にも短距離ミサイルを何度も発射をしたり、あるいは今防衛大臣御指摘のような弾道ミサイル発射準備等に関する情報もあるわけでありまして、そういったその前回の核実験後の動向が今行われている国連決議に向けての我が国の対応に影響を与えるものなのかどうか、そして、その国連決議の見通しはどうなるのか、この点の御認識を伺いたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 国連の安保理では現在この決議の要素案について関係国が非公式にずっと協議を行っているところでありますけれども、今ちょうど協議中でございますので具体的なその内容については触れることは控えさせていただきますけれども、我が国としては、できるだけ迅速に強い決議を出すことが必要だということ

で、米国や韓国などの関係国と緊密な連携を取って今主体的に協議に参画をしているところでございます。

国際社会が一致団結してこの追加制裁を含む決議を迅速に出すということが非常に北朝鮮に対する極めて重要なメッセージとなると考えておりますが、仮に再び北朝鮮が弾道ミサイルを発射した場合、これはもう明確な安保決議違反でございます。国際社会として、当然のことではありますが、しっかりとした対応を取る必要があると、そういうふうにご考えております。

○山口那津男君 終わります。

ありがとうございました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

昨日、共同通信が報じた核兵器の持込みに関する密約の問題は極めて重大であります。まず、これについてお聞きいたします。

この報道は、核兵器を積んだ艦船や航空機が日本に立ち寄りをする場合は事前協議の対象としないということを含意をした日米政府間の密約の存在を四人の元外務事務次官経験者が認めたということであります。つまり、国是である非核三原則が全く虚構であったということ、半世紀にわたって国会も国民も世界も欺いてきたということになるわけであります。

特に国会にとって言うならば、歴代の総理そして外務大臣は、こういう密約はないということをしり返し公式に国会で答弁をしてきました。ところが、その答弁を当事者である事務次官の経験者四人が覆すと、そういう証言をしたわけでありますから、極めて重大であります。つまり、ずっと国会に虚偽答弁をさせてきたということなわけですね。

まず、中曽根大臣にお聞きいたしますけれども、この核持込みに対する密約については大臣には伝達をされているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) 政府は従来から申し上げておりますように、今御指摘のような密約は

存在しないということでございます。

この点につきましては、委員からも御発言ありましたように、歴代の総理大臣そして外務大臣がこのような密約の存在を明確に否定をしておるところでございます。

私自身に對しまして、ない、存在しないということでありまして、私自身にそのような報告はもちろんございません。

○井上哲士君 大臣には報告がないというお話であります。この問題で極めて私重大なことは、核兵器の持込みという日本外交の根本問題でありながら、その秘密の存在を歴代外務次官を中心とした外務官僚が管理をして、時の首相や総理にもこれを選別して知らせたということであります。

証言をしております元事務次官の一人は、大きな問題なので役人サイドが密約の内容を話している首相とそうでない首相を選別していたと、こういうふうにご言っているわけですね。これはもう日本の民主政治、とりわけ議院内閣制の私は根本を揺るがす問題だと思えます。官僚が重大なこの問題を政治家には選別して伝えずに、そしてずっと一貫してその答弁書を作って歴代総理大臣と外務大臣にうその答弁をさせてきたと、こういうことになるわけですね。

国際法局長にお聞きいたしますが、この密約の問題は中曽根大臣には伝達をされていないんですか。

○政府参考人(鶴岡公二君) 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたとおり、政府は従来から申し上げておられるとおり、御指摘のような密約は存在していません。したがって、密約について中曽根外務大臣に御報告申し上げることもありません、できません。

○井上哲士君 ある次官の方は、この共同通信に答えて、国会で事実と違う答弁を続け、何か恥ずかしいなという思いがあったと言われております。今日はどんな思いで答弁をされているのか私分かりませんが、これは本当に重大な問題であります。

ます。

この問題は、日本政府は否定をしておりますけれども、アメリカ側には公文書公開法に基づいて秘密指定を九〇年代後半に解除しております。そして、私もアメリカの国立公文書館でこの秘密文書を手をしまして、二〇〇〇年の通常国会の党首討論のときに、当時の不破委員長が当時の小淵総理にこの問題をたてております。当時、小淵総理は否定をされました。そこで、私たちは、アメリカが公開をしたこの文書と同じものが日本の外務省にあるはずだと、だから調査するべきだということを行いましたけれども、それも拒否をされました。

しかし、今回、この証言をした四人の元事務次官のうち三人の方が、密約文書が外務省に現に存在しているということをはっきり言われております。そのうち一人は、アメリカが公開した、すなわち私たちがかつて国会で示した秘密議事録と全く一言一句変わらないことが書かれていると、それがあつたということを書かれていて、これをきちんと調査をして国会に明らかにしていただきたいと思っております。

外務大臣、私はまさにこれは議院内閣制をも揺るがす問題だと思っております。真相を明らかにしていただきたい。もし実際には伝達されているのであれば政治家の良心として明らかにしていただきたいし、伝達されていないのであれば、こういうような情報操作がされてきたということでありますから、政治家としての威信を懸けて調査をして、この文書を国会に出していただきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根弘文君) もう委員が十分御承知のとおり、この米軍によります我が国への核の持込みというのは事前協議の対象になっていて、わけてあります。我が国政府に對しましては米政府から事前協議の申入れというものが無いわけですから、そういう意味からも、核持込みのそういう事前協議がない以上、核持込みにについては我々

としては全く疑いを有しておりません。

従来から申し上げておりますとおり、繰り返しになりますが、御指摘のような密約は存在しないわけでありましてこの点につきましては、先ほど小淵総理のお名前を挙げましたけれども、歴代の総理大臣及び外務大臣がこのような密約の存在を明確に否定しているわけでありまして、私といたしましても、これは改めてそのような事実関係を確認することとは考えておりません。

○井上哲士君 核兵器の配備ではなくて、つまり持込み、いわゆる立ち寄りとか寄港とか、こういうものについては事前協議の対象にしないという密約なんですよ。ですから、これまで事前協議がないから持ち込まれていないというのは全く言い訳にならないことなんです。逆に言いますと、これだけいろんな核艦船が、核兵器搭載可能艦船が日本に寄港しながら、一回一回外していったらうかという国民の疑問にむしろこの密約は答える中身になっているわけであります。

だからこそ、もう一回聞きますけれども、現にこれを、この文書を歴代事務次官が管理していると、ここまで言っているんです。四人の方が言っているんですから、私はその事実を是非確かめて、調査をして出さなければいけないと思っております。改めていかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 報道を基にお話しされているのかよく分かりませんが、どなたがどういう根拠でお話しされているか分かりませんが、政府はもう従来から申し上げておられるとおりであります。

そういうことで、私といたしましてはこの事実関係を確認することは現在考えておりません。

○井上哲士君 まさに非核三原則という日本の国是にかかわる問題でありまして、この問題での真相究明というのは、私は国会に課せられた重大な責務だと思っております。半世紀にわたってこういう密約はないと国民にうそを言い続けてきたということでありますから、極めて重大であります。外務

大臣から文書を出すというお話がない以上、国会、委員会として真相究明をする必要があると思えます。

二つ提案をしたいんですけども、一つは、この歴代事務次官が管理をしている、保管をしてきたとされる秘密文書の提出を国政調査権の発動として本委員会に出すように御協議いただきたいというのが一点。

それからもう一点は、この四人の元次官を始め歴代外務次官を国会に来ていただいて真相究明することが必要だと思います。これまで国会ですつと虚偽答弁を続けてきたわけですから、うそをつけない、議院証言法が、虚偽の証言が問題になる証人喚問として行うことが必要だと思います。

委員長、以上、この機密文書を委員会に提出すること、それから歴代事務次官の証人喚問について理事会で協議いただきたいと思っています。

○委員長(橋本賀津也君) ただいまの委員からの御提言につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○井上哲士君 それでは、法案の質問に入ります。

今回、この海賊対処行動というのが法案にあるわけですが、憲法九条を持つ国としてどういう在り方がふさわしいのかと、こういうことが私は真剣に議論をされるべきだと思います。

で、海賊対策に関する与党のプロジェクトチームの座長である中谷衆議院議員が衆議院の特別委員会の質問でこういうふうに言っております。自国民や自国船を守ることの必要性を強調した上で、政府には限界、足かせがあると、それは憲法でございまして、こういうふうに言われておりますが、まず政府にお聞きしますが、国民を守る上で憲法は足かせだと、こういう認識でしょうか。

国土交通大臣、お願いします。

○国務大臣(金子一義君) 中谷議員がどういう発言をされたのか、ちよつと私記憶ないんでありますけれども、そもそも、今海賊対処法案、我々担

当しておりますが、これは国内法上の犯罪行為として規定されました海賊行為を行った者に対しまして、我が国の管轄権に基づいて、所定の法令の範囲内で武器を使用を海上保安庁あるいは自衛隊に認めるということでありますので、憲法九条が定めます武力の行使には全く当たりません。足かせという議論というのは、余り今度のこの海賊対処法案では議論はされてないんじゃないかと思えます。

○井上哲士君 これは一議員が言われたんじゃないやなくて、与党のまさにプロジェクトチームの座長が、しかも衆議院での質疑の一番冒頭でこのことを言われております。私は、本当に九条を持つ国としてふさわしいこのソマリアの海賊対処の在り方がどのようなものなのかということが、本当に真剣に検討されたんだろうかと疑わざるを得ないんですね。

さらに、中谷氏はこういうふうに言われております。軍を出す、最高のレベルにあるものを出すということは非常に大きなことであり、抑止力やプレザンスという言葉もあるけれども、国家としてこれだけの対応をするということは各国にも伝わり、海賊も重く受け止める。やはり、軍隊を出すということは非常に意味があると述べた上で、自衛隊の派遣は私が申し上げた大変大きな大きな意味があると、こういうふうに言われております。

ここには、その海賊対策というのは警察活動であつて、第一義的には海上保安庁だけれども、それが困難だから自衛隊を出すという政府の説明とは全く違う発想があるわけですね。つまり、軍を出すこと自身が大きなことであつて、自衛隊を出すこと自体が意味があるんだと、こういうお話であります。私は与党のプロジェクトチームの責任者の発言として大変重たいと思ひますけれども、まさに、実際は最初に自衛隊の派遣ありきということではないでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) 第一義的に海上保安庁が海上の安全航行、船の、船舶の安全に携わるの

は第一義的にはもう海上保安庁であると、そのこととは中谷議員もよく承知のことだと思っております。現実には、今回の海賊対処行動に当たりまして、第一義的には海上保安庁であるけれども、このソマリアという遠方であること、それから海賊がロケットランチャーという重火器を使っているということ、海上保安庁が今の現有船舶では対応できる能力がないということ、これを考えて海警行動を取っていただくということを今進めさせていたいただいところであります。決して自衛隊派遣ありきということを我々としては考えておりません。

○井上哲士君 繰り返し言いますが、今回のやっぱり法案作りの中で、与党のプロジェクトチームの議論というのは大変大きな意味があつたと思うんです。その座長の発言として私は大変重たいと思うんですが、浜田防衛大臣にも同じことをお聞きをしたいと思ひます。

この中谷氏は、国家のメッセージとして、やっぱり自衛隊を出すことをこういう言い方もしているわけですね。やはり、ここにはまず自衛隊先にあるきという考えが私はあると思ひますけれども、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 質問の中で中谷先生がそういうふうにおっしゃったという発言ということでありますので、我々としては、そのことよりも我々がどういった形で法案を出したかというのが問題でありますので、我々としては、あくまでも海保が対応できないものを我々がそれを担保して出ていくということでありまして、おのずと、最初から我々が出ていくということではなくて、必ずその議論で、与党のPTの中の議論でも同じようにいろいろな意見があつて、その中で集約された法案がこの法案だということでありまして、座長の発言が、座長自身の思ひ入れもあろうかと思ひますので、我々とすれば、できた法案を見ればきちつとした形ででき上がっているものと思つておるところでございます。

○井上哲士君 じゃ、法案がどうなのかということ

とお聞きしたいと思うんですが、この中谷氏の発言の中で、抑止力、プレザンスという言葉方で軍の派遣、自衛隊の派遣ということと述べられていることも私は非常に重大だと思ひます。こういう考え方とこの海賊対処活動が結び付いたら、例えばソマリア沖での海賊活動が鎮静化しても自衛隊を引き揚げたらまた発生するかもしれない、こういうことを言つて、今後の抑止力だということと引き続き言わば居座るといふこともつながつていくわけですね。

どういふ事態になればソマリア沖での海賊対処活動は終了するということになるんでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) 具体的に起こっている海賊の活動、これが鎮静化すれば終了すると。それが少し長期間にわたるとしても、防衛大臣のところで要項、細目を作ります。その期間を定めた範囲内においてまた国会で報告し御議論をいただくということでありまして、今おっしゃつたような御懸念は当たらないと思つております。

結論は、どの段階で終了するのか、我が国、国民経済にとって大変大事な重要な危機が収まったと、これが終了の時期であります。

○井上哲士君 現在、安保理決議が出ていますけれども、例えば終息宣言のようなものが発出されるのかどうか、こういう新たな安保理決議というものはこの終息にはどういう関係をしてくるんでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) 今度の海賊対処法案というのは国連海洋法条約に我々基づいて作り上げております。国連安保理決議というのは参考にとさせていただいておりますけれども、安保理決議でそういうものが出てくれば、それはそれなりに参考にとさせていただくことになると思ひます。

○井上哲士君 じゃ、確認しますけれども、いわゆる抑止力という考え方でこの地域での活動が鎮静化しても居残ることはない、こういうことだと思ひますが、御答弁は。そのことがどう法案の中に担保されているんでしょうか。

【委員長退席、理事浅尾慶一郎君着席】

○副大臣(加納時男君) この海賊対処行動はいつ終わるかという点に関連する御質問だと思っておりますけれども、国会関与との関係で申し上げますと、この法案におきましては、海賊対処行動について内閣総理大臣が承認したときは、必要性だとか期間などを含めた対処要項ということに国会に決めるときは報告するわけでありすけれども、同じようにして海賊対処行動が終了したときはその結果を報告することにしております。このことにより国会関与ということを法制上、法律上、条文中担保したというところでございます。

○井上哲士君 それは終了をしたということになれば報告になるんでしょうが、まだ必要だと、抑止力のためにプレゼンスを確保することが必要だという判断をすれば報告もされないわけでありすから、それは担保にならないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 本件に関しましては法案第七条の規定しているところでございますが、まず海賊対処行動を命ずる際には、防衛大臣は、あらかじめ関係行政機関の長と協議をして、海賊対処行動の期間などを含む対処要項を定め、これを内閣総理大臣に通知をし、その承認を得なければならぬということにされております。また、内閣総理大臣は海賊対処行動の承認を行ったときは遅滞なく国会に報告すべきこととされております。

このように海賊対処行動は期間を定めて命ずるということになりますので、その期間が経過するとき又はそのときまでに終結をするというのが第一点。また、期間が経過してもなお引き続き海賊対処行動を継続する必要がある場合には、防衛大臣は、必要な期間などを定めた対処要項を改めて作成した上で、総理の承認を得て海賊対処行動を命ずることになるわけでございます。その場合に、総理は、また改めて国会に対して承認をした旨、また、その期間などの内容を国会に遅滞なく報告することになるわけでございます。

このように、海賊対処行動の終期に関しましては国会に対して適切に報告されるものでございまして、また、副大臣の御答弁ございましたように、海賊対処行動が終了したときには総理は遅滞なくその結果を国会に報告するという点にされていられるものでございます。

○井上哲士君 どうも私の問いには答えていただけないと思うんですが、つまり、抑止力とか自衛隊が行くこと自身のプレゼンスが必要なんだと。こういうことがいろんな議論と結び付くと、大変私は危険だと思うんですね。

先ほどの中谷氏の質問を更に使いますと、自国の船舶の安全を期するのは国の当然の責務だ、こういうふうな言われまます。これが限りなくつながらりますと、つまり、世界中どこだって海賊活動の抑止のためだと、あそこで起こるかもしれないということを出してプレゼンスを確保するということすら可能になるんじゃないかと。

ですから、法案に、例えば現実には海賊被害が出ていなければ出すことができないとか、こういう状況になったらもう引き揚げなくちゃいけないとか、こういうことが具体的担保としてあるのか、か、こういうことを聞いているんです。

○井上哲士君 国会の多数である与党のプロジェクトチームの座長が、抑止力、プレゼンスと、こういう言い方、そして自衛隊部門を出すこと自身が必要なんだというのを私は言われておりますからこのことを言うておるわけでありすけれども、今のお話では、結局政府の判断ということになるわけでありまして、法律上の担保については私は納得ができませんが、時間ですので終わります。

○山内徳信君 私も、核持込みの密約について最初に質問をして、時間が残っておればP3Cの質問に入りたいと思います。

沖縄返還のときの密約、そして佐藤総理は沖縄県民に対して、沖縄の返還は核抜き本土並み返還とおっしゃって沖縄県民を喜ばせておりました。そして、今日は、ここで私も井上議員と質問はほぼ一致いたしますが、これから順次進めてまいります。北米局長にあらかじめ伺いたします。

中曽根現外務大臣を尊敬し、信頼しておりますが、お伺いいたします。(発言する者あり) 笑い事じゃありませんよ、これは。

○政府参考人(梅本和義君) 私、中曽根大臣の下で仕事をさせていただいていることを大変光栄に思っております。私の尊敬する大臣でございます。

○山内徳信君 次に、国際法局長に同じ質問をいたします。

○政府参考人(鶴岡公二君) 私も同様でございます。

○山内徳信君 分かりました。

そこで、お二人に伺いたしますが、我が身を滅ぼして浮かぶ瀬もあるという言葉もありまます。お二人とも日本の外交の中枢に座っていて、上司に当たる外務大臣に泥をかぶせる考えなのか。こんな腐れ切った官僚だと日本の真実は表に出てこないんです。そのことを最初に私は指摘しておきたいと思ひます。

(理事浅尾慶一郎君退席、委員長着席)

そこで、次にお二人に質問いたします。

お手元にも資料の配付したこのペーパーは、新聞資料は届いておると思ひます。これは共同通信の配信に基づいて、一か所は沖縄タイムス、一か所、裏の方は琉球新報の記事でございます。

この資料によりまますと、一九六二年九月の、当時の外務大臣の大平正芳外務大臣とライシャワー駐日大使の会見の写真が出ております。こういうふうな写真も出て、そして、ライシャワー大使がその後、一九六三年の四月に外務大臣と会談をしております。この会談のときに、核を積んだ艦船とか航空機の立ち寄りについては核持込みではないという解釈の確認をライシャワー大使がやって、大平外務大臣はそのとき密約の存在を知りまして、了承をしたというのが歴史の真実でございます。

そこで、お二人に質問いたしますが、これから申し上げる外務次官経験者四名の証言がこの資料に出ております。目を通していらつしやると思ひますが、この外務省の事務次官経験者は、この証言はうそであるのかまことなのか、答弁お願いいたします。

○政府参考人(梅本和義君) これは、先ほど来大臣からも御答弁がございましたように、政府が従来から申し上げておるとおり、いわゆる密約というものはございません。この点につきましては、歴代の総理大臣及び外務大臣がそのような密約の存在を明確に否定しているということでございます。

○政府参考人(鶴岡公二君) 北米局長の答弁に同じでございます。

○山内徳信君 現在の北米局長と国際局長は、密約は存在しないということを外交防衛委員会を通して国民に発表いたしました。このことは歴史の真実ではありませんから、これは国家犯罪であります。こういう発言は、真実を表に出すというのがやはり当たり前であつて、真実があつて初めて相手の国も動かせる、外交はやはり駆け引きだけじゃいかぬと思ひます。日本の真実を国民にも外国にも訴えていく、そうでなければいけません。私は、少しこの資料から重要な部分だけ書き抜

いてありますが、今のお二人の答弁からすると、あなたの方の先輩に当たる外務事務次官経験者はうそをついておるということになります。ところが、この四名の方の証言が真実とすると、あなたの方はこの公の場でうそをついたと、うそつきは泥棒の始まりという言葉もあるんです。こういう最高の議決機関、国家の最高のこの場で平然と何年間もうそをつく、こういうことがあつてはいけません。

謝って、事実はありませんと言ったのが当たり前であつて、現職退いたこのあなたの方の先輩は、一人はこう言っておるんです。米軍艦船や米軍機に積まれた核は事前協議の対象にならないという。これは六〇年、一九六〇年から日米間で了解されている、こう言っているんです。だから、次の人は、日本政府は国民にうそをついてきたと、ここら辺で、もううそでしと言つてくれないと、中曽根外務大臣にこれ以上泥をかぶせるようなことをやるな、国民のためにやるなと僕は言っているんです。もう一人の方は、日本側文書が外務省にある、断言していますよ。米側の秘密議事録と全く一言一句変わらないことが書かれている。もう一人の方は、外務省で日米安全保障条約を担当している者は皆知っていると。だからお二人に最初に答弁してもらつたんです。そして、小淵恵三外務大臣と橋本龍太郎氏にも外務省から伝えていいます。そして、最後の方は、国会で事実と違う答弁を続けて何か恥ずかしい思いがあつたと。恥ずかしい思いは今の皆さん方にもあると思うんです。

それをひた隠しに、そしてアメリカではちゃんとその保存期限が切れてもう表に出ておるわけですよ。アメリカではそれがあつたということが事実として国民にも知らされて、沖縄からも国立公文書館に調べに行つた人もおるんですよ。そういう事実があるのに、日本政府、外務省はひた隠しに、ありません、ありません。ここにおるのは、この外交防衛委員会のこの場、ここに座つておるのはどういう人が座つておるのか。国民に代わつて選ばれた人が審議しておるんです。今の海賊対処法を真剣に審議しておるその場での質疑のやり取りなんです。主権在民でしょう。国民主権でしょう。官僚主権か、日本の政治は。違つてしょう。そういうふうには私は怒りを今感じておるんです。

したがいまして、時間がなくなつたら困りますから、私も国政調査権を発動して、その存在をここに明らかにすること、それを外務大臣に要求いたします。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほどから御答弁申し上げておりますけれども、政府は従来から申し上げておりますとおり、委員が御指摘のような密約は存在していません。この点につきましては歴代の総理大臣及び外務大臣がこのような密約の存在を明確に否定しておりますし、したがいまして、このようなことにつきまして改めて関係者に事実関係を確認するということは考えております。

○山内徳信君 委員長、私も国政調査権を発動して、委員会の名においてそのことを要求する。それがかなわないというならば、四名の外務事務次官経験者をこの場に、証人でも、あるいは、まあ証人ですね、発言にやはり責任を負つてもらふ証人としてこの場においていただく、そしてこの場でやはり国民のために真実を語つてもらふ以外にないと思つております。

よろしゅうございますか。
○委員長(橋本和義君) 御提言ですか。
○山内徳信君 はい、要求。
○委員長(橋本和義君) ただいまの山内委員からの御発言については、後刻理事会で協議をいたします。

○山内徳信君 ありがとうございます。
この文書は、事務次官、政権が替わつたり、あるいは内閣が替わつたり、あるいは外務大臣が替わつたりしますと、この秘密確認書たるものは次官の引継ぎ事項になつたというふうに言われておるんです。
くだいようですが、北米局長と国際法局長に、そういうことになつていたかどうかをお伺いいた

します。
○政府参考人(梅本和義君) 繰り返して恐縮でございますけれども、御指摘のような密約は存在しないわけでございます。このことについては歴代の総理、外務大臣も御答弁をされて明確に否定をされておるわけでございますので、ない密約についての引継ぎというふうなものも私も承知しております。

○政府参考人(鶴岡公二君) 私も同様でございます。
○山内徳信君 これは外交防衛委員会を侮辱しておるような発言じゃないですか、答弁じゃないですか。
これを調べようと思つたら、アメリカに渡れば、外務省が行つてないというならば、アメリカへ行つてその原文が横文字をもらつてきたらいいじゃないですか。そして、ありましたという報告をするかね。あるいは、あなたの方の金庫の中にもう深く隠してしまつて、カビが生えておるんじゃないですか。そういう、日本の外交史上で、外交史上でこれほど国民に何十年にわたつて、あるのではありません、ありませんと。

そして、あなたの方がつてきたのは、沖縄返還の密約だつて、ちゃんとアメリカ政府がお金を出した形にしておいて、そのお金は日本政府がアメリカに密約で回したじゃない。そんなの平気でやるじゃない。冗談じゃない。
橋本元総理と小淵元総理には、やはり外務省が信用していただ、こう言うんですね。外務省は、自分たちが信用していた政治家には密約の内容を知らせていた。だから、私は、今の中曽根外務大臣にはそのことを知らせたのかと言つたら、あなた方は尊敬して信頼しておりますと。尊敬して信頼しておるならば、どうして小淵外務大臣と同じように今の中曽根外務大臣になぜ報告しないんだ。それは、あなた方は報告したが外務大臣が伏せておるの、どっちなの。答弁してください。
○政府参考人(梅本和義君) まず、そのような密約が存在するという前提でそれについて報告をし

ているかどうかということが信頼しているかどうかという御質問でございますが、そもそもそのような密約は存在していません。
したがつて、私も、大臣を大変尊敬し信頼申し上げておりますけれども、そのようなものを大臣に報告するというようなことはないわけでございます。

○政府参考人(鶴岡公二君) 私も同様でございます。
○山内徳信君 ならば、アメリカにある秘密議事録というのはアメリカが勝手に作つたものでしょいかね。北米局長、答えてください。
○政府参考人(梅本和義君) これも以前に何回か国会でも御審議をいただいておりますけれども、その際に、政府としては、アメリカの文書については特段コメントする立場にはないということでございます。

○山内徳信君 私はやはり、もう外務省は、今日のこの審議に向けても、委員会に向けても、あしたはこういう対応をしようと、絶対口は割らぬでおこうと、そういう話合いをやつたんですか、中曽根外務大臣。
○国務大臣(中曽根弘文君) あしたはこういう答弁をしようということはこの件に関して打合せを、打合せといいますが、そういうようなことはやつておりません。委員の御質問に対して私たちの見解を淡々と述べさせていただいているところです。

○山内徳信君 私は、この国の政治の最終決定をするのはやはり国会議員であり、あるいは政治家だと思つておるんです。そういうやはり民主的な政治の日本にあつて、アメリカとのこの関係、核問題をめぐつて、やはりずっと伏せ続けておると。そして、岸信介総理大臣から政権が池田勇人に移つていったでしょう。私は印象深く池田内閣のあの政策を見ていましたよ、まだ若い、二十代でしたがね。所得倍増とか。そして、池田勇人内閣の国会答弁が出て、やはり航空機とか船舶が入ってくる、それに積まれておるのは事前協議の対象

しているかどうかということが信頼しているかどうかという御質問でございますが、そもそもそのような密約は存在していません。
したがつて、私も、大臣を大変尊敬し信頼申し上げておりますけれども、そのようなものを大臣に報告するというようなことはないわけでございます。

になるという、そういう立場に池田勇人総理は立ったわけですよ。

したがって、そういう動きをアメリカ側は大変気にしまして、一九六三年の四月に、この写真は六二年の写真です。六三年の四月にライシャワー大使が大平外務大臣を訪ねて会談をして、そして密約の存在を大平外務大臣は知って、そして承したと、事前協議の対象にしないという了承をしたという話なんです。

外務大臣、本場に外務省の金庫を捜して、なければ、本場に国家のどこかに、官邸かどこかになければ、私は声を大にして今質問をしてきましたから、謙虚に素直に謝ります。謝ります。もし外務省にあったと、そして四名の先輩が証言しておるような事実が存在していたというときには、外務大臣はどういう責任を取られますか。

○国務大臣(中曾根弘文君) 仮定の御質問にはお答えいたしかねます。文書はないということでございますし、それを、ないものはないということでありまして、責任も何も、先ほどから申し上げておるとおりで、歴代の総理も外務大臣もそういうように明確にその存在を否定しているわけでございます。

○山内徳信君 私、これほど大きな問題を、平和憲法があって、そして日本は非核三原則があって、今日まで六十四年間も他国と戦争もしないで平和のうちに暮らしてこれたわけですよ。そういう意味で、この核問題の密約存在についてはやはり明らかにしておく必要がありますよ。そういう意味で、私は、私が間違っていたら、謙虚に国民に対しても外務省、政府に対しても間違っていましたと謝ります。

そして、最後にいたしますが、北米局長と国際法局長は、もしあなたの方の金庫にあった場合にはどうなさいますか。仮定の話とおっしゃったらいけませんよ、仮定の話と言ったら。あなたの方のこの先輩の四名はうそつきなのか。事務次官もやった経験者、うそつきなのか、これは。違うだろうが。この人々もあなたの方尊敬していた先輩でしょう。

う、あなたの方を鍛えた先輩でしょう。人間らしい答弁やれよ。

○政府参考人(梅本和義君) 私、北米局長になりまして、私の部屋の書類は隅から隅まで全部見ただけではございませんけれども、そういう書類は見ただけではないということでございますので、私の部屋には存在しているというふうには考えておりません。したがって、そういう意味で、先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、そもそもそのような密約はないということでございます。

○政府参考人(鶴岡公二君) 私の執務室にもかぎの掛かる書類棚がいろいろございます。多々文書が入っておりますが、ただいままでいろいろ御指摘になりましたような密約に相当するものを私は見たことがございませんし、そのような引継ぎを受けたこともございません。

○山内徳信君 これで最後にいたしますが、政府は、例えば厚労省の年金問題だって資料がないないと言っているじゃない、五千万件とか。これは厚労省の話なんです。したがって、外務省にもそれだけ多くの資料とか文書ありますから、改めて金庫とか重要書類入るところ、それはちゃんとありますよ、ありますよ。そして、大平外務大臣の時代のこの六二年とか六三年の会見の記録だ出てくるじゃないよ。そういうところを捜して、あったならば改めてこの場で報告をしてほしいと思います。

以上で終わります。
○委員長(榊原英津也君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時二十三分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、ソマリア海賊対策での自衛隊派兵の反対に関する請願(第二二〇九号)
一、核兵器禁止条約の早期締結に関する請願(第二二四四号)

一、米軍基地の再編・強化計画をやめることに
関する請願(第二二九七号)

一、七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願(第二三〇〇号)(第二三三三七号)(第二三三八号)

一、海外派兵恒久法反対、新テロ特措法廃止に関する請願(第二三五九号)
一、ソマリア海賊対策での自衛隊派兵に反対することに関する請願(第二三六〇号)(第二三六十一号)

一、七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願(第二三七四号)

第二二〇九号 平成二十一年五月十八日受理
ソマリア海賊対策での自衛隊派兵の反対に関する請願
請願者 名古屋市長東区大針一ノ二九〇
紹介議員 井上 哲士君
久野勝幸 外五千五百四名

政府は、ソマリア沖の海賊問題で、海上自衛隊を海上警備行動として派兵するとともに、武器使用の拡大などに道を開く「海賊対処法案」の成立を急いでいる。海賊対策は犯罪対策であり、マラッカ海峡で海賊対策に実績もある海上保安庁の経験と力もいかし、資金、技術面で周辺国への援助を始め国際協力すべきである。また根本的な対策として、ソマリアの無政府状態を解決し、国民生活の安定のため国際協力に日本が積極的な役割を果たすことが求められている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、海賊対処法案を廃案にすること。
二、ソマリア沖に派兵した自衛隊を撤退させること。

第二二四四号 平成二十一年五月十九日受理
核兵器禁止条約の早期締結に関する請願
請願者 広島市安佐南区長楽寺一ノ六三ノ

八 坂本裕 外六千七十二名
紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第二二九七号 平成二十一年五月二十日受理
米軍基地の再編・強化計画をやめることに
関する請願
請願者 札幌市北区新琴似八条一ノ三ノ五
紹介議員 紙 智子君
ノ六〇九 藤井和子 外四名

沖縄駐留米海兵隊のグアム移転に関する協定は、グアムに米軍基地を建設するために日本が一億ドル(財政支出二分八億ドル)も負担をする世界に例を見ない協定であり、移転による県民の負担軽減を口実にしているが、沖縄では逆に基地強化が図られている。また、グアム移設と名護・辺野古の新基地建設など米軍再編・強化の計画(ロードマップ)の実現を再確認し、国民が拒否している基地建設を条約化し、押し付けられるものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、辺野古の新基地建設を始め、米軍基地の再編・強化計画をやめること。

第二三二〇号 平成二十一年五月二十日受理
七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願
請願者 横浜市港南区野庭町六三七ノ二ノ四〇五 山之井大介 外九百九十
九名
紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二三五七号 平成二十一年五月二十一日受理
七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願
請願者 神奈川県相模原市上溝四ノ五ノ三
八 田口勝彦 外九百九十九名
紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二三五八号 平成二十一年五月二十一日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 横浜市神奈川区大口仲町一九四ノ

三二三 篠原繁 外九百九十九名

紹介議員 石井 一君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二三五九号 平成二十一年五月二十一日受理

海外派兵恒久法反対、新テロ特措法廃止に関する請願

請願者 静岡県島田市大柳七七ノ五 増

田康子 外二百八十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇五二号と同じである。

第二三六〇号 平成二十一年五月二十一日受理

ソマリア海賊対策での自衛隊派兵に反対することに関する請願

請願者 愛知県岡崎市森越町字郷前二八ノ

七 佐土原正志 外千九百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二六三号と同じである。

第二三六一号 平成二十一年五月二十一日受理

ソマリア海賊対策での自衛隊派兵に反対することに関する請願

請願者 茨城県つくばみらい市板橋一、八

五四ノ七 菅原幸子 外千四百十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一二六三号と同じである。

第二三七四号 平成二十一年五月二十一日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 神奈川県小田原市酒匂二ノ一四ノ

二八ノ一〇二 富岡英頼 外九百九十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

(第二三九四号)(第二四一〇号)(第二四三二号)

請願者 神奈川県小田原市酒匂二ノ一四ノ

二八ノ一〇二 富岡英頼 外九百九十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

(第二三九四号)(第二四一〇号)(第二四三二号)

一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第二四四五号)

一、七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

(第二四八一号)

第二三九四号 平成二十一年五月二十二日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 茨城県つくば市下広岡三〇三ノ一

梅津正信 外八百七十三名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二四一〇号 平成二十一年五月二十二日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 神奈川県小田原市鴨宮二一七

大角正行 外九百九十九名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二四三二号 平成二十一年五月二十二日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市遠藤八六八ノ五

中村真知子 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二四四五号 平成二十一年五月二十二日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 横浜市旭区中沢三ノ三八ノ二八

渡邊文夫 外五百五十五名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二四八一号 平成二十一年五月二十五日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 横浜市金沢区並木三ノ五ノ三ノ四

〇三 大川三郎 外九百九十九名

紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第二五〇二号)(第二五〇三

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二四八一号 平成二十一年五月二十五日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 横浜市金沢区並木三ノ五ノ三ノ四

〇三 大川三郎 外九百九十九名

紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二五〇二号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 愛知県春日井市弥生町松本一、四

九二ノ二 佐藤啓子 外二百六十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇三号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 兵庫県南あわじ市賀集生三三三七

ノ一 堤千鶴子 外二百六十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇四号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 北海道旭川市二条通一五丁目右九

波岡知朗 外二百六十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇五号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ四ノ四ノ四

F 柴田真佐子 外二百六十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇六号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 福島県白河市天神町二八 酒井洋

子 外二百六十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇七号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 北九州市八幡東区枝光本町五ノ一

〇 福島繁行 外二百六十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇七号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 北九州市八幡東区枝光本町五ノ一

〇 福島繁行 外二百六十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇八号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 北海道旭川市二条通一五丁目右九

波岡知朗 外二百六十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇九号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ四ノ四ノ四

F 柴田真佐子 外二百六十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五〇一〇号 平成二十一年五月二十六日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 茨城県つくば市下広岡三〇三ノ一

梅津正信 外八百七十三名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二五〇一一号 平成二十一年五月二十二日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 神奈川県小田原市鴨宮二一七

大角正行 外九百九十九名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二五〇一二号 平成二十一年五月二十二日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市遠藤八六八ノ五

中村真知子 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二五〇一三号 平成二十一年五月二十二日受理

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市遠藤八六八ノ五

中村真知子 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第二五〇八号 平成二十一年五月二十六日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に
関する請願

請願者 大阪市淀川区木川東二ノ三ノ一四
松長政子 外二百六十五名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五六三号 平成二十一年五月二十七日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に
関する請願

請願者 埼玉県草加市八幡町四九七ノ一
小池由美子 外七百六十三名
紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第二五九八号 平成二十一年五月二十七日受理
七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基
地建設の断念を求めることに関する請願

請願者 横浜市港南区芹が谷五ノ五二 浅
野邦二 外九百九十九名
紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

平成二十一年六月十二日印刷

平成二十一年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P